鶴ヶ島市高齢者福祉計画
第9期 介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

誰もが安心していきいきと暮らすことのできる
地域共生社会の実現

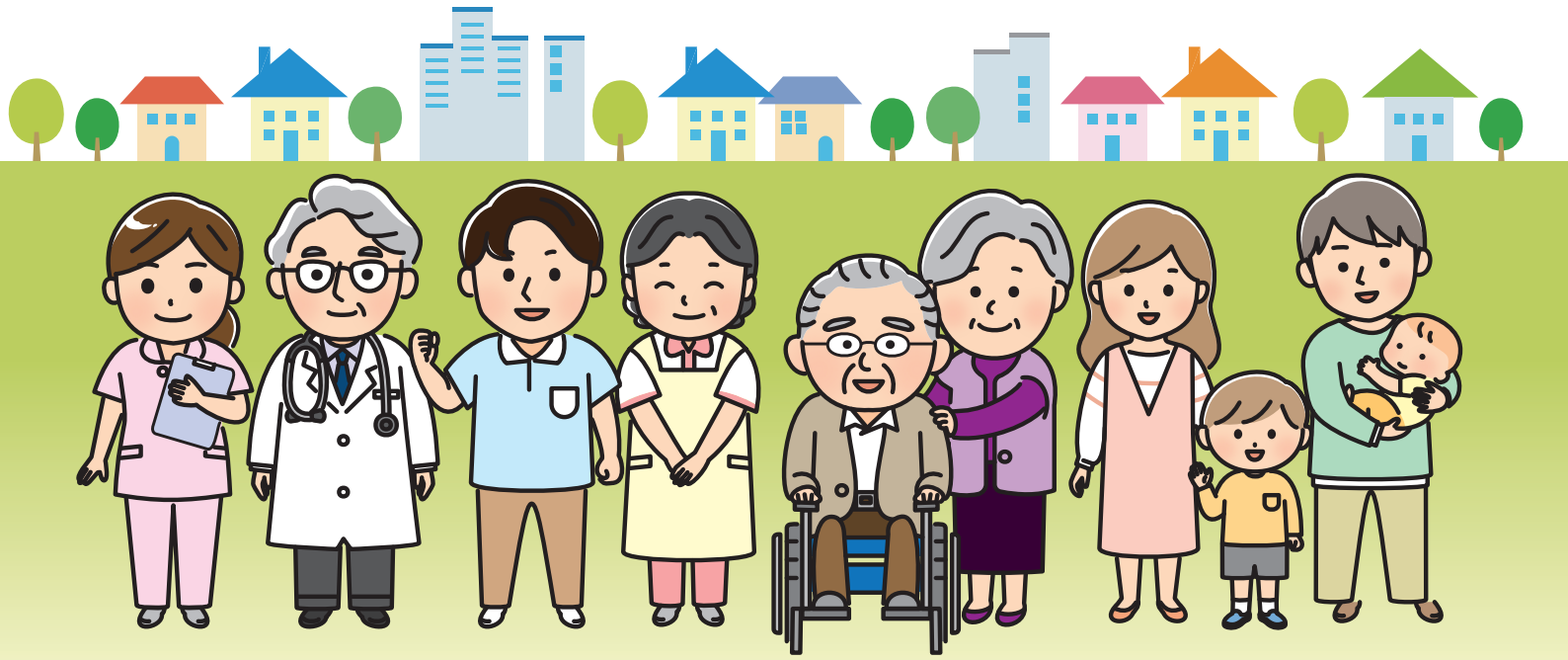

令和6年3月
鶴ヶ島市

はじめに

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成１２年に創設され、介護を必要とする高齢者及びその家族の生活には無くてはならないものとして定着・発展してきました。

本市は、令和４年に７５歳以上の後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、大きな転換期を迎えました。令和７年には団塊世代の全てが７５歳以上となり、令和２２年には団塊ジュニア世代が６５歳以上となることから、さらに高齢化が進み、介護や医療などのニーズが増大することが見込まれます。

高齢者に係る介護の問題は、年々多様化・複雑化してきており、また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域活動の自粛や交流機会の減少など、高齢者の心身の健康に多大な影響を与えるものとなりました。

高齢者の皆様がいつまでも自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護や介護予防、医療はもとより、住まいや生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保されるよう「地域包括ケアシステム」を深化・推進させていく必要があります。

本市では『誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現』を基本理念として掲げ、令和６年度から令和８年度までを計画期間とする「鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画」を策定しました。

本計画では、健康づくりと介護予防事業の充実、地域包括支援センターの相談支援体制等の強化、在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進、在宅生活を支えていくサービス基盤の整備などの取組を着実に実施し、多様な主体が参画する、つながりと支え合いのある地域共生社会の実現を目指していきます。

事業の実施に当たっては、市民の皆様をはじめ、医療・福祉・地域の関係団体及び介護事業者等との連携が肝要となってまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、各種アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました介護保険運営審議会委員及び関係機関の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和６年３月

鶴ヶ島市長　齊藤　芳久

目　次

第１章　計画の概要 1
　１　計画の背景と趣旨 3
　２　計画の位置づけ 4
　３　計画期間 5
　４　策定体制 6
　５　関連法令・制度の動き 7

第２章　高齢者を取り巻く現状 9
　１　人口の状況 11
　２　世帯の状況 14
　３　高齢者の状況 15
　４　アンケート調査の概要 20
　５　介護保険サービスの給付状況 32
　６　日常生活圏域の状況 35
　７　第８期計画の進捗評価 43
　８　高齢者施策における課題 49

第３章　将来推計 53
　１　人口推計 55
　２　要支援・要介護認定者数の推計 57
　３　高齢者世帯の推計 58
　４　認知症高齢者数の推計 59
　５　日常生活圏域ごとの推計 60

第４章　計画の基本的な考え方 61
　１　基本理念 63
　２　基本目標 64
　３　施策体系 66
　４　日常生活圏域の設定 67

第５章　施策の展開 69
基本目標１　誰もが住み慣れた地域で共に暮らすために、地域包括ケアシステムの深化・推進
　　を図ります 71
　１　健康づくりと介護予防の充実 72
　２　介護予防・生活支援サービスの充実 78
　３　在宅医療と介護の連携の推進 80
　４　地域包括支援センターの充実・強化 83
　５　地域共生社会の構築 85

基本目標２ 誰もが自分らしく安心して暮らすために、地域で支え合う仕組みづくりを進め、
日常生活を支援します 87
１ 高齢者在宅福祉の充実 88
２ 地域による支え合いの促進 93
３ 認知症高齢者を支える地域づくりの推進 95
４ 権利擁護支援の推進 99
◆第二期鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画◆ 100
５ 安心・安全な生活環境の推進 103

基本目標３ 誰もが健康でいきいきと暮らすために、高齢者の活躍の場と居場所を確保
します 107
１ 生きがいづくりの推進 108
２ 社会参加の促進 110

基本目標４ 誰もが安心して介護サービスを受けられるようにするために、介護保険制度の
安定的な運営を推進します 113
１ 介護保険サービスの充実 114
２ 介護保険事業費の見込み 122
３ 介護給付の適正化等の推進 129
４ 安定的な事業所運営に向けた支援 133

第６章 計画の推進 135
１ 関係機関・団体等との連携 137
２ 計画の進捗管理及び評価 138

資 料 編 139
１ 鶴ヶ島市介護保険運営審議会委員名簿 141
２ 諮問書 142
３ 答申書（介護保険サービス見込量及び介護保険料率について） 143
４ 答申書（地域支援事業及び高齢者在宅福祉サービス等について） 144
５ 鶴ヶ島市介護保険運営審議会開催経過 146

第１章　計画の概要

１　計画の背景と趣旨

（１）持続的な介護保険制度の維持と地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度は、平成12年（2000年）の創設から20年以上が経過し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきました。

総人口が減少傾向に転じる中、高齢者数は増加し続けており、令和7年（2025年）には、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり、令和16年（2034年）にはより介護ニーズの高い85歳以上人口が大幅に増加するほか、令和22年（2040年）には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になり、介護ニーズの拡大とあわせて担い手不足の深刻化が懸念されます。

今後、介護保険制度の持続可能性を維持しながら十分なサービスを確保していくためには、中長期的な視点によるサービス基盤の整備や介護予防の推進に加え、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが求められます。

このような人口・世帯構成や介護ニーズの拡大、地域社会の変化があっても、介護や介護予防、医療はもとより、住まいや生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保されるよう、地域の実情に応じて「地域包括ケアシステム」を深化・推進させていく必要があります。

（２）地域共生社会を目指した体制づくり

医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な人は高齢者に限られず、生活困窮者、独居者、障害者、ひとり親家庭や、これらの要素が複合的に重なり合うケースに対応するため、各制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた取組を進める必要があります。このような取組を通じて、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が、「地域包括ケアシステム」の目指す方向であるとも言えます。

鶴ヶ島市（以下、本市という。）では、令和4年度を初年度とする「第3次鶴ヶ島市地域福祉計画」に基づき、地域共生社会の構築を目指して包括的な支援体制づくりに取り組んでおり、こうした方向性との整合性を図りながら、関係分野・機関と連携した取組を推進していくことが必要です。

（３）鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の策定

鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下、本計画という。）は、このような背景を踏まえ、高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、中長期的な将来のまちの姿などを見据えつつ、令和6年度から令和8年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。

また、介護給付等対象サービスの提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進するために策定します。

2　計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき、地域における高齢者等の福祉ニーズと必要なサービス量を明らかにし、サービス供給体制を計画的・効率的に整備することを定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、要介護者等の人数や利用意向等を勘案し、介護給付サービスの種類ごとに必要量を見込むとともに、当該供給量を確保するための方策等の事項及び地域支援事業に関する事項を定めるものです。

いずれの計画も、すべての市町村に策定が義務付けられているもので、「3年を1期」とし、一体的に策定することとされています。

なお、本計画の「基本目標2　誰もが自分らしく安心して暮らすために、地域で支え合う仕組みづくりを進め、日常生活を支援します」内に規定する「4　権利擁護支援の推進の（2）」については、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。

（2）関連計画との関係

本計画は、本市の高齢者福祉に関する総合的な計画として、本市の特性を踏まえるとともに、上位計画である「第6次鶴ヶ島市総合計画」及び埼玉県が策定する「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県地域保健医療計画」等との整合性を図ります。

また、本市の「地域福祉計画」や「障害者支援計画」、「健康づくり計画・食育推進計画」等の関連計画や施策と関係性を保持するものとします。

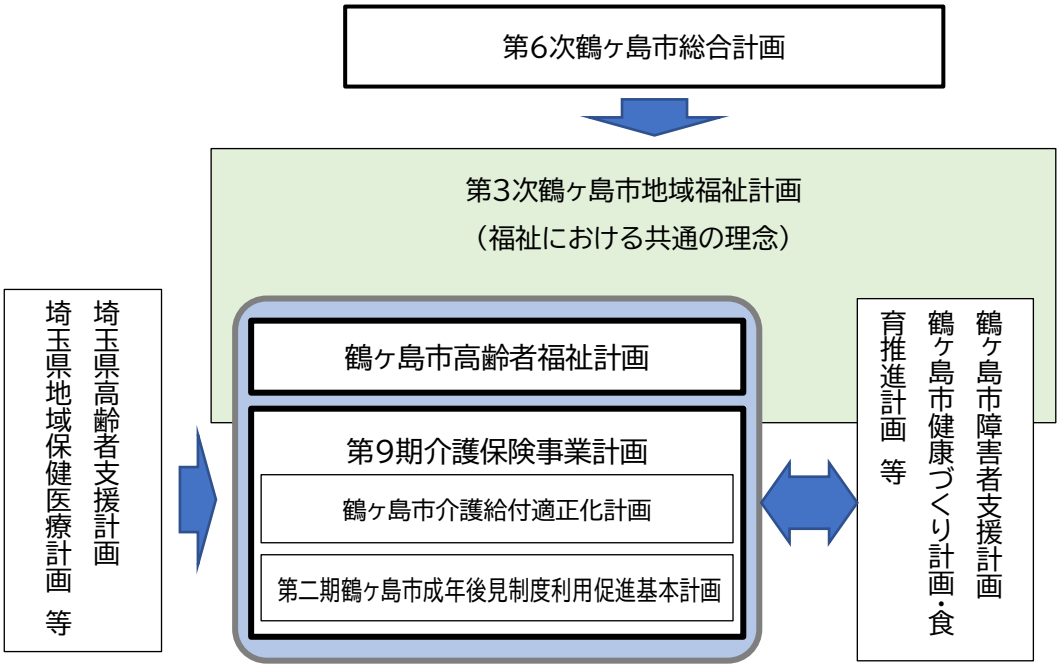

３　計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）頃までの将来を見据えた視点を持つものです。

なお、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。

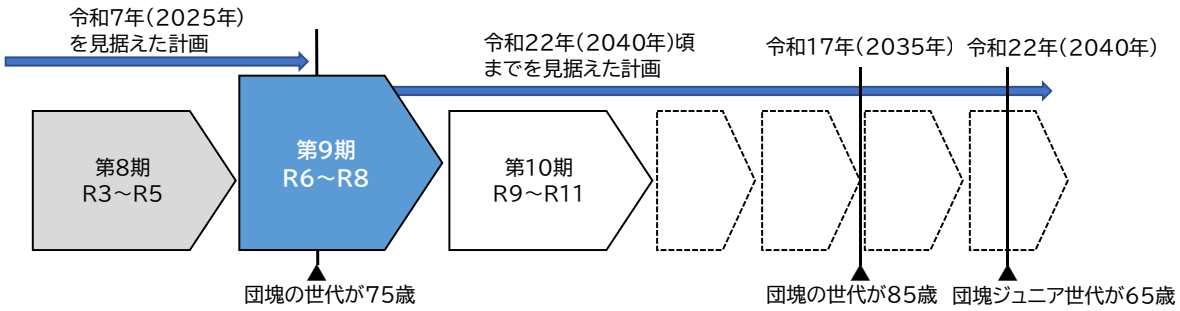

４　策定体制

（１）鶴ヶ島市介護保険運営審議会等における検討・審議

被保険者代表、医療･保健･福祉･地域活動団体関係者によって構成する「鶴ヶ島市介護保険運営審議会」を開催し、検討･審議を行いました。

また、「鶴ヶ島市高齢者福祉計画･介護保険事業計画策定庁内検討委員会」において、取組内容等の検討を行いました。

（２）アンケート調査の実施

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の生活実態や健康状態、高齢者が抱える生活課題及び介護保険や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

②在宅介護実態調査

要支援・要介護認定を受け、在宅で暮らしている方及びその介護をしている方から、家族介護の実態、施設入所の検討状況、家族介護者の就労状況等を把握するため、「在宅介護実態調査」を実施しました。

③在宅生活改善調査

居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、在宅生活の継続が困難になっている利用者の状況や継続の維持に必要なサービス等を把握するため、「在宅生活改善調査」を実施しました。

④関係団体等ヒアリング調査

介護保険サービス提供事業所、地域包括支援センター、地域支え合い協議会、市社会福祉協議会、シルバー人材センターを対象に、各団体等の活動状況や他団体等との連携状況、充実すべき支援・サービス、高齢者施策推進における課題等について伺うアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

（３）市民コメント（パブリック・コメント）の実施

市民コメント制度に基づき、令和５年１２月２２日から令和６年１月２１日までの間、広く市民から本計画（素案）に関する意見を伺い、計画への反映に努めました。

５　関連法令・制度の動き

（１）第９期計画における国の基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

市町村は、基本指針に即して、「3年を1期」とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

基本指針において示された第9期介護保険事業（支援）計画の見直しのポイントの概要は以下のとおりです。

①介護サービス基盤の計画的な整備

○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの適切な見込みを踏まえた介護サービス基盤の計画的な確保
○医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえた医療・介護連携の強化
○地域密着型サービスの更なる普及や複合的な在宅サービスの整備推進、在宅療養支援の充実

②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

○地域共生社会の実現に向けて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から総合事業の充実の推進
○地域包括支援センターの業務負担の軽減と質の確保
○認知症に関する正しい知識の普及啓発による認知症への社会の理解促進
○デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備
○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化など保険者機能の強化

③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

○介護人材を確保するための処遇改善、人材育成支援、職場環境改善、外国人材受入環境整備など
○都道府県主導の下での生産性向上に資する様々な支援・施策の総合的な推進
○介護サービス事業者の財務状況等の見える化の推進

（２）認知症基本法の制定

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、認知症基本法という。）が成立しました。

認知症基本法に示された基本理念は以下のとおりです。

①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

（３）重層的支援体制整備事業の創設

令和３年６月に成立した改正社会福祉法において、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

第２章　高齢者を取り巻く現状

１　人口の状況

（１）総人口及び年齢区分別人口の状況

本市の総人口は平成30年まで増加傾向にありましたが、令和2年にかけて一旦減少し、その後、増加傾向に転じていましたが、令和5年には再び減少し、70,106人となっています。

年齢別にみると、40歳未満は減少傾向、40～64歳は概ね横ばい、65歳以上の高齢者は増加傾向となっており、高齢化率が令和5年時点で29.4%まで上昇しています。

■年齢区分別人口及び割合の推移

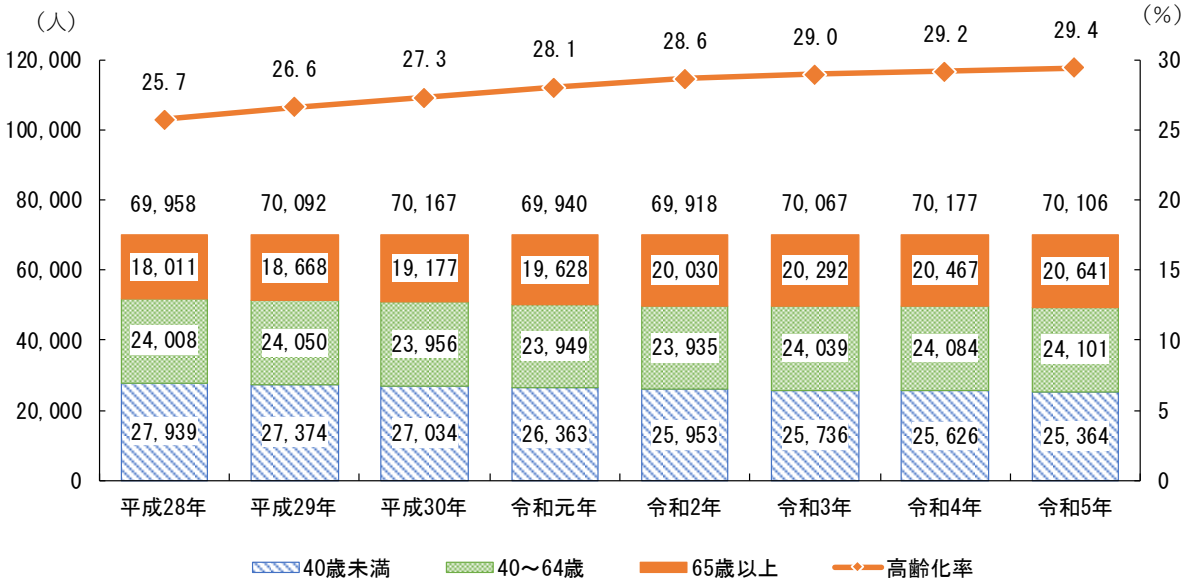

単位：人

市全体	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	**69,958**	**70,092**	**70,167**	**69,940**	**69,918**	**70,067**	**70,177**	**70,106**
40歳未満	27,939	27,374	27,034	26,363	25,953	25,736	25,626	25,364
（構成比）	(39.9%)	(39.1%)	(38.5%)	(37.7%)	(37.1%)	(36.7%)	(36.5%)	(36.2%)
40～64歳	24,008	24,050	23,956	23,949	23,935	24,039	24,084	24,101
（構成比）	(34.3%)	(34.3%)	(34.1%)	(34.2%)	(34.2%)	(34.3%)	(34.3%)	(34.4%)
65歳以上	18,011	18,668	19,177	19,628	20,030	20,292	20,467	20,641
（構成比）	(25.7%)	(26.6%)	(27.3%)	(28.1%)	(28.6%)	(29.0%)	(29.2%)	(29.4%)

出典：住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）

（２）高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、令和5年時点で20,641人となっています。平成28年以降一貫して増加傾向にありますが、その伸びは鈍化してきています。

年齢別にみると、65歳から74歳の前期高齢者は減少傾向です。75歳以上の後期高齢者は増加傾向にあり、高齢者全体に占める割合も5割を超えています。

■年齢別高齢者人口の推移

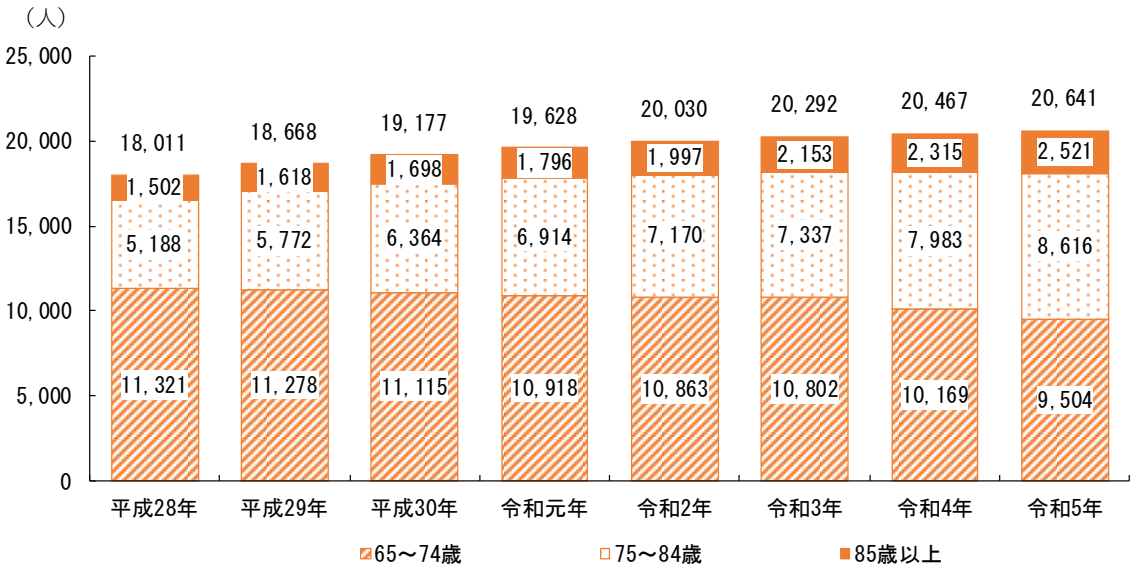

出典：住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）

■前期・後期高齢者割合の推移

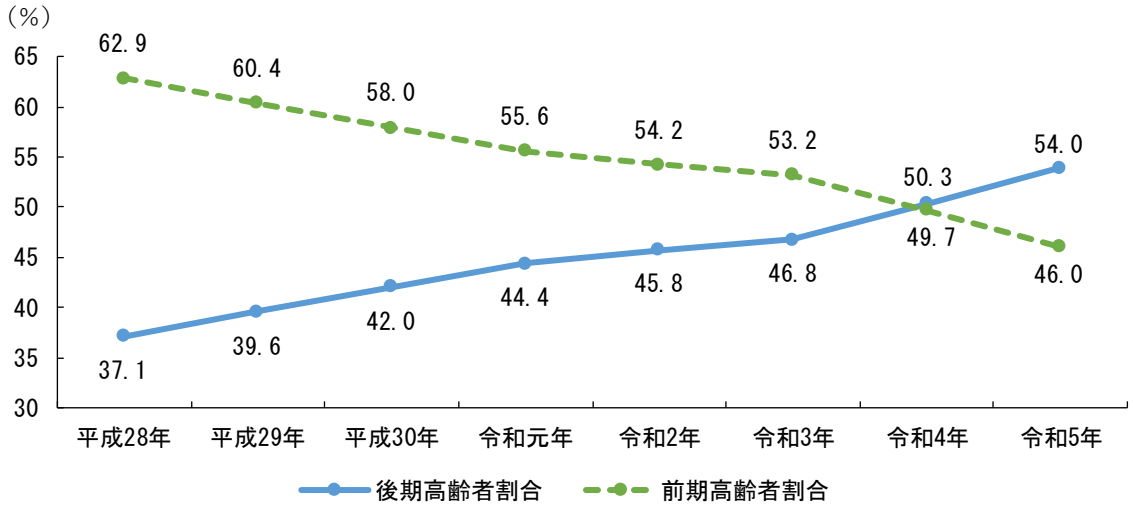

出典：住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）

日常生活圏域ごとの高齢者の状況をみると、高齢者人口は、北部地区で最も多く、南部地区で最も少なくなっています。高齢化率は、南部地区が最も高く、西部地区が最も低い地域となっています。

高齢者人口および高齢化率の推移をみると、いずれの地区も高齢者人口は増加傾向にありますが、西部地区では増加率がやや低くなっています。東部地区、南部地区では高齢化率の増加幅が西部地区、北部地区と比べて高くなっています。

■日常生活圏域ごとの高齢者人口・高齢化率の推移

［高齢者人口］

単位：人

圏域名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加数	増加率
西部（かんえつ）	4,967	5,072	5,196	5,271	5,349	5,355	5,395	428	8.6%
北部（いちばんぼし）	5,708	5,907	6,027	6,127	6,213	6,256	6,331	623	10.9%
東部（ぺんぎん）	4,854	4,977	5,089	5,217	5,291	5,383	5,381	527	10.9%
南部（いきいき）	3,139	3,221	3,316	3,415	3,439	3,473	3,534	395	12.6%

［高齢化率］

単位：％

圏域名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加P	増加率
西部（かんえつ）	25.1	25.7	26.3	26.6	27.0	27.1	27.3	2.2	8.8
北部（いちばんぼし）	27.0	27.7	28.5	28.8	29.1	29.2	29.3	2.3	8.5
東部（ぺんぎん）	26.6	27.2	27.9	28.9	29.2	29.5	29.8	3.2	12.0
南部（いきいき）	28.9	29.9	30.7	31.7	31.9	32.2	32.9	4.0	13.8

※ 増加数、増加Pは、H29からR5までの増加分。増加率は、H29に対する増加数、増加Pの割合。なお、高齢化率は小数点第２以下を四捨五入して表示しているため、表示上の数値における計算結果と異なる場合があります。

出典：住民基本台帳人口（各年１０月１日現在）

国勢調査の結果から高齢化率の推移を全国、埼玉県と比較すると、平成12年時点では本市の高齢化率は9.3%と低い水準にありましたが、国、県を上回る伸びにより、平成27年で埼玉県と同程度の24.9%、令和2年には全国を上回る29.0%まで上昇しています。

■全国・埼玉県・鶴ヶ島市の高齢化率の推移

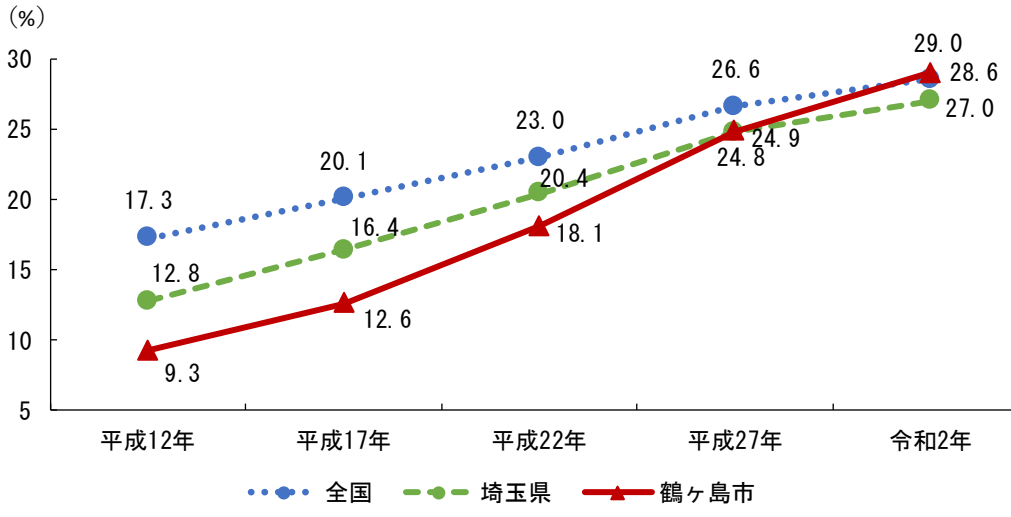

出典：国勢調査

2　世帯の状況

（1）世帯数の推移

本市の一般世帯数は一貫して増加傾向にあり、令和2年時点で30,502世帯となっています。1世帯あたり人員は平成12年の2.8人から令和2年には2.3人まで減少しており、核家族化やひとり暮らし世帯の増加がうかがえます。

■一般世帯数、1 世帯あたり人員の推移

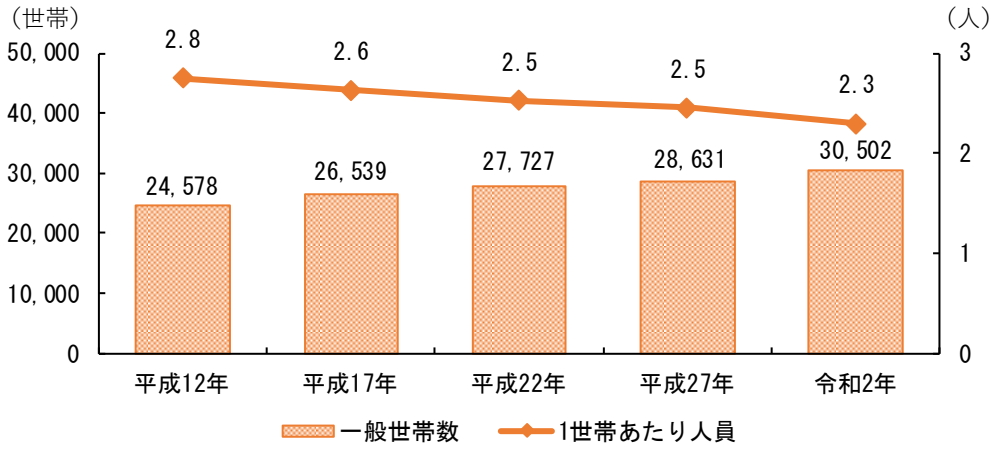

出典：国勢調査

（2）高齢者のみの世帯数の状況

高齢者のみの世帯数は年々増加し、令和2年には高齢単身世帯が3,421世帯、高齢夫婦世帯が3,910世帯となっており、全世帯に占める割合はそれぞれ1割強まで上昇しています。

■高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数の推移

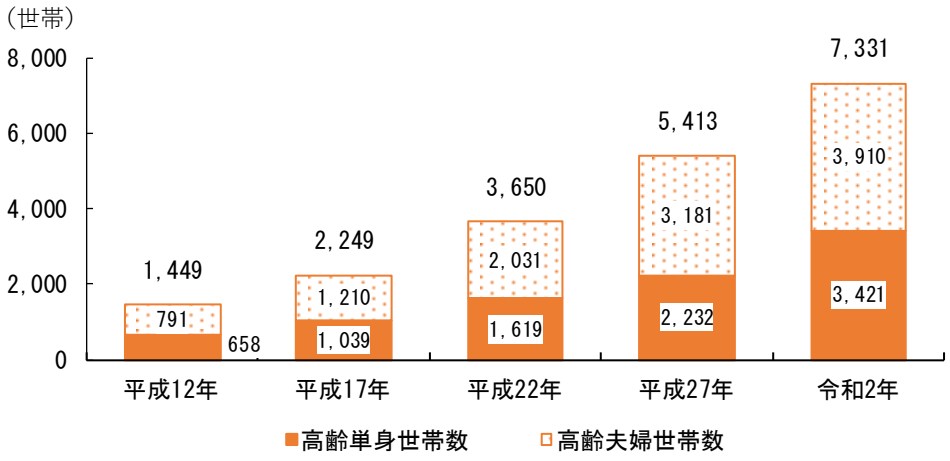

単位：%

世帯構成	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢単身世帯割合	2.7	3.9	5.8	7.8	11.2
高齢夫婦世帯割合	3.2	4.6	7.3	11.1	12.8

出典：国勢調査

３　高齢者の状況

（１）要支援・要介護認定者の状況

要支援･要介護認定者数は一貫して増加してきており、平成28年の2,042人から令和5年には2,951人となっており、7年間で909人(44.5%)増加しています。

第1号被保険者における認定率も年々上昇しており、令和5年時点で14.0%となっています。

要介護度別構成比の推移をみると、要支援1･2の割合が増加し、要介護1･2の割合が減少しています。

■要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

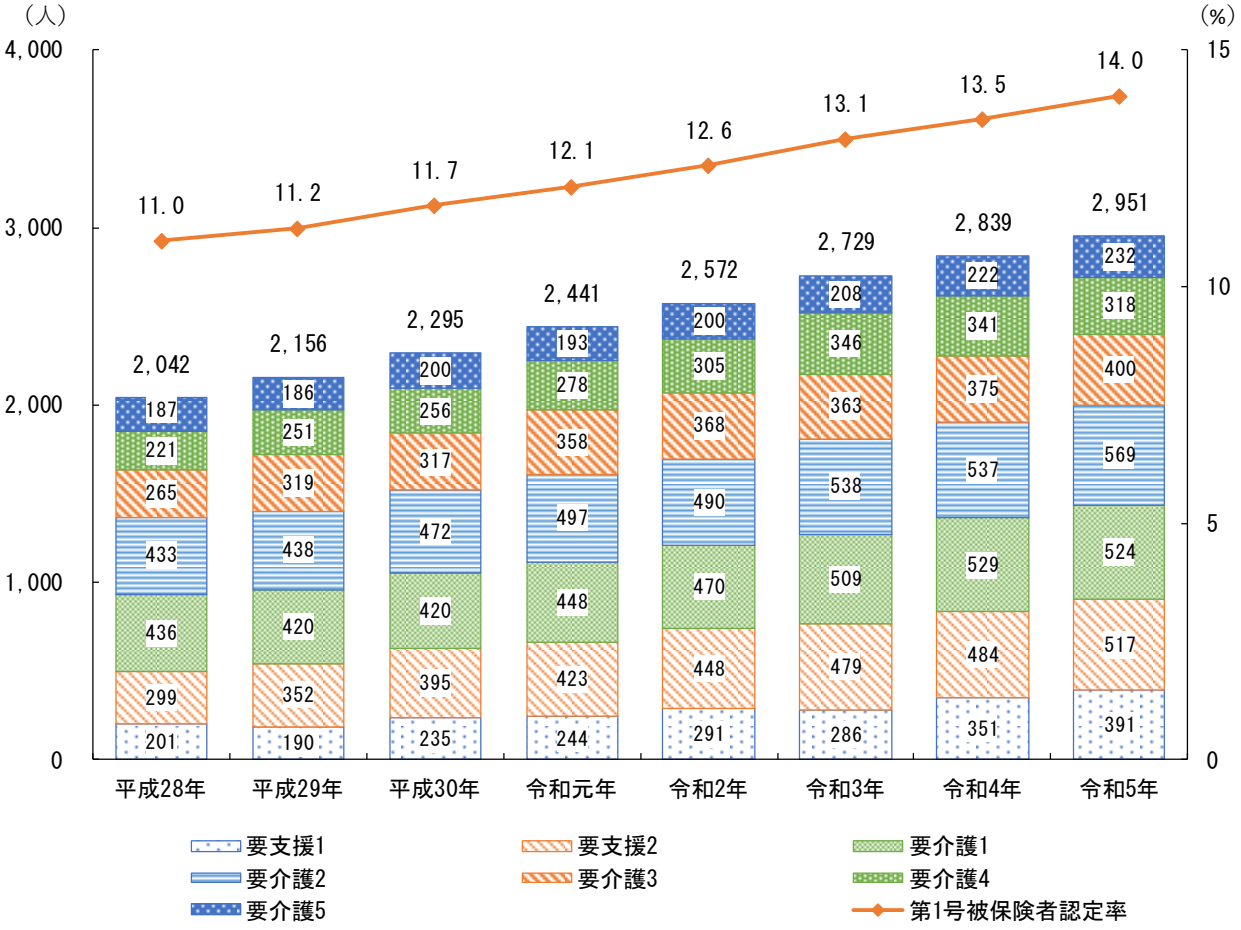

出典：介護保険事業状況報告（各年９月末現在）

■要介護度別構成比

単位：%

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	9.8	8.8	10.2	10.0	11.3	10.5	12.4	13.2
要支援2	14.6	16.3	17.2	17.3	17.4	17.6	17.0	17.5
要介護1	21.4	19.5	18.3	18.3	18.3	18.7	18.6	17.8
要介護2	21.2	20.3	20.6	20.4	19.0	19.7	18.9	19.3
要介護3	13.0	14.8	13.8	14.7	14.3	13.3	13.2	13.6
要介護4	10.8	11.7	11.2	11.4	11.9	12.7	12.0	10.8
要介護5	9.2	8.6	8.7	7.9	7.8	7.6	7.8	7.9

出典：介護保険事業状況報告（各年９月末現在）

認定率の推移を全国、埼玉県と比較すると、本市の認定率は全国、埼玉県より低い水準で推移しており、調整済み認定率を比較しても、低く抑えられています。

日常生活圏域ごとの認定者数、認定率の状況をみると、特に北部地区で認定者数、認定率の上昇幅が大きくなっています。南部地区では平成29年時点では認定率が最も高かったものの、概ね横ばいで推移し、他の圏域と同水準となっています。

■全国・埼玉県・鶴ヶ島市の要介護認定率の推移

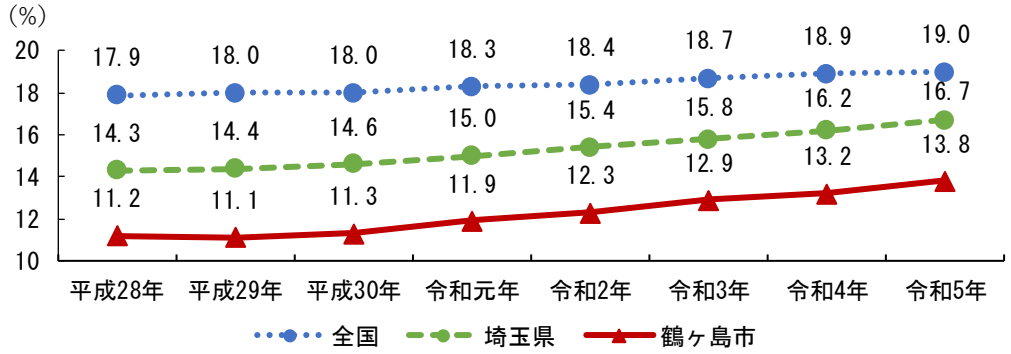

出典：地域包括ケア「見える化」システム（各年３月末現在）

■全国・埼玉県・近隣自治体の要介護度別_調整済み認定率※

単位：%

要介護度	全国	埼玉県	鶴ヶ島市	川越市	坂戸市	日高市
要支援1～要介護5	19.0	18.3	17.0	19.1	17.6	17.2
要支援1	2.7	2.2	2.1	2.4	1.5	1.6
要支援2	2.6	2.2	2.8	2.1	3.2	2.3
要介護1	4.0	4.2	3.0	4.5	3.1	3.6
要介護2	3.2	3.1	3.3	3.0	3.5	3.0
要介護3	2.5	2.6	2.3	2.9	2.8	2.6
要介護4	2.4	2.4	2.2	2.6	2.3	2.4
要介護5	1.6	1.5	1.3	1.5	1.2	1.6

※調整済み認定率：認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第１号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味する。

出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和４年度末現在）

■日常生活圏域ごとの要介護認定者数・認定率の推移

［認定者数］（第２号被保険者を含む）

単位：人

圏域名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加数	増加率
西部（かんえつ）	595	627	667	706	756	787	760	165	27.7%
北部（いちばんぼし）	576	646	696	761	814	854	856	280	48.6%
東部（ぺんぎん）	566	590	647	670	722	755	730	164	29.0%
南部（いきいき）	463	472	477	489	505	502	498	35	7.6%

［認定率］（第１号被保険者の認定率）

単位：%

圏域名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増加P	増加率
西部（かんえつ）	11.5	11.9	12.4	13.0	13.7	14.2	13.7	2.2	19.1
北部（いちばんぼし）	9.9	10.7	11.2	12.0	12.7	13.3	13.2	3.3	33.3
東部（ぺんぎん）	11.3	11.5	12.3	12.4	13.1	13.5	13.1	1.8	15.9
南部（いきいき）	14.2	14.3	13.9	13.9	14.2	13.9	13.7	-0.5	-3.5

※増加数、増加Pは、H29からR5までの増加分。増加率は、H29に対する増加数、増加Pの割合。なお、認定率は小数点第２以下を四捨五入して表示しているため、表示上の数値における計算結果と異なる場合があります。

出典：TASK介護保険システム（各年９月末現在）

（２）認知症高齢者の状況

認知症高齢者（認知症自立度Ⅱａ以上）の推移をみると、令和元年まで増加傾向にあり、その後減少に転じていましたが、令和4年には再び増加し、1，808人、高齢者全体に占める割合（出現率）は8．8%となっています。

出現率を全国、埼玉県及び近隣市と比較すると、本市の出現率は低く抑えられています。

■認知症高齢者数及び出現率※の推移

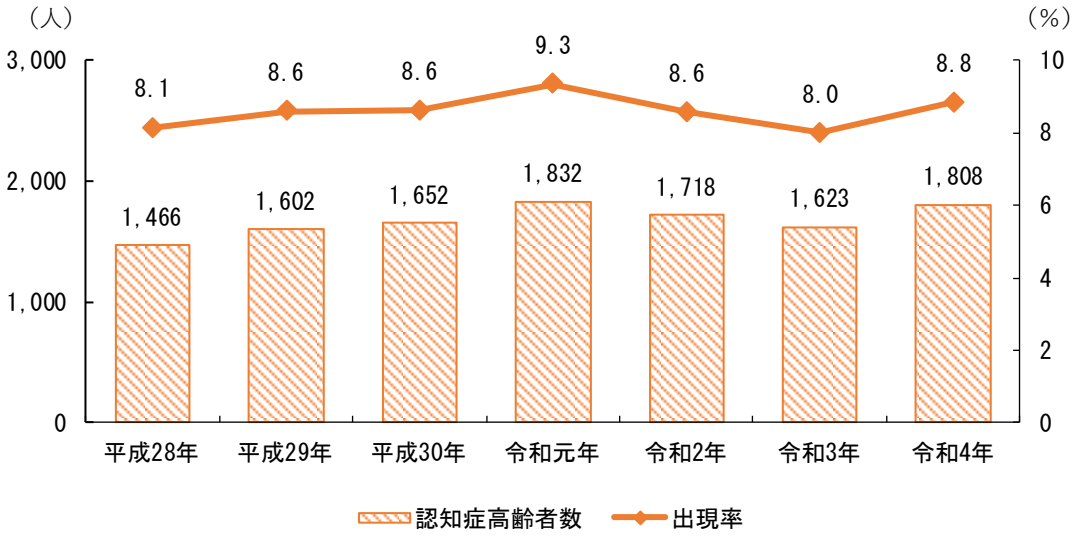

※出現率は、65 歳以上人口（各年 10 月 1 日現在）に対する割合

出典：地域包括ケア「見える化」システム（各年 10 月末現在）

■自立度別_認知症高齢者数の推移

単位：人

自立度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
Ⅱａ	188	190	212	265	232	234	327
Ⅱｂ	740	809	784	838	785	742	800
Ⅲａ	348	387	458	495	489	456	489
Ⅲｂ	68	96	92	95	83	82	90
Ⅳ	120	116	102	132	122	107	100
Ｍ	2	4	4	7	7	2	2
Ⅱａ以上計	1,466	1,602	1,652	1,832	1,718	1,623	1,808

出典：地域包括ケア「見える化」システム（各年 10 月末現在）

■全国、埼玉県、近隣自治体の出現率

単位：%

	全国	埼玉県	鶴ヶ島市	川越市	坂戸市	日高市
出現率	12.4	11.1	8.8	9.4	10.2	8.8

出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和４年 10 月末現在）

（３）疾病の状況

①疾病構造

医療費の構成比から本市の疾病構造をみると、がん、筋・骨格関連疾患、慢性腎臓病（透有）の順に高くなっています。国民健康保険と後期高齢者医療を比較すると、後期高齢者医療では国民健康保険と比べて、筋・骨格関連疾患、脳梗塞の割合が高く、精神疾患、糖尿病、脳出血の割合が低くなっています。

全国、埼玉県、同規模自治体と比較すると、国民健康保険、後期高齢者医療ともに慢性腎臓病（透有）の割合が高くなっています。また、後期高齢者医療では、他と比べてがんの割合が高く、筋・骨格関連疾患の割合が低くなっています。

■総医療費に対する各疾病にかかる医療費の割合

単位：％

疾病	国民健康保険				後期高齢者医療			
	鶴ヶ島市	国	埼玉県	同規模自治体	鶴ヶ島市	国	埼玉県	同規模自治体
慢性腎臓病（透有）※	13.4	8.3	10.7	7.9	12.0	10.0	10.8	10.0
慢性腎臓病（透無）※	0.6	0.6	0.6	0.6	1.2	1.1	1.1	1.1
がん	27.3	32.6	31.7	32.3	28.4	24.5	25.2	24.4
精神疾患	13.2	14.6	13.1	15.1	6.3	7.5	7.5	7.9
筋・骨格関連疾患	15.3	16.3	15.7	15.9	20.8	26.2	24.7	25.4
糖尿病	12.0	10.7	11.0	11.1	8.7	9.1	9.4	9.4
高血圧症	5.5	6.0	5.7	6.3	5.6	6.6	6.4	7.0
高尿酸血症	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
脂肪肝	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
動脈硬化症	0.0	0.2	0.2	0.2	0.8	0.3	0.3	0.3
脳出血	5.0	1.1	1.3	1.1	0.8	1.4	1.4	1.2
脳梗塞	2.1	2.6	2.8	2.6	8.0	6.7	6.6	6.9
狭心症	0.8	2.0	2.3	2.0	3.2	2.7	2.8	2.5
心筋梗塞	0.0	0.6	0.5	0.6	0.8	0.6	0.6	0.6
脂質異常症	4.6	4.2	4.0	4.2	3.1	3.2	3.2	3.2

※透有：透析有りのこと。透無：透析無しのこと。

※同規模自治体：人口規模をもとに保険者を分類し、同じ分類に区分された自治体のこと。
鶴ヶ島市は「市・50,000 以上～100,000 未満」に区分され、同区分には全国で 260 自治体ある。

出典：国保データベースシステム（令和４年 10 月）

②要介護等認定者の有病状況

要支援･要介護認定者の有病状況をみると、心臓病が56．5％で最も高く、次いで筋･骨格関連疾患、高血圧症が続いています。

全国、埼玉県、同規模自治体と有病率を比較すると、多くの疾病で有病率が低くなっています。

■要支援・要介護認定者の有病率※

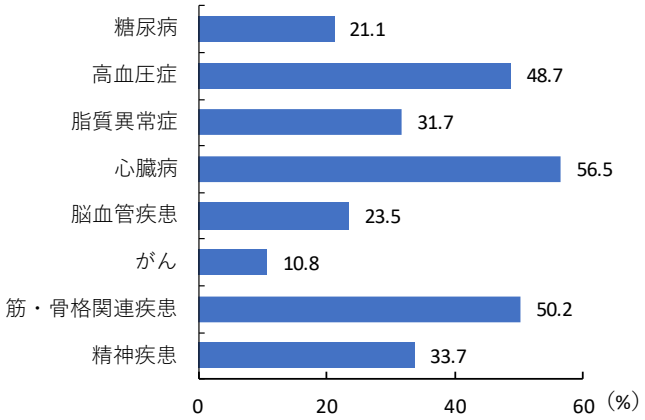

単位：％

疾病	鶴ヶ島市	国	埼玉県	同規模
糖尿病	21.1	24.1	22.7	24.1
高血圧症	48.7	53.1	50.8	53.7
脂質異常症	31.7	32.4	29.5	31.7
心臓病	56.5	60.0	56.9	60.7
脳血管疾患	23.5	22.6	21.6	23.1
がん	10.8	11.6	11.0	11.2
筋・骨格関連疾患	50.2	53.1	49.5	53.0
精神疾患	33.7	36.6	34.0	36.9

出典：国保データベースシステム（令和４年 10 月）

※要支援・要介護認定者数における各疾病を抱えている人の割合

4　アンケート調査の概要

本計画の策定に向け、高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などを伺い、計画策定の基礎資料として活用するために実施しました。

①高齢者向け

【実施概要】

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	在宅生活改善調査
調査対象	・一般高齢者 ・総合事業対象者 ・要支援認定者	在宅の要支援認定者・要介護認定者とその介護者	居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）
調査期間	令和4年 11 月 29 日～令和 5 年 1 月 4 日（到着分まで有効）		
調査方法	・郵送配付、郵送回収	・郵送配付、郵送回収 ・認定調査員による訪問調査	・郵送配付、郵送回収
配付・回収	配付：2,400 票 回収：1,942 票 （回収率 80.9%）	配付：600 票 回収：395 票 （回収率 65.8%）	配付：20 事業所（介護支援専門員 48 人） 回収：17 事業所（介護支援専門員 30 人） （回収率 85.0%）

【報告書の見方】

○ 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。

○ 百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。また、複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。

○ 図表中の数値は四捨五入により表示しているため、合計や増減の数値が表示上の数値の計算結果と合わない場合があります。

○ 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。

○ 選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では省略した表現を用いる場合があります。

②関係団体向け

【実施概要】

○調査名：関係団体等ヒアリング調査

調査対象	実施方法
①地域支え合い協議会	アンケート調査（8協議会中7協議会から回答）
②市社会福祉協議会	アンケート調査（メールによる依頼）
③シルバー人材センター	アンケート調査（メールによる依頼）
④地域包括支援センター	集合によるヒアリング
⑤介護保険サービス提供事業所	市内事業所を対象としたアンケート調査（52 事業所中 40 事業所から回答） ヒアリング調査（zoom によるヒアリング、協力可能と回答いただいた 13 事業所）

（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①各機能の低下リスクについて

調査の回答結果から各機能の低下リスクを判定したところ、「社会的役割」の低下リスク該当者が41.2%、「うつ傾向」該当者が40.7%、「認知症リスク」該当者が40.1%などとなっています。

前回調査と比べると、「社会的役割」、「知的能動性」、「手段的日常生活動作（IADL）」をはじめ、多くの項目で該当者の割合が増加しています。

■各機能の低下リスク該当者

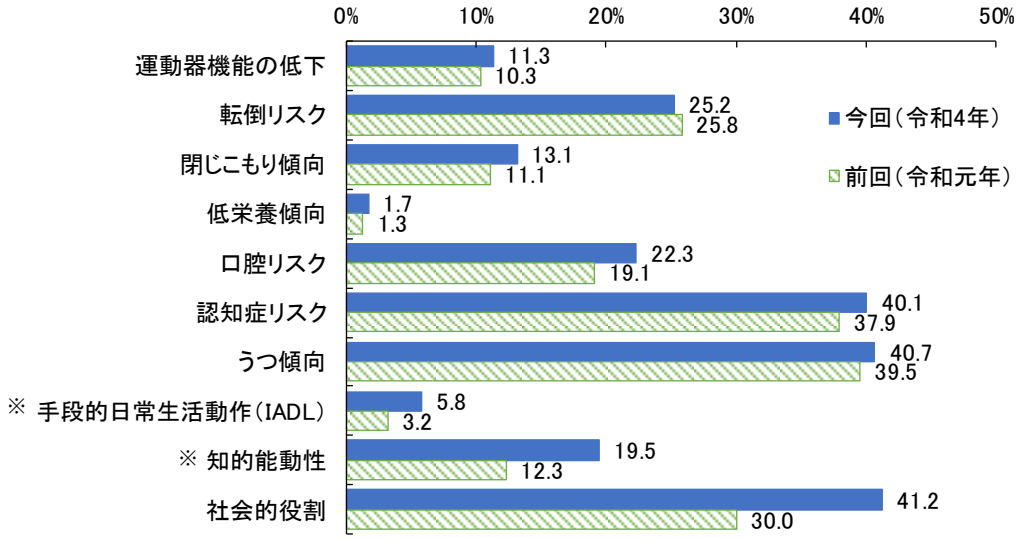

※ＩＡＤＬ（手段的日常生活動作）：ＡＤＬ（日常生活動作）よりも複雑で高次な動作のことで、具体的には買物、洗濯等の家事、金銭管理、服薬管理、乗り物に乗ることなどが含まれます。

※知的能動性：知的活動の実施や知的好奇心を反映する能力のことで、具体的には、書類を書く、新聞や本を読む、物事への興味関心があることなどが含まれます。

②外出頻度について

外出する頻度について、「週2～4回」が42.9%、「週5回以上」が42.8%などとなっています。

前回調査と比べると、「週5回以上」の割合が減少し、「週2～4回」の割合が増加しており、外出頻度が減少しています。

■外出頻度

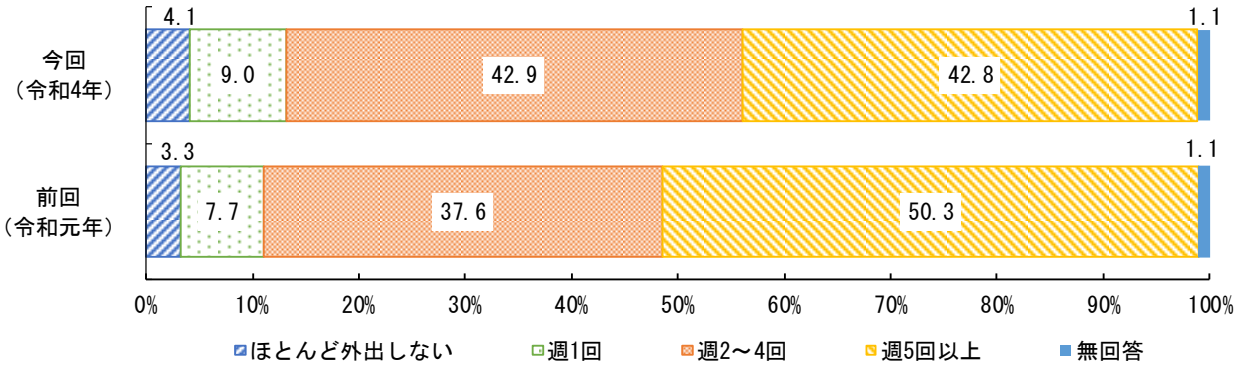

③友人・知人と会う頻度について

友人･知人と会う頻度について､｢月に何度かある｣が28.8%､｢週に何度かある｣が23.0%､｢ほとんどない｣が21.0%などとなっています。

前回調査と比べると､｢ほとんどない｣の割合が増加し､｢週に何度かある｣､｢年に何度かある｣の割合が減少しています。

■友人・知人と会う頻度

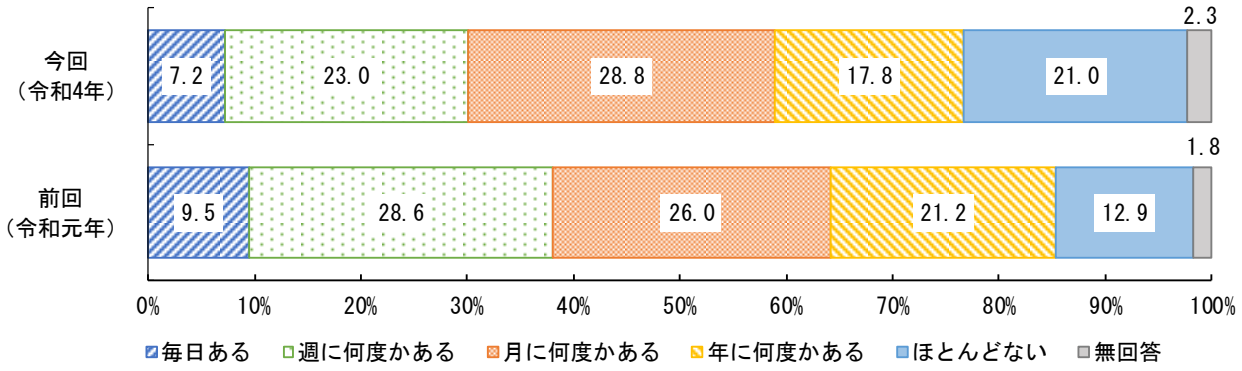

④地域住民有志による活動への参加意向について

地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向について､｢是非参加したい｣が8.2%､｢参加してもよい｣が44.4%､｢参加したくない｣が35.9%､｢既に参加している｣が6.8%となっています。

前回調査と比べると､｢参加したくない｣の割合が増加しています。

■地域住民有志による活動への参加者としての参加意向

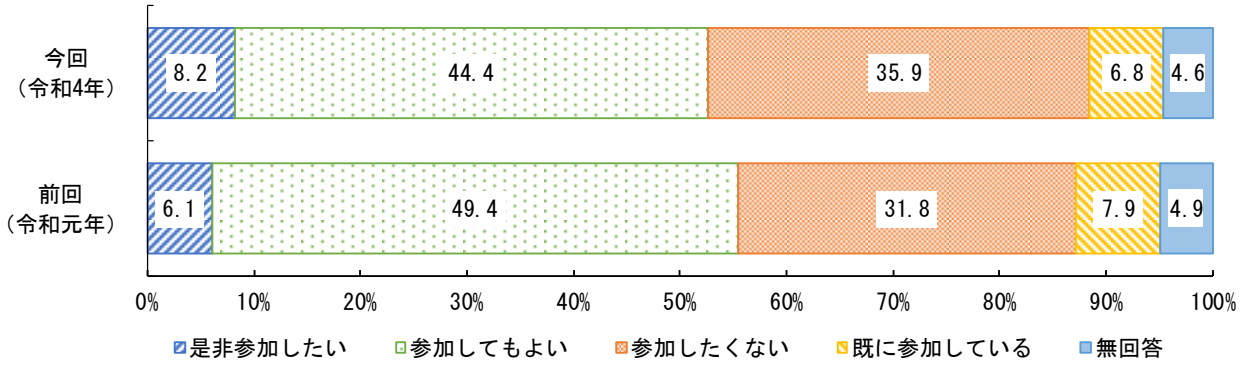

⑤今後、取り組みたい健康づくり・介護予防

健康づくりや介護予防への今後の取組意向について、「地域で開催される定期的な体操や運動へ参加する」が25．0％で最も高く、次いで「介護予防サービスを利用する」が21．7％、「頭を使うことや脳トレーニングを行う」が19．8％と続いています。

■今後、取り組みたい健康づくり・介護予防

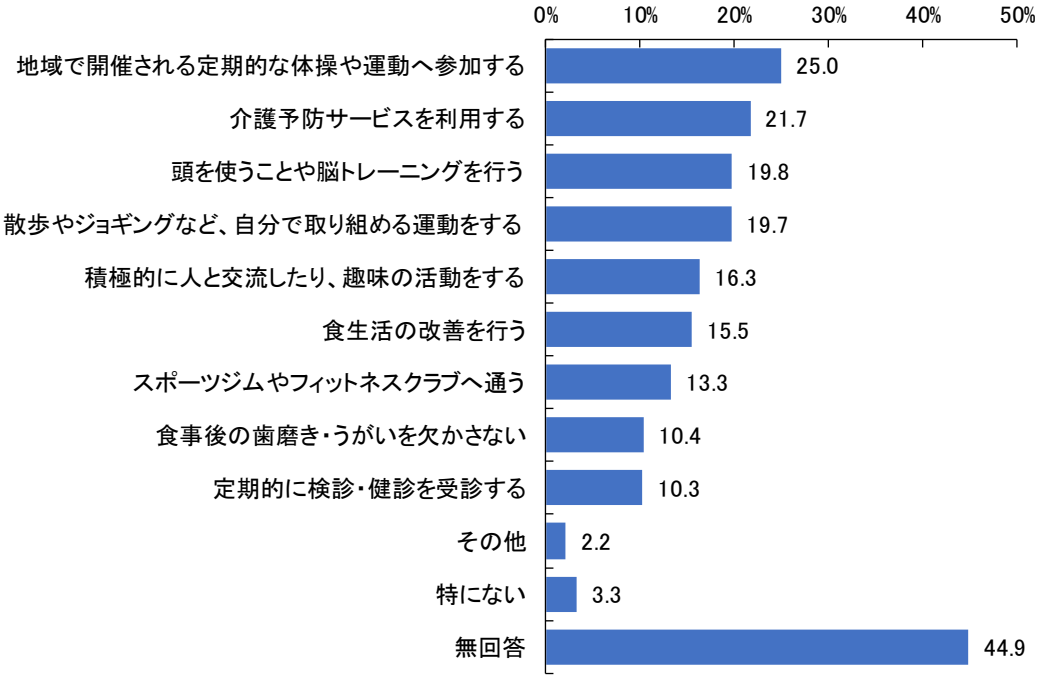

⑥認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口を知っているかどうかについて、「はい」が23．1％、「いいえ」が70．1％となっています。

前回調査と比べると、「はい」の割合が2．7ポイント減少しています。

■認知症に関する相談窓口の認知度

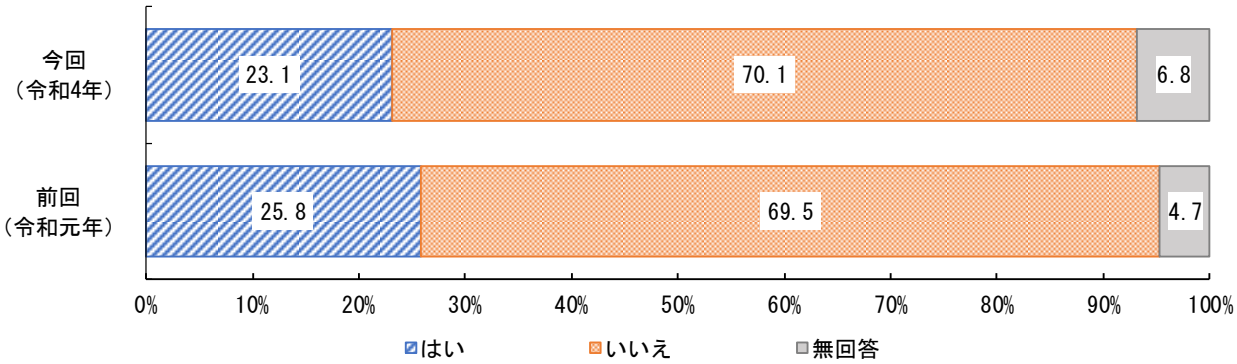

⑦成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度について、「言葉だけ聞いたことがある」が52.5%で最も高く、次いで「内容まで知っている」24.0%、「わからない」9.3%と続いています。

前回調査と比べると「内容まで知っている」の割合が6.2ポイント減少しています。

■成年後見制度の認知度

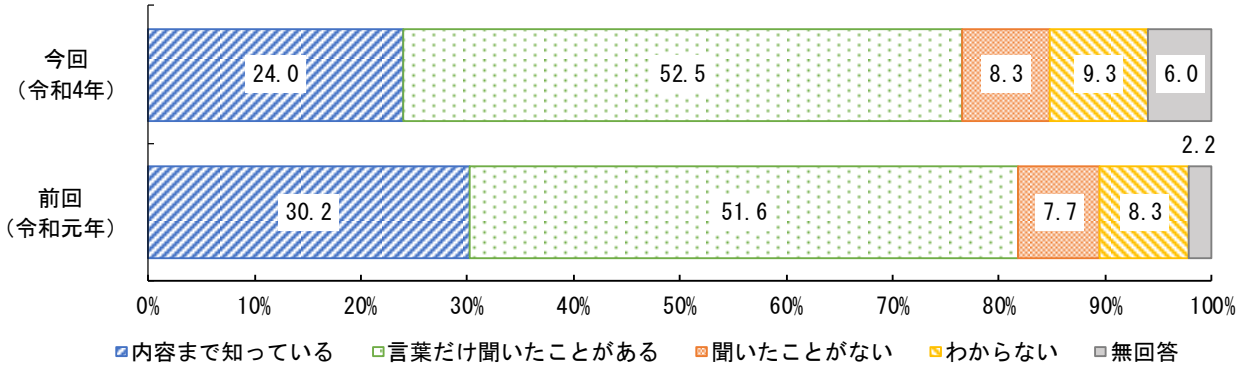

（２）在宅介護実態調査

①主な介護者の年齢

主な介護者の年齢について、「60代」が25.6%で最も高く、次いで「50代」が24.4%、「80歳以上」が18.1%と続いています。60代以上の割合を合わせると61.4%となっています。

前回調査と比べると、「40代」、「50代」、「80歳以上」の割合が増加し、「70代」の割合が減少しています。

■主な介護者の年齢

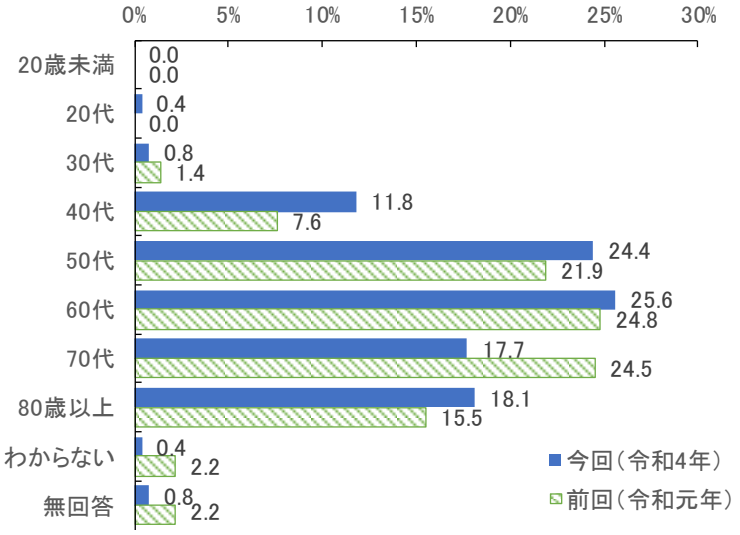

②主な介護者が不安に感じる介護等

現在の生活を継続していくにあたって主な介護者が不安に感じる介護等について、「入浴・洗身」が28.9%で最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が27.1%、「夜間の排泄」が26.8%と続いています。

■主な介護者が不安に感じる介護等

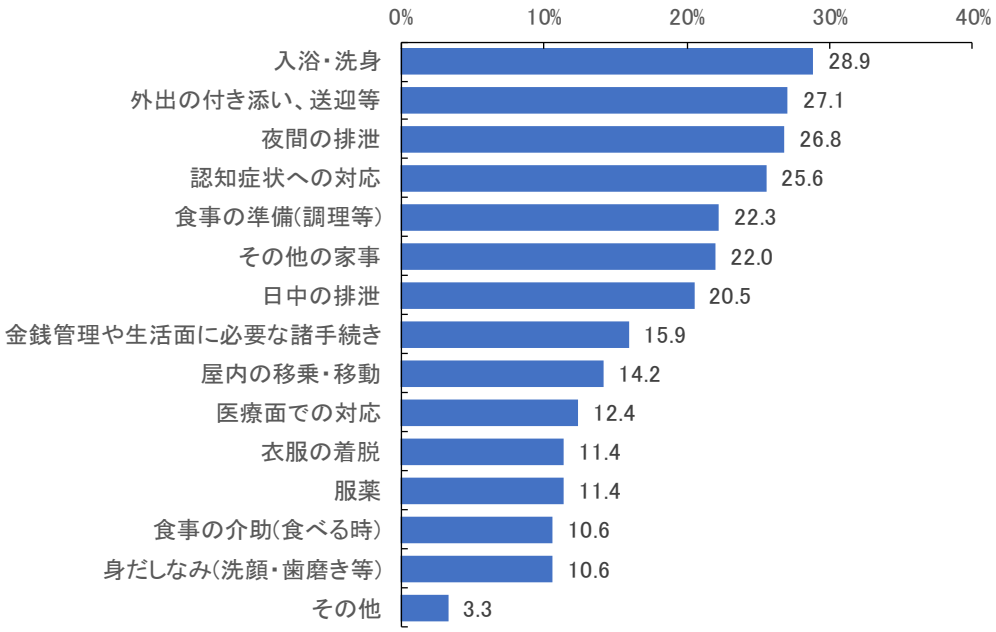

③在宅生活の継続に必要な支援・サービス

在宅生活の継続に必要な支援・サービスについて、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が42．8％で最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が21．8％、「紙おむつの給付」が20．8％と続いています。

■在宅生活の継続に必要な支援・サービス

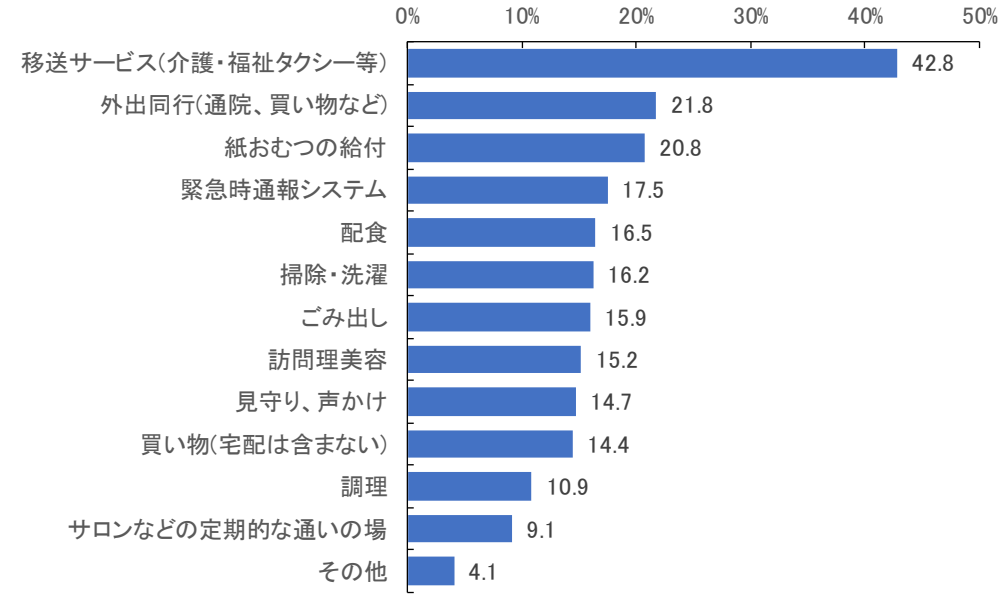

④家族や友人・知人以外の相談相手

主な介護者の家族や友人・知人以外の相談相手について、「ケアマネジャー」が50．4％と5割以上の方が回答しています。次いで「医師・歯科医師・看護師」が18．5％、「地域包括支援センター・市役所の職員」が13．7％と続き、「そのような人はいない」は9．6％となっています。

■家族や友人・知人以外の相談相手

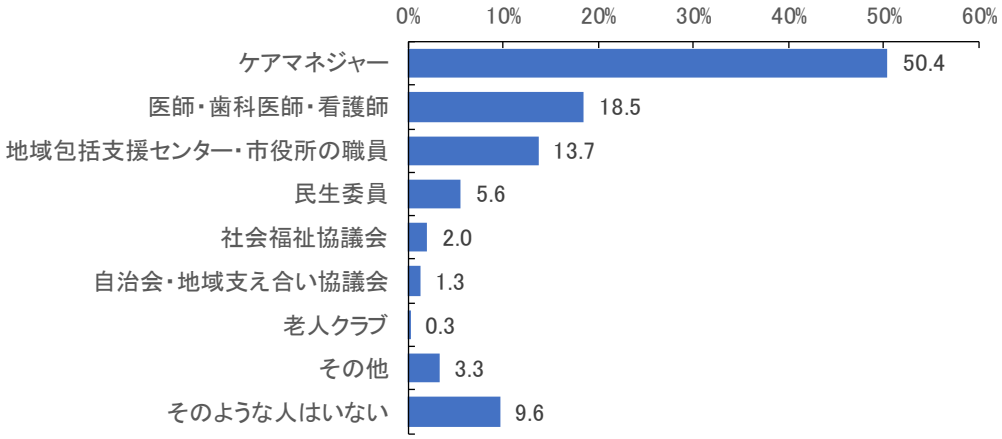

（３）在宅生活改善調査

①在宅生活の維持が困難になっている利用者の世帯類型

ケアマネジャーに、利用者の中で在宅生活の維持が困難になっている利用者の世帯類型をうかがったところ、「独居」が37.9%、「夫婦のみ」が33.3%などとなっています。

■在宅生活の維持が困難になっている利用者の世帯類型

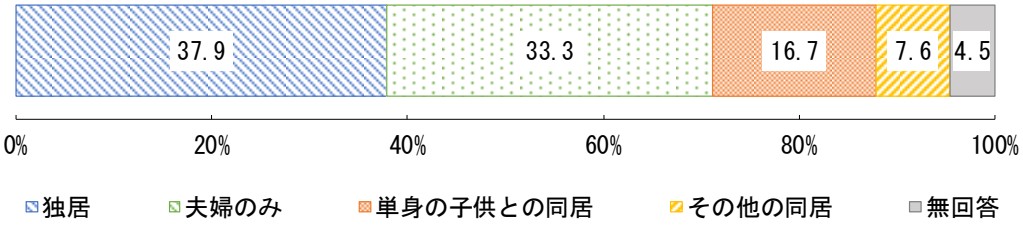

②在宅生活の維持が困難になっている理由

在宅生活の維持が困難になっている理由について、本人の状態等に属する理由では「認知症の症状の悪化」が68.2%で最も高く、主に家族等介護者の意向・負担等に属する理由では「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」が53.0%で最も高くなっています。

■在宅生活の維持が困難になっている理由【本人の状態等に属する理由】

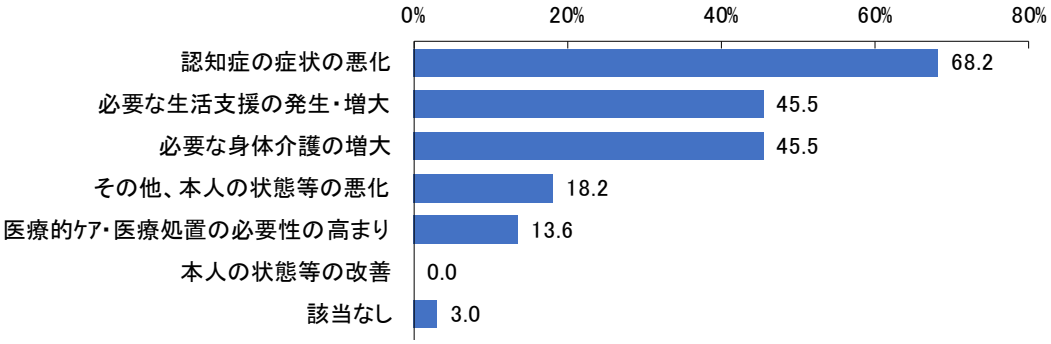

■在宅生活の維持が困難になっている理由【主に家族等介護者の意向・負担等に属する理由】

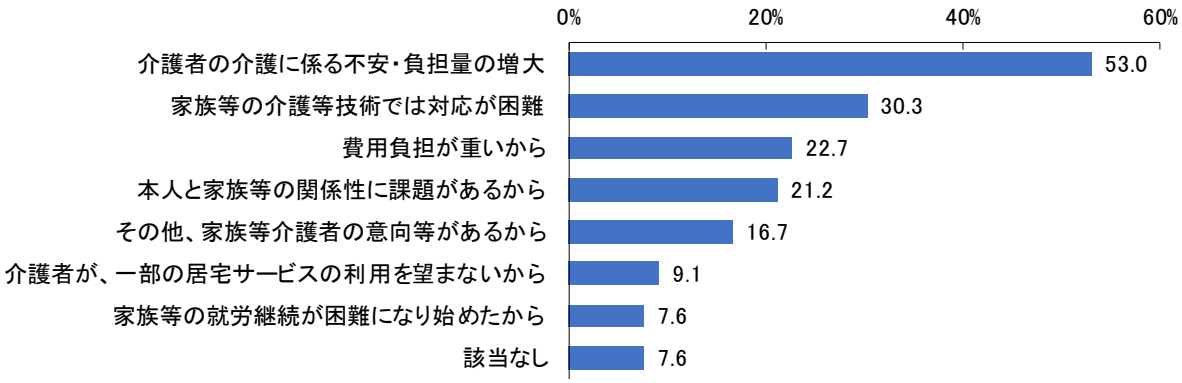

③認知症の症状の悪化の具体的な症状

在宅生活の維持が困難になっている理由において、「認知症の症状の悪化」と回答した人に、具体的な症状についてうかがったところ、「薬の飲み忘れ」が75．6％で最も高く、次いで「金銭管理が困難」が71.1%、「一人での外出が困難」が66．7%と続いています。

■認知症の症状の悪化の具体的な症状

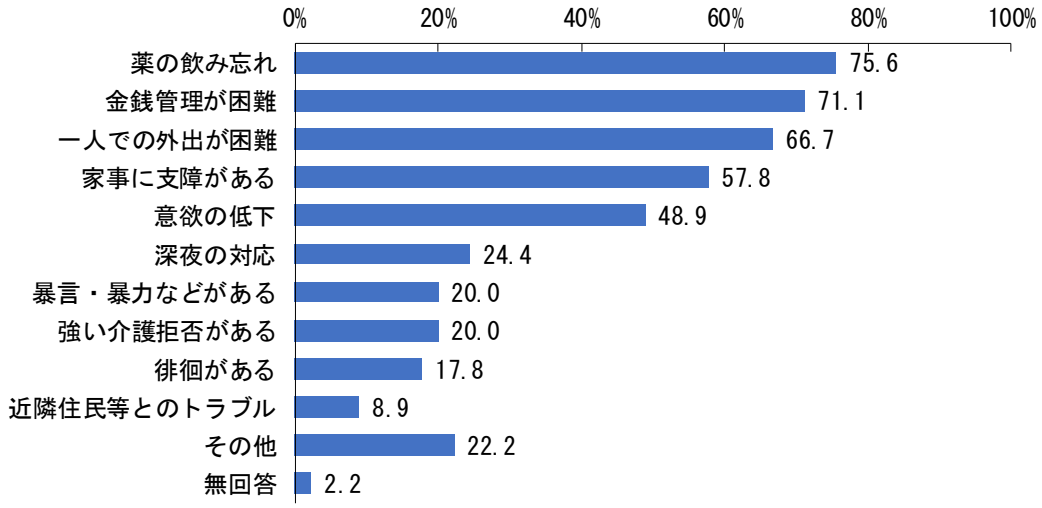

（４）関係団体等ヒアリング調査

①健康・生きがいづくり

■地域支え合い協議会

【主な取組内容】

・スポーツイベントの開催　　・高齢者向け料理教室の開催　　・ロコモ・フレイル予防
・サロン活動（お茶、カラオケ、健康麻雀、ふれあい体操など）
・各種講演会、講話、シンポジウムの開催　　・朝市の開催　　など

【主な意見】

・朝市などのイベントを開催し、地域の方々との世代間交流を活発にすることが大切であると考える。また、このことにより地域活動への参加につながる。

■介護保険サービス提供事業所

【主な意見】

・地域の方が、施設へ遊びに来ていただけるような場所にしたい。オープンスペースを活用し、地域の方による趣味の教室やワークショップなどが施設の利用者とともにできたらいい。

■地域包括支援センター

【主な意見】

・総合事業の２次予防について、「こつこつ貯筋体操教室」や「ますます元気教室」などの事業を拡大してもらっているが、通年で使わせてほしいという家族からの要望が強い。現在は２期制になっており、その間に生活リズムが崩れたり認知症が進行する。送迎付きだとなおいい。

■社会福祉協議会

【主な意見】

・毎日型の集いの場をつくることにより、高齢者の活動場所、孤立しがちな方の居場所、就労へのステップアップができるのではないかと考える。

■シルバー人材センター

【主な意見】

・シルバーの会員は何歳になっても能力に応じた就労が可能で、そのことがフレイル予防となり、健康寿命の延伸に通じ、結果として介護費や医療費を減らすことができるという姿がシルバー人材センターの理想である。そのことを実現し、高齢者がより活躍の場を広げていくためには、“ワークシェアリング”の適正な実践が必要。そのためには、それを受け入れる会員の意識改革と公正公平な賃金体系の制度的保障が必要不可欠である。

②地域における支え合いについて

■地域支え合い協議会

【主な取組内容】

項　　目	主　な　取　組
生活支援・助け合い活動	・助け合い隊事業を中心として、高齢者の生活支援(ゴミ出し、電球交換、清掃など)、付き添い、移動等の支援を行っている。
声掛け・見守り活動	・交流サロンを利用し、困りごとの相談支援に取り組んでいる。 ・高齢者のつどいや買い物バスツアー等のイベントを通じて見守り活動を実施している。

【工夫している点や課題】

・課題として、健康づくりに関しては継続的な取組が必要。
・高齢者が少しでも多く集まる機会を作るため、様々なサロンを実施している。
・会員の高齢化が進み、地域支え合い協議会の協力者もだんだん高齢になり、イベントや活動においても以前のように何でもというわけにはいかなくなり、企画をするのが難しくなっている。
・ボランティア活動などの人員確保に苦慮している。

③関係団体・機関との連携・協力について

■地域支え合い協議会

【交流・協力関係のある団体と主な取組内容】

団　　体	主な取組内容
①自治会	夏祭りなどのイベント、地域防災事業など
②自治会以外の地域の団体	サロン活動やイベントなど
③ボランティア団体	健康づくりやサロン活動、イベントなど
④民生委員・児童委員	見守り・声掛け活動、サロン活動、敬老のつどいなど
⑤企業・事業所	朝市、地元業者と植木剪定講習会など
⑥地域包括支援センター	朝市などのイベントにおける総合相談など
⑦社会福祉協議会	サロン化における協力やアドバイスなど

【今後、交流・協力していきたいこと】

・自治会とのコラボできるイベントや異世代の交流、ＳＮＳを活用した情報交換などを通じての交流も視野に入れていきたい。
・地域包括支援センターとはより密接に交流をしたい。

■介護保険サービス提供事業所

【今後の地域との連携で考えていること】

・地域住民との交流機会の創出・拡充　　・災害時の協力体制の構築
・地域でのイベント・行事等への参加　　・ボランティアの受入
・専門性・機能等を活かした地域貢献　　・認知症カフェの開設

【具体的な内容】

・場所を提供してバザーを開きたい。
・コロナも５類になり、今後は、話し相手なども含め、入所者と直接関わるようなボランティアの受入を行っていきたい。
・地域貢献の一環として子ども食堂を実施し、家族介護などの問題を抱えている子ども（ヤングケアラー）の早期発見ができればと考えている。また、入所者との交流の中で介護に興味を持つ児童等のボランティアの受入を行いたいと考えている。
・認知症カフェについて、ぜひやりたいと考えている。
・介護保険サービスで対応できない部分、家の外での対応や金銭管理、見守り・様子見などについて、民生委員や自治会と連携しながら補えればいい。
・認知症高齢者との関わり方や家族介護教室など専門性を生かした取組において協力していきたい。

④介護保険サービス・高齢者保健福祉サービス

【主な意見】

・看護小規模多機能について、定員枠が少なく常に満員で利用できない。（介護保険サービス提供事業所）
・小規模多機能は現在２か所しかないため増えるといい。（地域包括支援センター）
・総合相談においては、複合的課題のケースも増えており、対応が難しくなっている。地域包括支援センターの業務内容が多岐にわたり、要支援の利用者が増えている中で、包括部門とケアマネジメント部分のバランスをとっていくことが、今の体制では難しくなっている。（地域包括支援センター）
・ふれあい・いきいきサロンやここつなネット等の活動により、活動者側も役割ややりがいを感じ、それが社会のためになる活動につなげていくことができれば、おのずと介護予防になる。また、関係性の部分から予防的な福祉支援となり得ると感じる。要介護や障害などの状態があっても活動できる場づくりを進めていきたい。（社会福祉協議会）

5　介護保険サービスの給付状況

（1）受給者の状況

要支援･要介護認定者数の増加に伴い、介護保険サービス受給者数は増加傾向にあり、特に在宅サービスが大きく増加しています。

認定者数に占める受給者の割合（受給率）は、平成28年から平成29年にかけて大きく減少した後、概ね横ばいで推移し、令和5年9月末現在73．7%、全国、埼玉県と比べると低い受給率となっています。

■介護保険サービス受給者数・受給率の推移

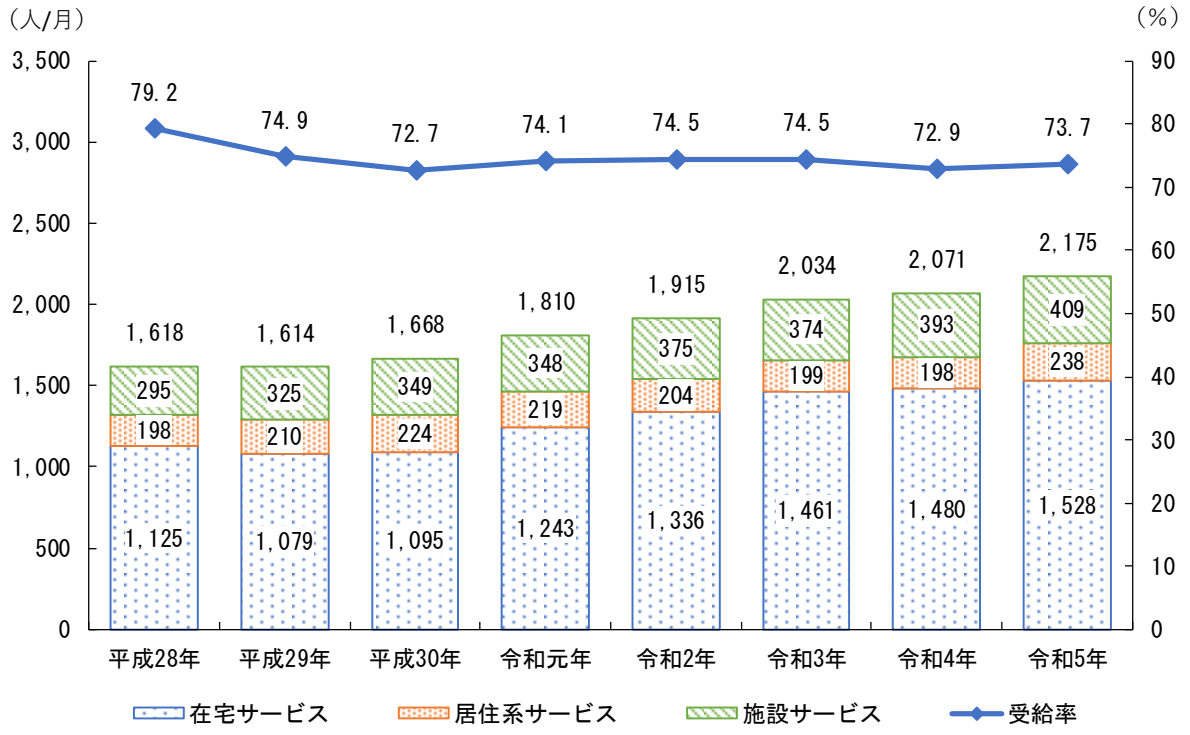

出典：地域包括ケア「見える化」システム（各年９月末現在）

■サービス系統別_受給率の比較

単位：%

サービス系統	全国	埼玉県	鶴ヶ島市	川越市	坂戸市	日高市
在宅サービス	53.7	50.6	51.8	51.2	50.7	51.0
居住系サービス	6.9	8.5	8.1	6.8	7.5	4.4
施設サービス	14.6	14.8	13.9	12.6	14.6	18.0
全体	75.2	73.9	73.7	70.6	72.8	73.4

出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和５年９月末現在）

（２）給付費の状況

①総給付費の状況

総給付費は年々増加しており、平成28年度の約28億円から令和4年度には約37億円まで増加しています。サービス系統ごとの内訳をみると、在宅サービスが約5割、居住系サービスが約1割、施設サービスが約3割となっています。

■サービス系統別_給付費の推移

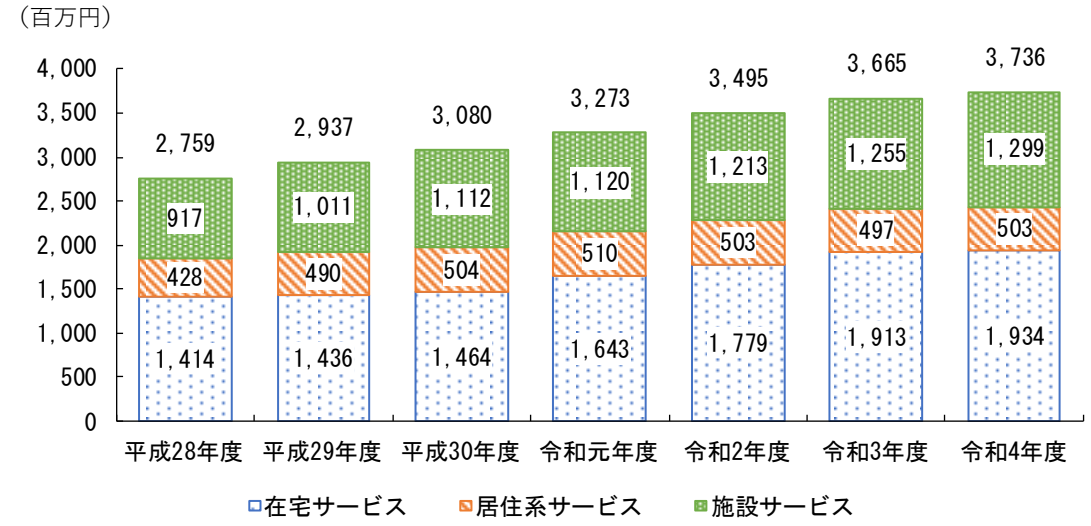

出典：地域包括ケア「見える化」システム

②被保険者一人あたり給付月額

被保険者一人あたり給付月額の推移をみると、在宅サービス、施設・居住系サービスともに増加傾向がみられますが、全国、埼玉県と比べると低い水準で推移しています。

■被保険者一人あたり給付月額の推移

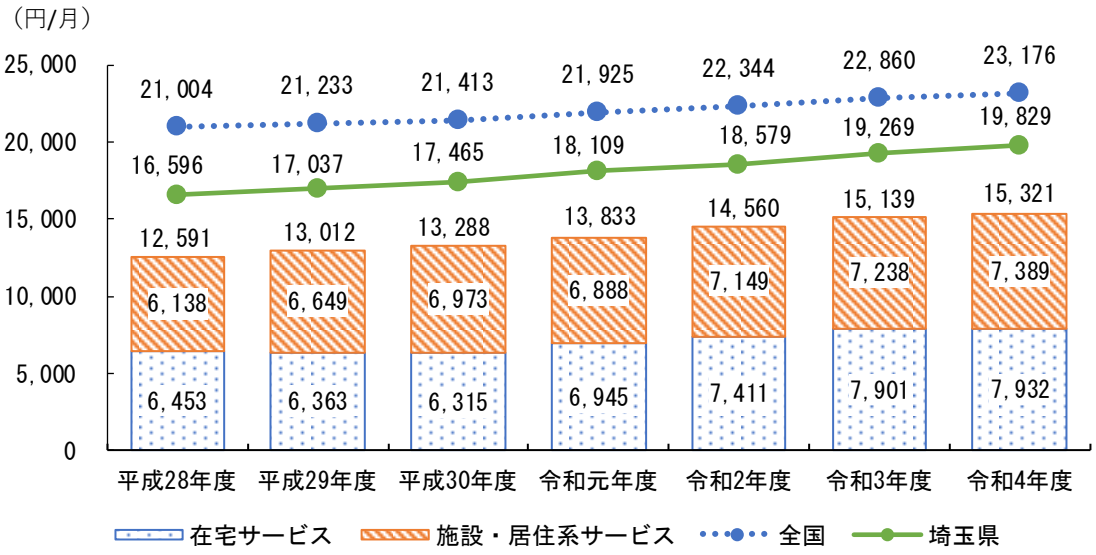

出典：地域包括ケア「見える化」システム

サービス系統別の被保険者一人あたり給付費を比較すると、本市は施設及び居住系サービスの給付費が最も低く、在宅サービスも比較的低い給付費となっています。

■在宅サービス・施設及び居住系サービス別給付費の比較（令和４年度）

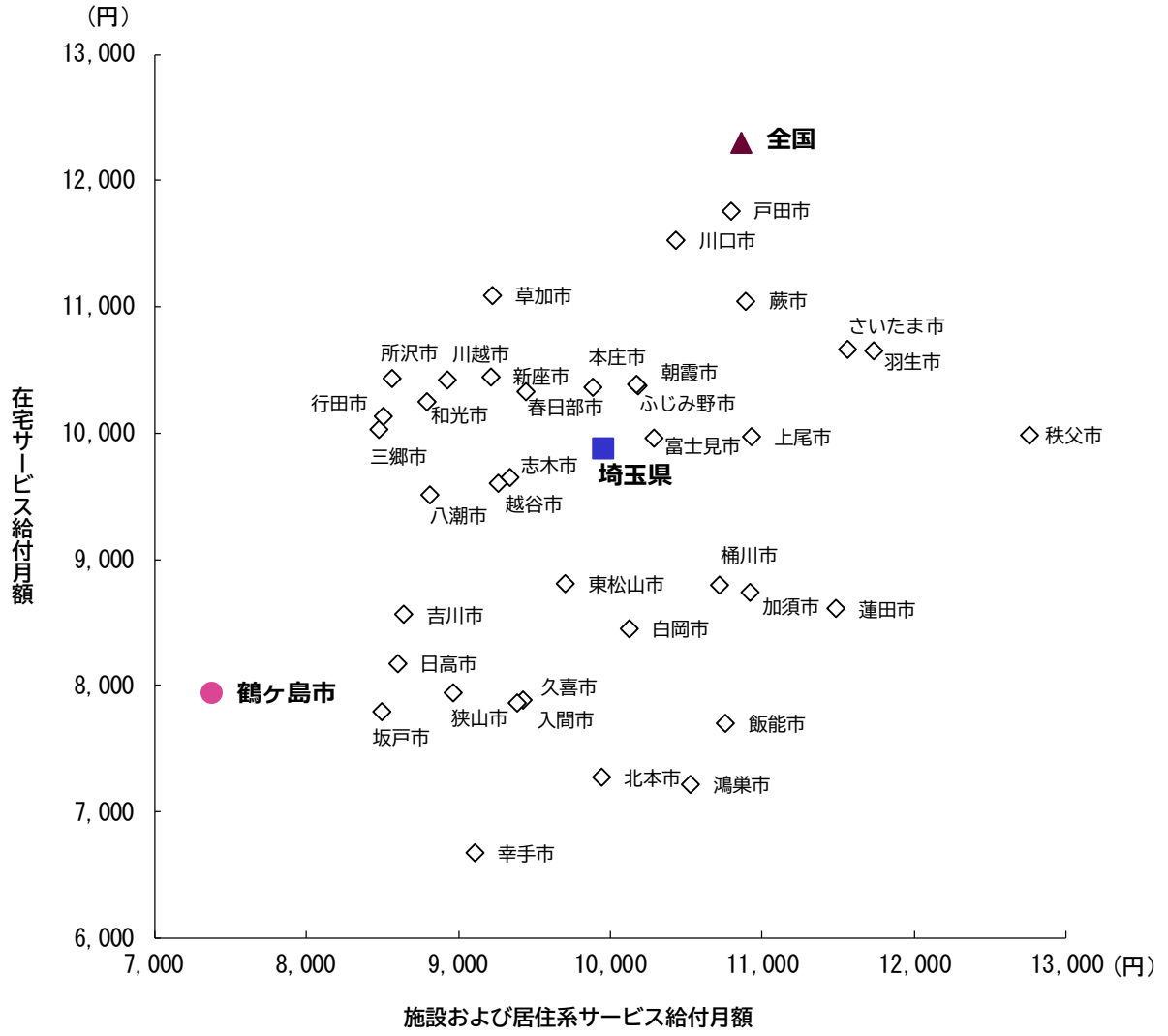

出典：地域包括ケア「見える化」システム

６　日常生活圏域の状況

（１）西部地区（かんえつ）

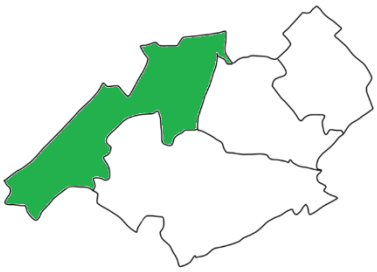

【基本情報】令和５年10月１日現在

総人口	19,726人
高齢者人口（高齢化率）	5,395人（27.3%）
65～74歳（割合）	2,425人（44.9%）
75歳以上（割合）	2,970人（55.1%）
要介護認定者数（率）	760人（13.7%）

※要介護認定者数は９月末現在、要介護認定率は第１号被保険者

【総人口・高齢化率の推移】

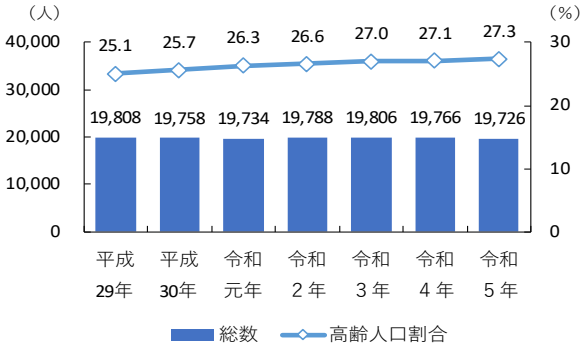

出典：住民基本台帳人口（各年10月１日現在）

【要介護認定者数・認定率の推移】

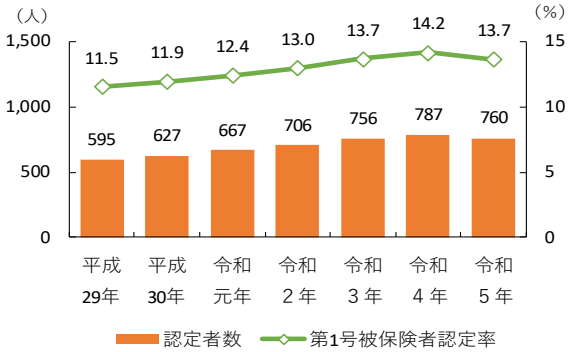

出典：TASK介護保険システム（各年９月末現在）

【高齢者人口の推移】

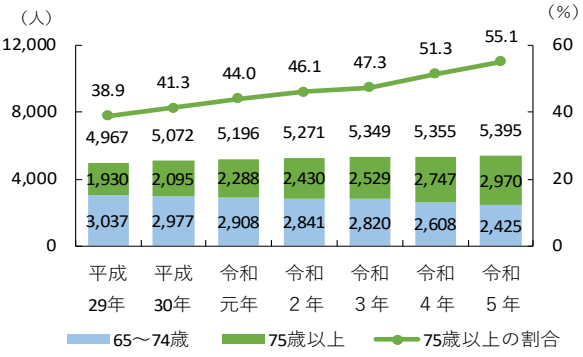

出典：住民基本台帳人口（各年10月１日現在）

【要介護度別認定者数・構成比】

	認定者数（人）	構成比（%）
要支援1	97	12.8
要支援2	141	18.6
要介護1	117	15.4
要介護2	177	23.3
要介護3	93	12.2
要介護4	73	9.6
要介護5	62	8.2

出典：TASK介護保険システム（令和５年９月末現在）

【医療費割合】

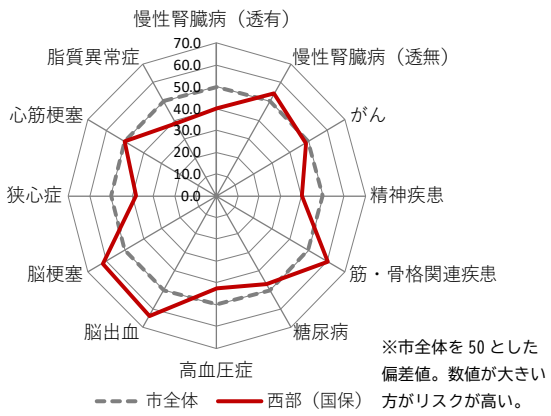

※市全体を50とした偏差値。数値が大きい方がリスクが高い。

出典：国保データベースシステム（令和４年10月分）

【リスク分析】

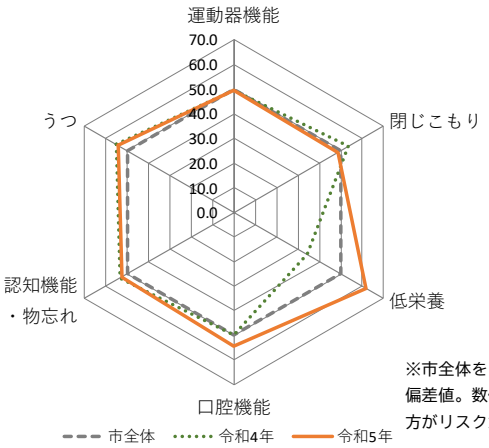

※市全体を50とした偏差値。数値が大きい方がリスクが高い。

出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【老人クラブ】（各年 5 月末現在）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
クラブ数	12	12	12	12	12	12
会員数	440	461	462	436	422	400

【保健・医療・福祉施設等】（令和 5 年 6 月現在）

施設	設置か所
病院	1
一般診療所	7
歯科医院	3
保健センター	1
老人福祉センター	-
市民センター	2
通いの場	24

【介護予防教室】（令和 5 年 10 月現在）

教室名	利用者数
はつらつ元気体操教室	82
こつこつ貯筋体操教室	8
ますます元気教室	11

【介護保険サービス事業所】（令和5年10月現在）

サービス種別	設置か所
訪問介護	2
訪問入浴介護	-
訪問看護	3
訪問リハビリテーション	-
通所介護	-
通所リハビリテーション	1
短期入所生活介護	-
短期入所療養介護	1
特定施設入居者生活介護	-
居宅介護支援	5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-
地域密着型通所介護	1
小規模多機能型居宅介護	1
認知症対応型共同生活介護	1
看護小規模多機能型居宅介護	-
介護老人福祉施設	-
介護老人保健施設	1

西部地区（かんえつ）の特性と課題

【特性】

〇高齢化率が4地区の中で最も低くなっていますが、高齢者全体のうち75歳以上が占める割合が最も高くなっています。

〇国保医療費について、他の地区と比べて「脳出血」、「脳梗塞」、「筋・骨格関連疾患」の割合が高くなっています。

〇老人クラブ会員数の減少が他の地区と比べて抑えられています。

【課題】

〇75歳以上の割合が高いことから、老人クラブなど関係団体等と地域活動への参画を促進し、活動を担う人材の確保・育成に一層力を入れていく必要があります。

〇身近な場所で気軽に集い、体操等ができる場の充実を図り、介護予防につなげていくことが重要です。

（２）北部地区（いちばんぼし）

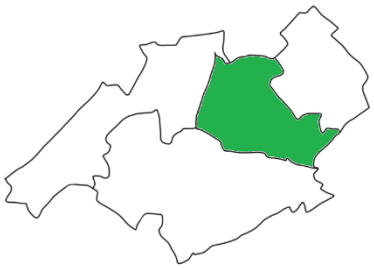

【基本情報】令和５年 10 月１日現在

総人口	21,578 人
高齢者人口（高齢化率）	6,331 人（29.3%）
65～74 歳（割合）	2,855 人（45.1%）
75 歳以上（割合）	3,476 人（54.9%）
要介護認定者数（率）	856 人（13.2%）

※要介護認定者数は９月末現在、要介護認定率は第１号被保険者

【総人口・高齢化率の推移】

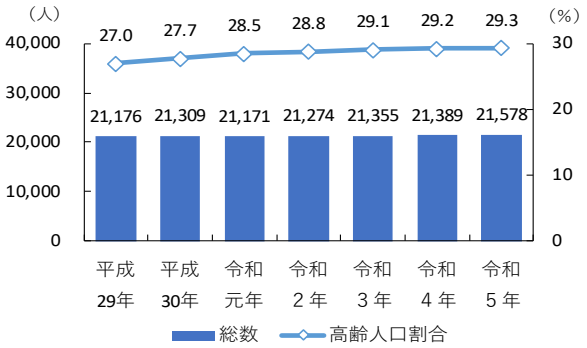

出典：住民基本台帳人口（各年 10 月１日現在）

【要介護認定者数・認定率の推移】

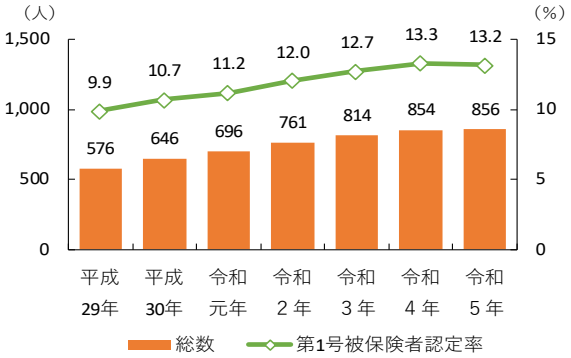

出典：TASK 介護保険システム（各年９月末現在）

【高齢者人口の推移】

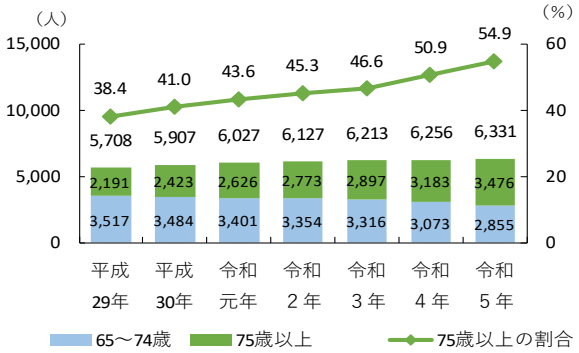

出典：住民基本台帳人口（各年 10 月１日現在）

【要介護度別認定者数・構成比】

	認定者数（人）	構成比（%）
要支援1	123	14.4
要支援2	151	17.6
要介護1	169	19.7
要介護2	160	18.7
要介護3	107	12.5
要介護4	91	10.6
要介護5	55	6.4

出典：TASK 介護保険システム（令和５年９月末現在）

【医療費割合】

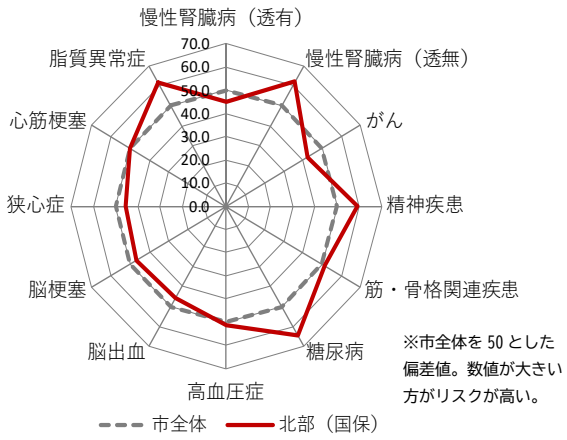

出典：国保データベースシステム（令和４年 10 月分）

【リスク分析】

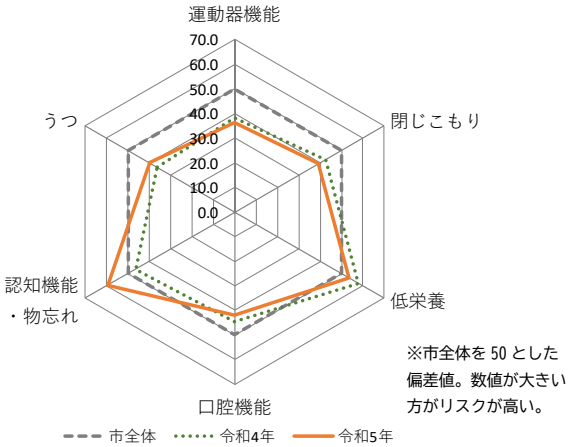

出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【老人クラブ】（各年 5 月末現在）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
クラブ数	6	6	5	5	5	5
会員数	348	338	308	296	279	264

【保健・医療・福祉施設等】（令和 5 年 6 月現在）

施設	設置か所
病院	1
一般診療所	10
歯科医院	7
保健センター	-
老人福祉センター	-
市民センター	1
通いの場	36

【介護予防教室】（令和 5 年 10 月現在）

教室名	利用者数
はつらつ元気体操教室	79
こつこつ貯筋体操教室	6
ますます元気教室	5

【介護保険サービス事業所】（令和 5 年 10 月現在）

サービス種別	設置か所
訪問介護	8
訪問入浴介護	-
訪問看護	3
訪問リハビリテーション	-
通所介護	4
通所リハビリテーション	-
短期入所生活介護	-
短期入所療養介護	-
特定施設入居者生活介護	-
居宅介護支援	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
地域密着型通所介護	2
小規模多機能型居宅介護	1
認知症対応型共同生活介護	-
看護小規模多機能型居宅介護	-
介護老人福祉施設	1
介護老人保健施設	-

北部地区（いちばんぼし）の特性と課題

【特性】

〇4地区の中でも最も人口、高齢者数が多い地区です。

〇要支援・要介護認定率は4地区の中で2番目に低くなっていますが、他の地区と比べて認定率の伸びが大きくなっています。

〇国保医療費について、他の地区に比べて「糖尿病」、「慢性腎臓病（透無）」、「脂質異常症」が高くなっています。

〇リスク分析において、「運動器機能」や「閉じこもり」、「うつ」などで他の地区と比べてリスクありの人の割合が低くなっています。

【課題】

〇要支援・要介護認定率が大きく上昇しており、介護予防に向けた一層の取組が必要です。

〇他の地区と比べて「糖尿病」、「慢性腎臓病（透無）」、「脂質異常症」が高く、特に若い時期からの食生活の改善に力を入れていくことが重要です。

（３）東部地区（ぺんぎん）

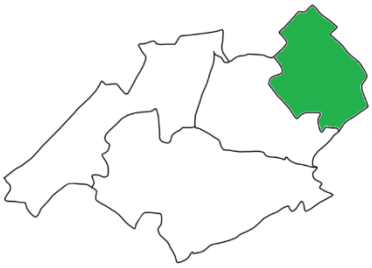

【基本情報】令和５年10月１日現在

総人口	18,075 人
高齢者人口（高齢化率）	5,381 人（29.8%）
65～74 歳（割合）	2,503 人（46.5%）
75 歳以上（割合）	2,878 人（53.5%）
要介護認定者数（率）	730 人（13.1%）

※要介護認定者数は９月末現在、要介護認定率は第１号被保険者

【総人口・高齢化率の推移】

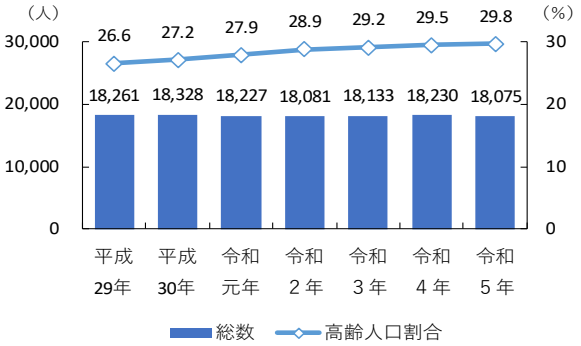

出典：住民基本台帳人口（各年 10 月１日現在）

【要介護認定者数・認定率の推移】

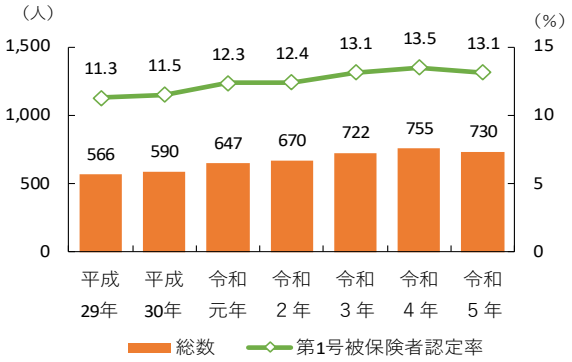

出典：TASK 介護保険システム（各年９月末現在）

【高齢者人口の推移】

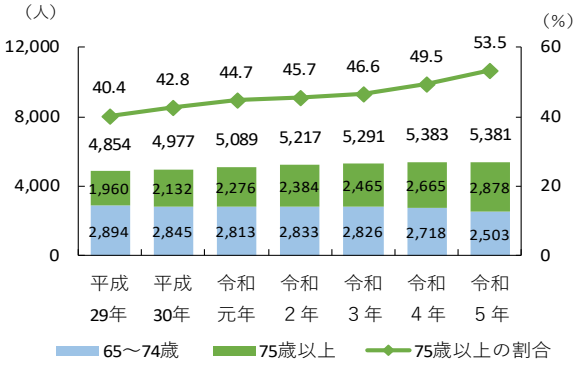

出典：住民基本台帳人口（各年 10 月１日現在）

【要介護度別認定者数・構成比】

	認定者数（人）	構成比（%）
要支援1	92	12.6
要支援2	133	18.2
要介護1	143	19.6
要介護2	124	17.0
要介護3	122	16.7
要介護4	63	8.6
要介護5	53	7.3

出典：TASK 介護保険システム（令和５年９月末現在）

【医療費割合】

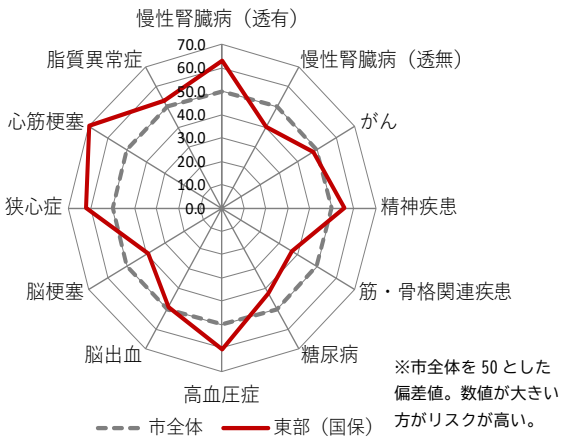

※市全体を 50 とした偏差値。数値が大きい方がリスクが高い。

出典：国保データベースシステム（令和４年 10 月分）

【リスク分析】

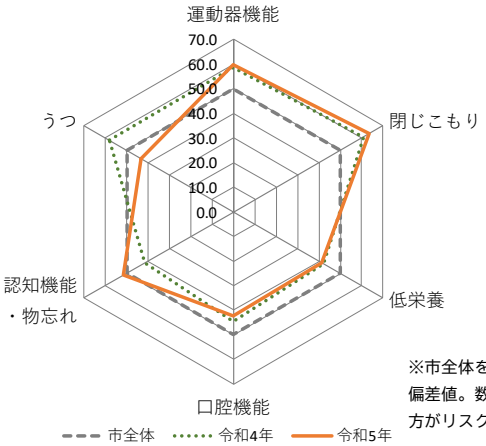

※市全体を 50 とした偏差値。数値が大きい方がリスクが高い。

出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【老人クラブ】（各年 5 月末現在）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
クラブ数	7	7	7	7	6	6
会員数	237	231	226	208	190	184

【保健・医療・福祉施設】（令和 5 年 6 月現在）

施設	設置か所
病院	-
一般診療所	12
歯科医院	4
保健センター	-
老人福祉センター	-
市民センター	2
通いの場	32

【介護予防教室】（令和 5 年 10 月現在）

教室名	利用者数
はつらつ元気体操教室	62
こつこつ貯筋体操教室	19
ますます元気教室	4

【介護保険サービス事業所】（令和 5 年 10 月現在）

サービス種別	設置か所
訪問介護	2
訪問入浴介護	-
訪問看護	2
訪問リハビリテーション	-
通所介護	5
通所リハビリテーション	1
短期入所生活介護	1
短期入所療養介護	-
特定施設入居者生活介護	-
居宅介護支援	3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-
地域密着型通所介護	3
小規模多機能型居宅介護	-
認知症対応型共同生活介護	2
看護小規模多機能型居宅介護	1
介護老人福祉施設	1
介護老人保健施設	-

東部地区（ぺんぎん）の特性と課題

【特性】

〇国保医療費では、「心筋梗塞」、「狭心症」、「慢性腎臓病（透有）」、「高血圧症」等の割合が高く、「筋・骨格関連疾患」、「脳梗塞」、「慢性腎臓病（透無）」などは低く抑えられています。

〇リスク分析において、「運動器機能」、「閉じこもり」で、他の地区と比べてリスクありの人の割合が高くなっています。

〇通いの場が多く設置されています。

【課題】

〇一人暮らし高齢者が多い地区であり、また、閉じこもり傾向の高齢者も多いことから、見守りや生活支援、孤立・孤独を防ぐための取組の充実を図っていく必要があります。

〇心疾患や高血圧症にかかる医療費の割合が他の地区と比べて高いことから、食生活の改善や運動習慣の定着に取り組んでいくことが重要です。

（４）南部地区（いきいき）

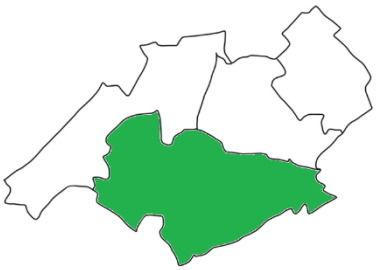

【基本情報】令和５年 10 月１日現在

総人口	10,727 人
高齢者人口（高齢化率）	3,534 人（32.9%）
65～74 歳（割合）	1,721 人（48.7%）
75 歳以上（割合）	1,813 人（51.3%）
要介護認定者数（率）	498 人（13.7%）

※要介護認定者数は９月末現在、要介護認定率は第１号被保険者

【総人口・高齢化率の推移】

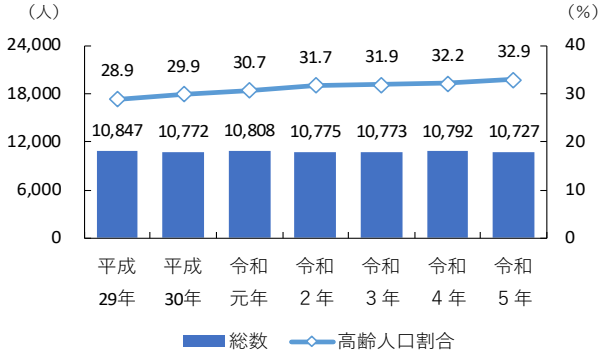

出典：住民基本台帳人口（各年 10 月１日現在）

【要介護認定者数・認定率の推移】

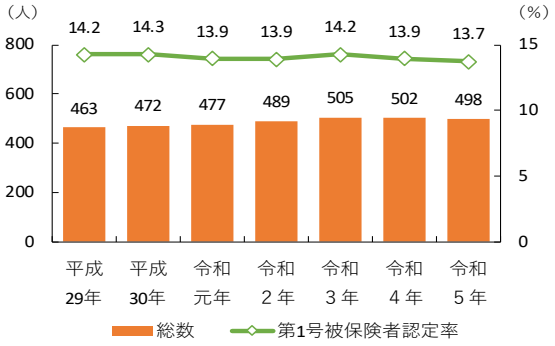

出典：TASK 介護保険システム（各年９月末現在）

【高齢者人口の推移】

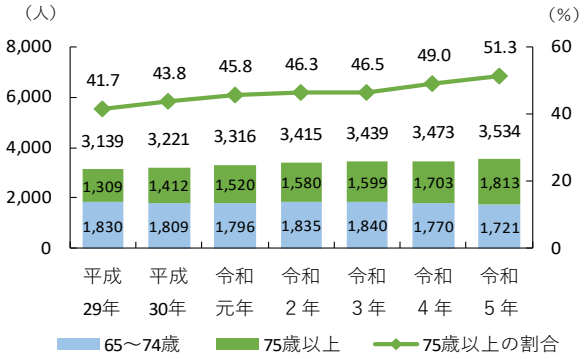

出典：住民基本台帳人口（各年 10 月１日現在）

【要介護度別認定者数・構成比】

	認定者数（人）	構成比（%）
要支援1	75	15.1
要支援2	88	17.7
要介護1	79	15.9
要介護2	81	16.3
要介護3	60	12.0
要介護4	65	13.1
要介護5	50	10.0

出典：TASK 介護保険システム（令和５年９月末現在）

【医療費割合】

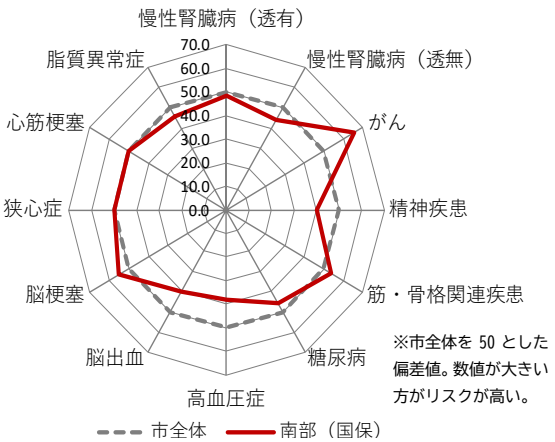

出典：国保データベースシステム（令和４年 10 月分）

【リスク分析】

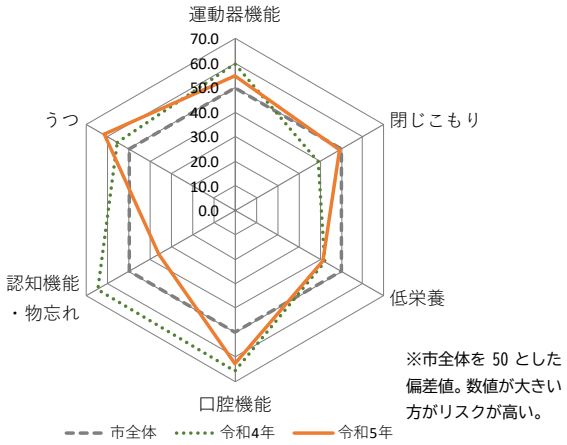

出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【老人クラブ】（各年 5 月末現在）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
クラブ数	6	6	6	6	6	4
会員数	274	261	259	244	229	149

【保健・医療・福祉施設等】（令和 5 年 6 月現在）

施設	設置か所
病院	-
一般診療所	2
歯科医院	1
保健センター	-
老人福祉センター	1
市民センター	1
通いの場	15

【介護予防教室】（令和 5 年 10 月現在）

教室名	利用者数
はつらつ元気体操教室	44
こつこつ貯筋体操教室	4
ますます元気教室	1

【介護保険サービス事業所】（令和 5 年 10 月現在）

サービス種別	設置か所
訪問介護	2
訪問入浴介護	-
訪問看護	2
訪問リハビリテーション	-
通所介護	3
通所リハビリテーション	-
短期入所生活介護	2
短期入所療養介護	-
特定施設入居者生活介護	-
居宅介護支援	4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
地域密着型通所介護	1
小規模多機能型居宅介護	-
認知症対応型共同生活介護	1
看護小規模多機能型居宅介護	-
介護老人福祉施設	2
介護老人保健施設	-

南部地区（いきいき）の特性と課題

【特性】

〇要支援･要介護認定率は、これまで4地区の中で高い値となっていましたが、4地区で唯一、減少傾向が続いています。しかし、要介護4以上の人の割合が4地区の中で最も高くなっています。

〇リスク分析では、他の地区と比べて、「口腔機能」や「うつ」でリスクありの人の割合が高くなっています。

〇老人クラブが令和3年から4年にかけて2クラブ減少し、会員数も大きく減少しています。

〇令和5年度における介護予防教室利用者数が他の地区と比べて少なくなっています。

【課題】

〇要支援･要介護認定率の上昇が抑えられていますが、要介護4以上の割合が高いことから、介護予防と併せ、重度化防止に向けた取組の推進が重要です。

〇身近な場所で介護予防に取り組むことができるよう、通いの場づくりと参加促進を図ることが必要です。

７　第８期計画の進捗評価

（１）評価の概要

本計画の策定にあたり、鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に掲げられている施策・事業について、「第8期の取組状況」、「取組による成果」、「推進上の課題」、「第9期の方向性」を自己評価しています。

評価基準は以下のとおりです。

■第８期の取組状況

S	計画以上の取組を実施した（100％以上）
A	ほぼ計画通りに実施した（80～100％程度）
B	ある程度計画どおりに実施した（50～80％程度）
C	あまり計画どおりに実施できなかった（20～50％程度）
D	ほとんど実施できなかった（0～20％程度）

■取組による成果

大	おおいに成果があった
中	ある程度成果があった
小	あまり成果がなかった

■第９期の方向性

維持	今後も取組を維持していく
改善	今後は取組の方法を見直していく
拡大	今後は取組を拡大していく（量・範囲等）
縮小	今後は取組を縮小していく（量・範囲等）
終了	施策・事業は終了する

（２）各評価数の集計表

■第８期の取組状況

評価	基本目標１	基本目標２	基本目標３	基本目標４
S	2	2	1	0
A	9	7	8	6
B	6	２０	3	5
C	2	3	0	0
D	0	0	0	0

■取組による成果

評価	基本目標１	基本目標２	基本目標３	基本目標４
大	7	1	4	2
中	１２	２９	8	9
小	0	2	0	0

■第９期の方向性

評価	基本目標１	基本目標２	基本目標３	基本目標４
維持	１５	１９	１１	１１
改善	2	3	0	0
拡大	2	9	1	0
縮小	0	0	0	0
終了	0	1	0	0

（３）評価結果

①基本目標１の評価

■介護予防・生活支援サービスの充実

施策・事業名		第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）介護予防・生活支援サービス事業の推進				
①	訪問型サービス（第１号訪問事業）	B	中	維持
②	通所型サービス（第１号通所事業）	C	中	改善
③	介護予防マネジメント（第１号介護予防事業）	B	中	維持

■健康づくりと介護予防の充実

施策・事業名		第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）健康づくりとフレイル予防の推進				
①	健康づくりの実践のための取組	A	大	維持
②	生活習慣病の早期発見・重症化予防のための取組	A	中	維持
③	高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の取組	A	中	維持
④	健康づくりを推進する指導者等の人材育成や活動の支援	B	中	維持
⑤	新型コロナウイルス等の感染症対策に係る高齢者への支援	S	中	維持
（２）介護予防事業の推進				
①	高齢者実態把握事業	A	大	維持
②	介護予防普及啓発事業	S	大	維持
③	地域介護予防活動支援事業	B	中	維持
④	地域リハビリテーション活動支援事業	C	中	改善

■地域包括支援センターの充実・強化

施策・事業名		第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）地域包括支援センターの機能強化の推進				
①	相談支援体制の充実	A	大	拡大
②	関係機関との連携強化	B	中	維持
③	地域包括支援センター業務の点検・評価	A	中	維持
（２）地域ケア会議の開催		A	大	維持

■地域共生社会の構築

施策・事業名	第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）包括的支援体制の構築	B	中	維持

■在宅医療と介護の連携の推進

施策・事業名		第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）在宅医療と介護の連携の推進				
①	在宅医療・介護の体制の整備	A	大	維持
②	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	A	大	拡大

②基本目標２の評価

■高齢者在宅福祉の充実

施策・事業名		第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）在宅福祉サービスの提供				
①	緊急時通報システム	B	中	維持
②	高齢者等ごみ戸別収集サービス	A	中	維持
③	移送支援サービス	A	中	維持
④	訪問理美容サービス	S	中	維持
⑤	配食サービス	B	中	維持
⑥	生活・介護支援ショートステイ	B	中	維持
（２）介護者への支援				
①	家族介護教室の開催	A	中	拡大
②	徘徊高齢者見守りシール配付事業の実施	B	中	維持
③	家族介護慰労金の支給	A	中	維持
④	紙おむつ給付事業（特別給付費）	C	中	改善

■生活支援体制整備の推進

施策・事業名	第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）生活支援体制整備の推進	B	中	維持
（２）地域支え合い活動の促進	A	中	維持
（３）高齢者等の見守りの推進	B	中	維持

■安心・安全な生活環境の推進

施策・事業名		第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）高齢者のための居住環境の確保				
①	市営住宅	B	中	終了
②	軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）	※市内に施設がないため、取り組みなし		
③	養護老人ホーム	A	中	維持
④	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置	B	中	維持
（２）防災対策の推進				
①	避難行動要支援者対策の推進	B	中	維持
②	福祉避難所対策の推進	C	中	拡大
（３）高齢者にやさしいまちづくりの推進（バリアフリー等）				
①	公共施設などのバリアフリー化の促進	B	中	維持
②	バリアフリー意識の啓発	B	中	維持

■認知症を支える地域づくりの推進

施策・事業名		第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）認知症等に対する理解の促進				
①	認知症等の正しい知識の普及啓発	B	中	拡大
②	認知症サポーターの養成	S	大	拡大
（２）認知症予防に向けた取組				
①	認知症予防活動の推進	B	中	拡大
②	認知症地域支援推進員の配置	B	中	維持
③	認知症初期集中支援チームの設置	B	中	維持
④	認知症ケアパスの作成	B	中	拡大
（３）認知症高齢者への支援体制づくり				
①	オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催	B	小	改善
②	チームオレンジの設置	C	小	改善

■権利擁護支援の推進

施策・事業名	第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）高齢者虐待の防止	B	中	拡大
（２）成年後見制度利用促進事業	B	中	拡大
（３）成年後見制度利用支援事業			
① 市長申立て	A	中	維持
② 報酬助成	B	中	拡大

③基本目標３の評価

１　生きがいづくりの支援

施策・事業名	第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）老人クラブへの支援	A	中	維持
（２）高齢者の生涯学習活動の支援	A	大	維持
（３）高齢者の健康づくり・スポーツ活動の推進	A	大	維持
（４）老人福祉センターの運営	S	大	維持

２　社会参加の促進

施策・事業名		第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）つるバス・つるワゴンの利用促進		A	中	維持
（２）高齢者の就労促進				
①	高齢者への就労相談機能の強化	B	中	維持
②	シルバー人材センターの活動支援	A	中	維持

施策・事業名		第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（３）ボランティア活動の推進				
①	社会福祉協議会の支援	B	中	維持
②	地域活動の支援	A	中	維持
③	自治会活動等の支援	A	中	維持
④	地域福祉活動の担い手の育成	B	中	維持
⑤	高齢者の専門的な経験・能力のまちづくりへの活用	A	大	拡大

④基本目標４の評価

■介護給付の適正化等の推進

施策・事業名		第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）介護給付費適正化対策事業				
①	要介護認定の適正化	A	中	維持
②	ケアプランの点検	B	中	維持
③	住宅改修、福祉用具購入・貸与調査等の点検			
	ア　住宅改修の点検	B	中	維持
	イ　福祉用具購入・貸与調査	A	大	維持
④	医療情報との突合・縦覧点検	B	中	維持
⑤	介護給付費通知	A	大	維持
（２）介護保険事業の円滑な運営				
①	適切な要介護（要支援）認定の実施	A	中	維持
②	介護サービス等の情報提供	A	中	維持
③	事業所の指導監督に関する取組等	A	中	維持

■介護人材の確保

施策・事業名	第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）介護人材の確保に向けた支援	B	中	維持

■感染症対策の推進

施策・事業名	第８期の取組状況	取組による成果	今後の方向性
（１）新型コロナウイルス等の感染症対策に係る介護事業所への支援	B	中	維持

８　高齢者施策における課題

（１）健康づくり・介護予防の推進

人生100年時代を迎える一方で、人口減少・少子高齢化がますます進行しており、高齢者が地域の中で活躍し、高齢者自身が支え手としての役割を担っていくことが期待されています。また、介護保険制度の持続的な運営という点においても、介護予防は重要な施策となっています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、コロナ禍を経て、様々な機能の低下リスクに該当する人の割合が増加しており、心身の健康づくり・介護予防の推進は重要な課題といえます。

市では、「はつらつ元気体操クラブ」や「認知症予防脳トレ教室」、「こつこつ貯筋体操教室」、「ますます元気教室」を開催し、介護予防の普及啓発に努めており、計画値を上回る参加者数となっています。また、介護予防ボランティア「つるフィット」を養成し、地域における自主的な介護予防活動の取組を促進し、一定の成果を上げています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、今後取り組んでいきたい介護予防として、「地域で開催される定期的な体操や運動へ参加する」と回答した人の割合が最も高くなっており、引き続き、地域における各種教室や自主的な健康づくり活動を支援するとともに、自立支援・重度化防止に向けた専門職との連携強化と取組の充実を図っていく必要があります。

（２）多様な主体によるきめ細かな支援、家族介護支援の充実

福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築が求められています。また、高齢化や核家族化により、介護する家族の負担が大きくなる中において、ケアラー・ヤングケアラーが社会的な問題となっています。さらに、生産年齢人口の減少等による担い手不足が顕在化しており、地域社会活動における人材確保が大きな課題となっています。

地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者やその家族、地域住民等からの相談に応じていますが、相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化により、地域包括支援センターの負担が増えているため、体制を強化していく必要があります。また、市では、自治会や地域支え合い協議会など地域団体による支え合い活動に対する支援を行うとともに、まちづくりポイントを発行するなど、市民によるボランティア活動の促進を図っていますが、数年に渡るコロナ禍を経て、地域活動の縮小の影響や担い手の高齢化、人材不足による役員の負担などが課題となっています。

今後は、様々な分野、多職種の連携による包括的な支援体制の構築を進め、多様化・複雑化する課題に対して多様な主体によるきめ細かな支援を行っていく必要があります。併せて、埼玉県が制定している「ケアラー支援条例」に基づき、ヤングケアラーを含めた介護者が孤立せず、地域全体で支えていくための取組の充実を図る必要があります。

（３）地域とのつながり、居場所づくりの推進

近隣関係の希薄化に加え、コロナ禍により外出機会や友人・知人等と会う機会が減り、地域における様々なイベントや交流の機会が自粛されたことにより、地域とのつながりがより一層薄れてきています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも、3年前の調査と比べて外出頻度や友人・知人と会う頻度が減少し、外出を控えていると回答した人の割合が増加しています。また、地域住民の有志による活動への参加意向について、参加したくないと回答した人の割合が増加しており、地域活動への参加意欲の低下がうかがえるほか、自治会の加入率や老人クラブ会員数は減少傾向となっており、地域と関わりを持つ人が減ってきています。

市では、地域団体等と連携・協力しながら、身近な地域で集まり、介護予防活動等を行う「通いの場」の設置・運営支援に取り組んでいますが、コロナ禍で活動が停滞していた状況もあり、活動の再開・活性化が課題となっています。

引き続き、地域と連携・協力しながら、身近な場所に通いの場の設置・運営を支援していくとともに、活動の周知や感染防止対策の徹底など、誰もが気軽に参加できる環境づくりに力を入れていく必要があります。

（４）認知症施策の充実、権利擁護・虐待防止対策の推進

急速な高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加等を踏まえ、認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図るため、令和5年6月に「認知症基本法」が成立しました。本市においても、認知症予防と合わせ、認知症になっても安心して暮らしていくことができる地域社会の形成が必要です。また、厚生労働省の調査によると、令和3年度の虐待に関する相談・通報件数が過去最多となっており、虐待防止対策の強化を図っていく必要があります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、認知症に関する相談窓口や成年後見制度についての認知度は上がっていない状況がうかがえます。在宅生活改善調査の結果を見ると、在宅生活が困難な状況になっている理由として「認知症の症状の悪化」の割合が最も高くなっています。

市では、認知症予防のための脳トレ教室の開催やシルバーeスポーツの普及、オレンジカフェ（認知症カフェ）の設置・運営支援を通して、認知症予防に取り組んでいるほか、「認知症地域支援推進員」の配置や認知症講話・相談会の開催、認知症サポーターの養成等を実施し、地域全体で認知症高齢者を支える体制の強化に取り組んでいます。また、公共機関、市民、事業者等が、日常生活や仕事の中で高齢者の見守りや声掛けを行う「鶴ヶ島市見守りネットワーク」の取組を推進しています。

今後は、高齢者の実態を把握し、必要な支援につなげるとともに、令和7年度までに全市町村で取り組むとされている「チームオレンジ」を設置し、認知症高齢者及びその家族のニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みづくりに取り組む必要があります。また、高齢者の尊厳と権利を守るためにも、成年後見制度の周知及び利用促進を図るとともに、虐待防止及び早期発見に向けた取組を強化していく必要があります。

（５）介護ニーズに対応したサービス基盤の確保と事業所運営支援

総人口が減少する中、高齢者数、とりわけ後期高齢者数の増加に伴って介護ニーズは増加傾向にあります。本計画期間中の令和7年度には、いわゆる団塊の世代全てが後期高齢者に、さらに10年後には85歳以上となり、介護ニーズが増大すると見込まれています。また、令和22年度には団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が大幅に減少することから、介護ニーズの拡大に対応する介護人材をいかに確保していくかが大きな課題となっています。

本市においても、要介護認定者数において令和19年度にピークを迎えると推計されており、介護ニーズの拡大に対応したサービス基盤の整備を計画的に進めていくことが必要です。特に、介護人材不足はすでに顕在化しており、関係団体等ヒアリング調査においても、約6割のサービス提供事業所で「不足している」、「やや不足している」と回答しています。また、不足している原因として「介護職を希望する人が少ない」、「心身の負担が大きい」が上位になっています。

こうした状況を踏まえ、県及び関係機関と連携しながら、介護職を希望する人が増えるための取組に力を入れていく必要があります。

また、度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染拡大の経験を踏まえ、災害発生時や感染症拡大時においても事業を安定的に提供していくための事業継続計画（BCP）の策定が求められており、こうした動きに対しても、情報提供や必要な支援を講じていく必要があります。

第３章　将来推計

１　人口推計

（１）総人口及び年齢区分別人口

本市の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法にて推計すると、総人口は減少傾向となり、計画最終年度の令和8年度は69，863人、令和22年度には64，389人になると推計されます。

年齢区分ごとにみると、40歳未満人口は減少傾向が続き、40歳から64歳人口（第2号被保険者）は令和6年度まで増加した後、減少に転じると推計されます。65歳以上の高齢者（第1号被保険者）は今後も増加傾向が続くと推計され、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には高齢化率も35．2%まで上昇するものと見込まれます。

■総人口及び高齢化率の推計

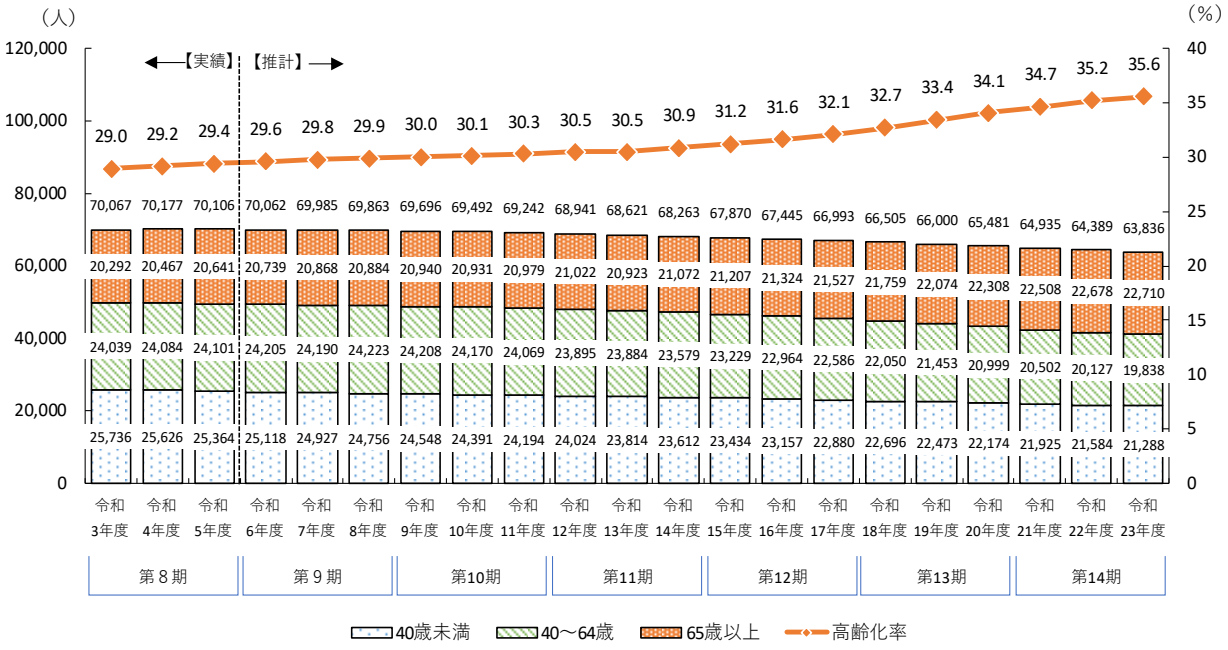

出典：住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法にて推計（各年 10 月 1 日現在）

■年齢区分別人口割合の推計

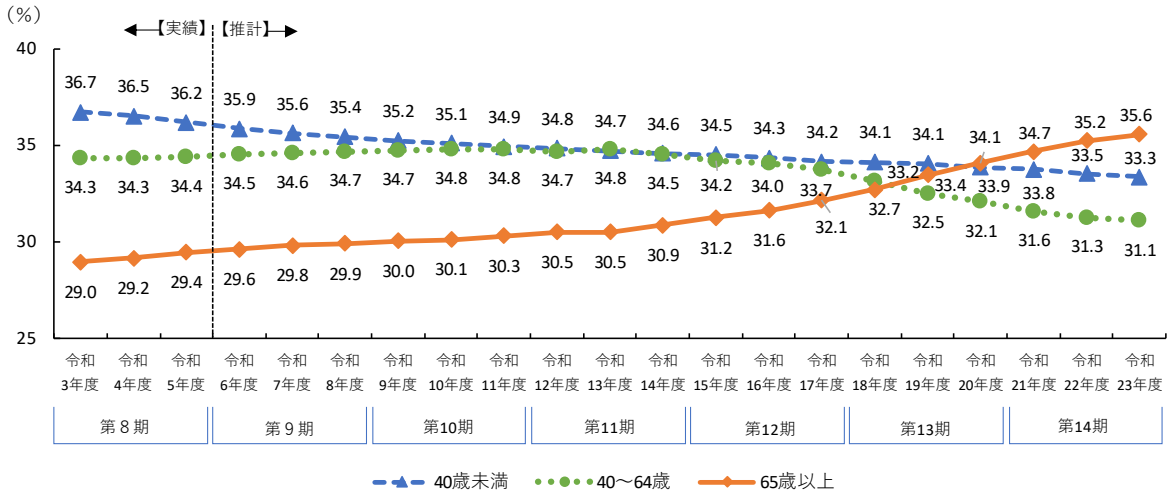

出典：住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法にて推計（各年 10 月 1 日現在）

（２）高齢者人口

高齢者人口の年齢区分ごとの推計結果をみると、65歳から74歳の前期高齢者数は令和13年度まで減少した後、増加傾向に転じると推計されます。75歳から84歳人口は令和8年度まで増加した後、減少に転じると見込まれます。85歳以上人口は今後も増加し続け、令和19年度をピークに減少に転じると推計されます。

■年齢別高齢者人口の推計

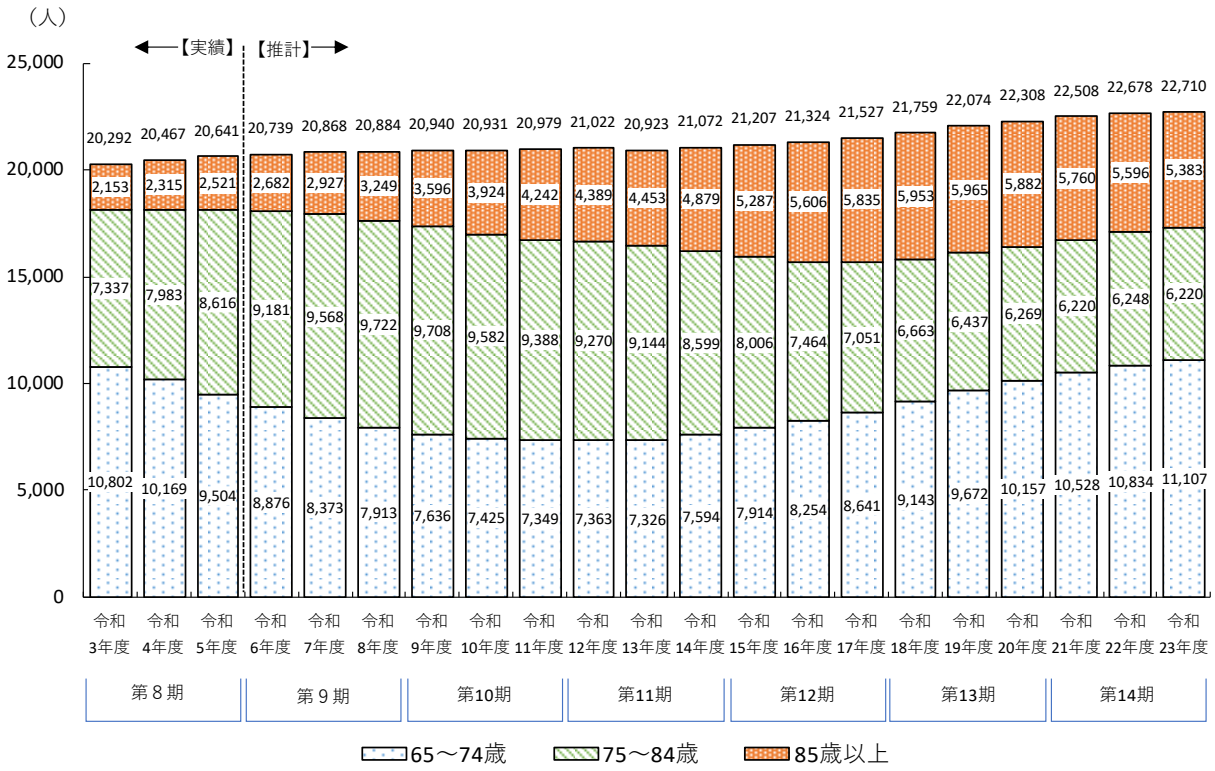

出典：住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法にて推計（各年 10 月 1 日現在）

■前期・後期高齢者割合の推計

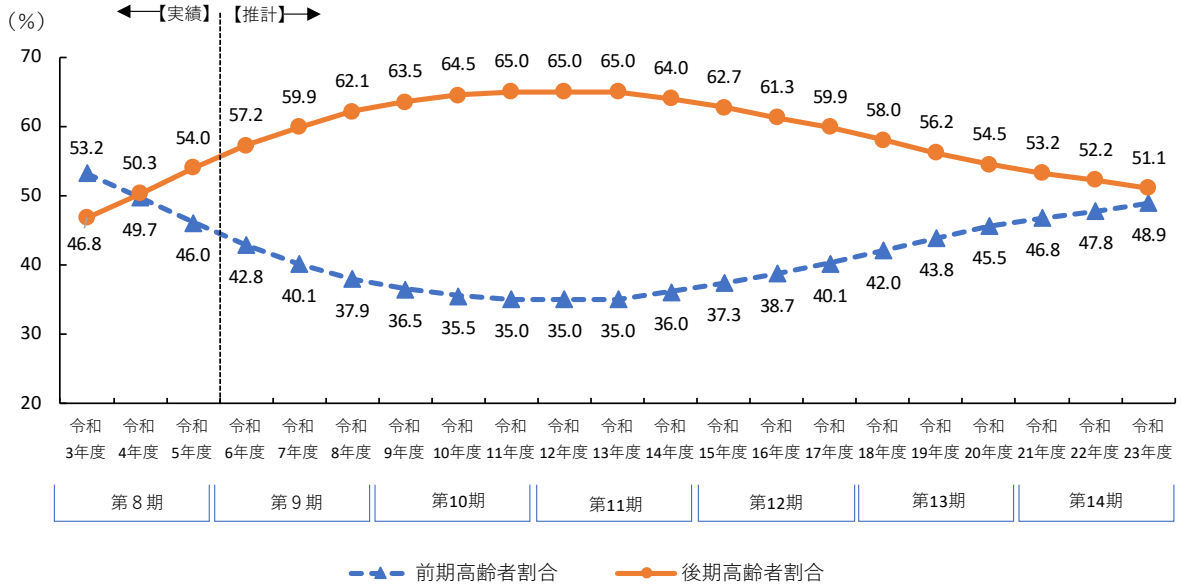

出典：住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法にて推計（各年 10 月 1 日現在）

２　要支援・要介護認定者数の推計

要支援･要介護認定者数の推計結果をみると、高齢者人口が微増傾向の中、後期高齢者数の増加に伴い認定率が上昇し、令和8年度には3,350人まで増加、第1号被保険者における認定率も15.6%まで上昇すると推計されます。今後も認定者数は令和19年度まで、認定率は令和17年度まで増加傾向が続くと見込まれ、以降は減少傾向に転じると推計されます。

要介護度別にみると、令和19年度まではどの要介護度も一定割合で増加していますが、減少傾向に転じる令和20年度以降も、要介護3以上の認定者数は増加傾向が続くと推計されます。

■要支援・要介護認定者数及び認定率の推計

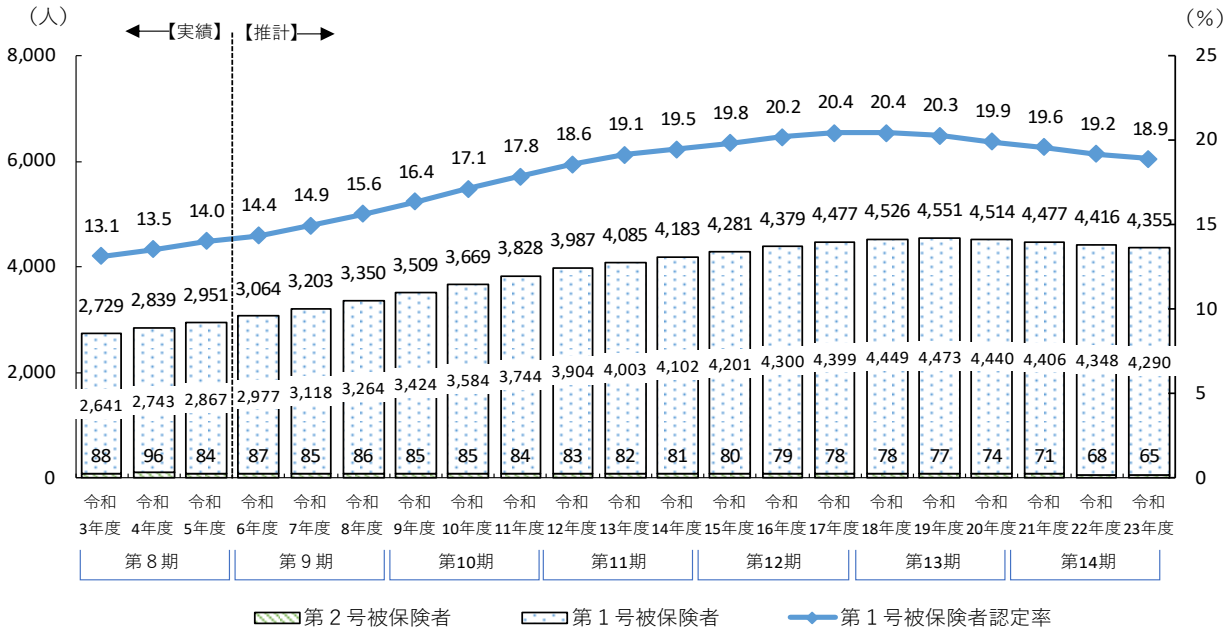

出典：地域包括ケア「見える化」システムにて推計（各年９月末現在）

■要介護度別認定者数の推計

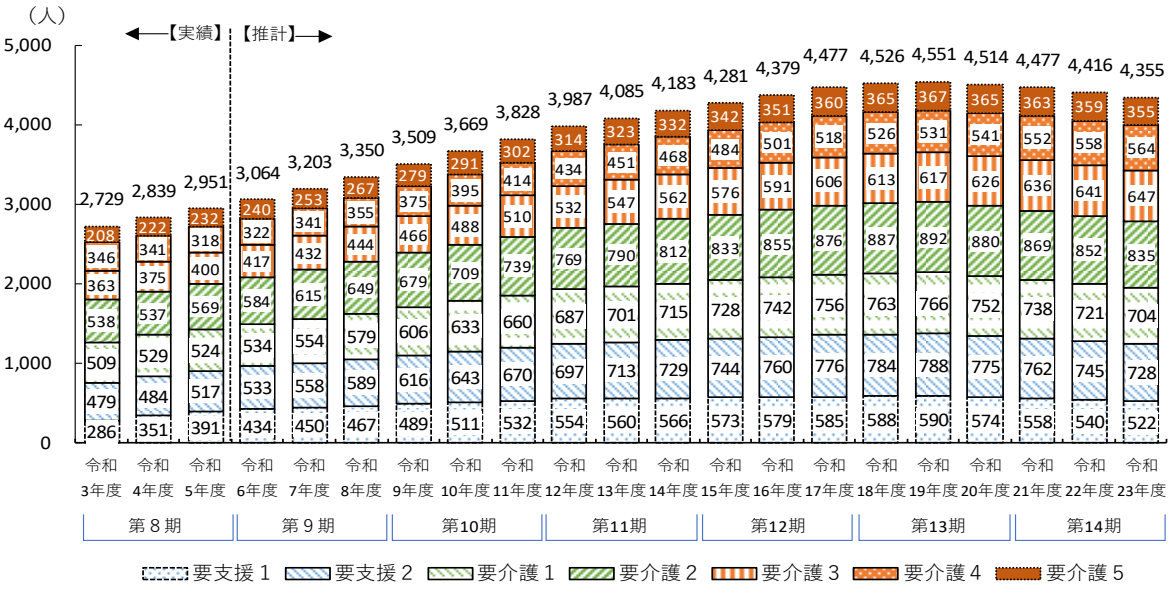

出典：地域包括ケア「見える化」システムにて推計（各年９月末現在）

3　高齢者世帯の推計

高齢者のみ世帯（高齢単身世帯・高齢夫婦世帯）の世帯数について、国勢調査を基に推計すると、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯ともに増加し続け、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には高齢単身世帯が6,079世帯、高齢夫婦世帯が7,493世帯、合わせて13,572世帯となり、一般世帯に占める割合は4割を超えると推計されます。

■高齢者のみ世帯数及び一般世帯に占める割合の推計

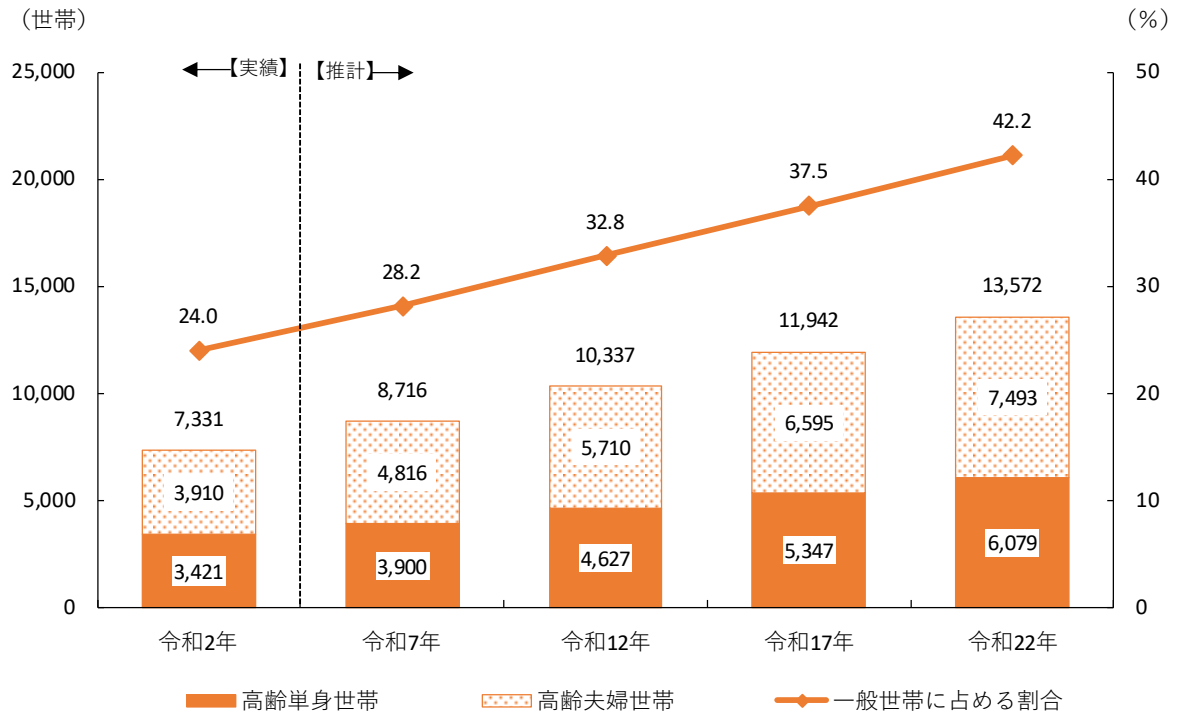

出典：国勢調査を基に推計（各年 10 月 1 日現在）

4　認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数について、認知症高齢者自立度Ⅱa以上の性別･年齢別出現率を将来の高齢者人口推計値に乗じて算出したところ、後期高齢者の割合が上昇することに伴い、認知症高齢者数は令和20年度まで増加していくことが見込まれ、令和8年度で2,237人、令和22年度で3,086人と推計されます。

■認知症高齢者数及び出現率の推計

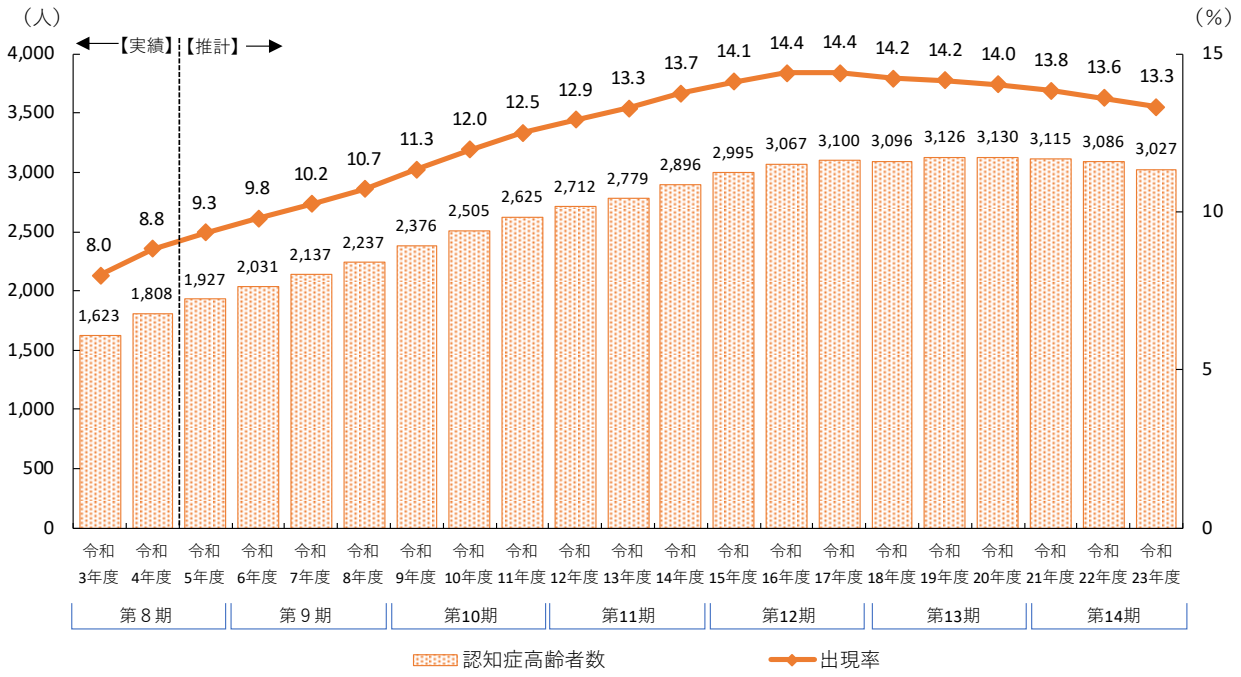

出典：認知症高齢者の性別・年齢別出現率の実績から将来の出現率を設定し、将来人口を乗じて算出
（各年 10 月末日現在）

5　日常生活圏域ごとの推計

日常生活圏域ごとの人口及び要介護認定者数について、令和5年度実績における各圏域の市全体に対する割合により按分して推計すると、以下のとおり推計されます。

■圏域別人口及び要介護認定者数の推計

圏域	年度	実績値	第９期計画推計値			中長期的推計値		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
西部地区	人口（A）	19,726	19,714	19,692	19,658	19,398	18,850	18,117
	高齢者人口（B）	5,395	5,421	5,454	5,459	5,495	5,627	5,927
	高齢化率（A÷B）	27.3%	27.5%	27.7%	27.8%	28.3%	29.9%	32.7%
	事業対象者数	2	2	2	2	2	2	3
	要介護（要支援）認定者数	760	789	825	863	1,027	1,153	1,137
	要支援１・２	238	253	264	277	328	357	337
	要介護１～５	522	536	561	586	699	796	800
北部地区	人口（A）	21,578	21,564	21,541	21,503	21,219	20,620	19,819
	高齢者人口（B）	6,331	6,360	6,401	6,405	6,448	6,602	6,956
	高齢化率（A÷B）	29.3%	29.5%	29.7%	29.8%	30.4%	32.0%	35.1%
	事業対象者数	16	17	18	19	20	19	17
	要介護（要支援）認定者数	856	888	929	972	1,156	1,299	1,280
	要支援１・２	274	291	304	318	377	411	388
	要介護１～５	582	597	625	654	779	888	892
東部地区	人口（A）	18,075	18,064	18,044	18,012	17,775	17,272	16,601
	高齢者人口（B）	5,381	5,407	5,440	5,444	5,480	5,612	5,912
	高齢化率（A÷B）	29.8%	29.9%	30.1%	30.2%	30.8%	32.5%	35.6%
	事業対象者数	8	8	9	10	10	9	8
	要介護（要支援）認定者数	730	758	793	829	986	1,107	1,092
	要支援１・２	225	240	250	262	310	337	318
	要介護１～５	505	518	543	567	676	770	774
南部地区	人口（A）	10,727	10,720	10,708	10,690	10,549	10,251	9,852
	高齢者人口（B）	3,534	3,551	3,573	3,576	3,599	3,686	3,883
	高齢化率（A÷B）	32.9%	33.1%	33.4%	33.5%	34.1%	36.0%	39.4%
	事業対象者数	8	8	9	9	10	9	8
	要介護（要支援）認定者数	498	518	541	566	674	755	744
	要支援１・２	163	174	181	190	225	244	231
	要介護１～５	335	344	360	376	449	511	513
住所地特例者	事業対象者数	1	1	1	1	1	1	1
	要介護（要支援）認定者数	107	111	115	120	144	163	163
	要支援１・２	8	9	9	9	11	12	11
	要介護１～５	99	102	106	111	133	151	152

※令和５年度は、10月1日現在実績（※要介護（支援）認定者数は、９月末現在実績）

※令和６年度以降は、各年度10月1日現在推計（※要介護（支援）認定者数は、９月末現在推計）

第４章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

第8期計画では、「誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域社会の実現」を基本理念として、「自助」「互助」「共助」「公助」を進めることで、高齢者の笑顔があふれる、思いやりのまちづくりを目指してきました。

この間、人口減少・少子高齢化や核家族化の進行、近隣関係の希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により様々な地域活動が自粛され、外出が制限されたことで、地域とのつながりが失われており、こうしたつながりを再生し、社会的に孤立することのない、お互いに思いやり支え合っていく地域づくりを、高齢者自身も支え手となって推進していくことの重要性がますます高まっています。

また、令和4年度に本市の福祉分野の上位計画として位置づけられ、各分野に共通する事項を示す「第3次鶴ヶ島市地域福祉計画」が策定され、地域共生社会の構築を目指すことが明示されました。

こうしたことから、本計画の基本理念を「誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現」とし、誰もが健康で生きがいと役割を持つことができ、誰一人取り残さない包括的な支援体制を整備し、誰もが必要なときに必要な支援を受けることのできる、多様な主体が参画するつながりと支え合いのある地域共生社会の実現を目指します。

誰もが安心していきいきと暮らすことのできる
地域共生社会の実現

誰もが・・・誰一人取り残さない包括的な支援がある

安心して・・・必要なときに、必要な支援が受けられる

いきいきと・・・健康で、生きがいと役割を持つことができる

地域共生社会・・・多様な主体が参画する「つながり・支え合い」がある

２　基本目標

計画の理念を実現するため、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標１　誰もが住み慣れた地域で共に暮らすために、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために、主体的に健康づくりに取り組む地域づくりを推進するとともに、多様化・複雑化した支援ニーズに対応し、それぞれの環境や生活状態等に応じて、必要な時に必要なサービスが切れ目なく円滑に提供されるよう、地域の多様な主体と連携・協力しながら、医療や介護、介護予防、生活支援サービス等の適切な組み合わせによる包括的な支援体制を構築し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

基本目標２　誰もが自分らしく安心して暮らすために、地域で支え合う仕組みづくりを進め、日常生活を支援します

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、市民や地域団体、企業・事業所、関係機関等が連携し、地域全体で高齢者を見守り、支え合うことのできる体制づくりと支援サービスの充実を図るとともに、認知症になっても権利と尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを進めます。また、災害や犯罪等から命と財産を守るための防災・防犯意識の醸成と多様な主体による連携・協力体制の強化を図ります。

基本目標３　誰もが健康でいきいきと暮らすために、高齢者の活躍の場と居場所を確保します

高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、いきいきと暮らすことができるよう、興味・関心に応じた趣味の活動や主体的な健康づくり活動、これまで培ってきた技術や知識を生かした地域活動への参加を促進するとともに、誰もが身近な場所で気軽に集い、交流できる場の充実した地域づくりを推進します。

基本目標４　誰もが安心して介護サービスを受けられるようにするために、介護保険制度の安定的な運営を推進します

必要な人が必要な介護サービスを受けることができるよう、中長期的な介護ニーズを見据えたサービス基盤の整備を計画的に進めるとともに、介護サービスの質の向上と安全の確保、介護サービスに関する情報提供の充実を図ります。また、持続可能な介護保険制度の運営に向けて、介護給付の適正化を図るとともに、介護人材の確保や業務負担の軽減、事業継続に向けた支援など事業所運営の支援を行います。

3　施策体系

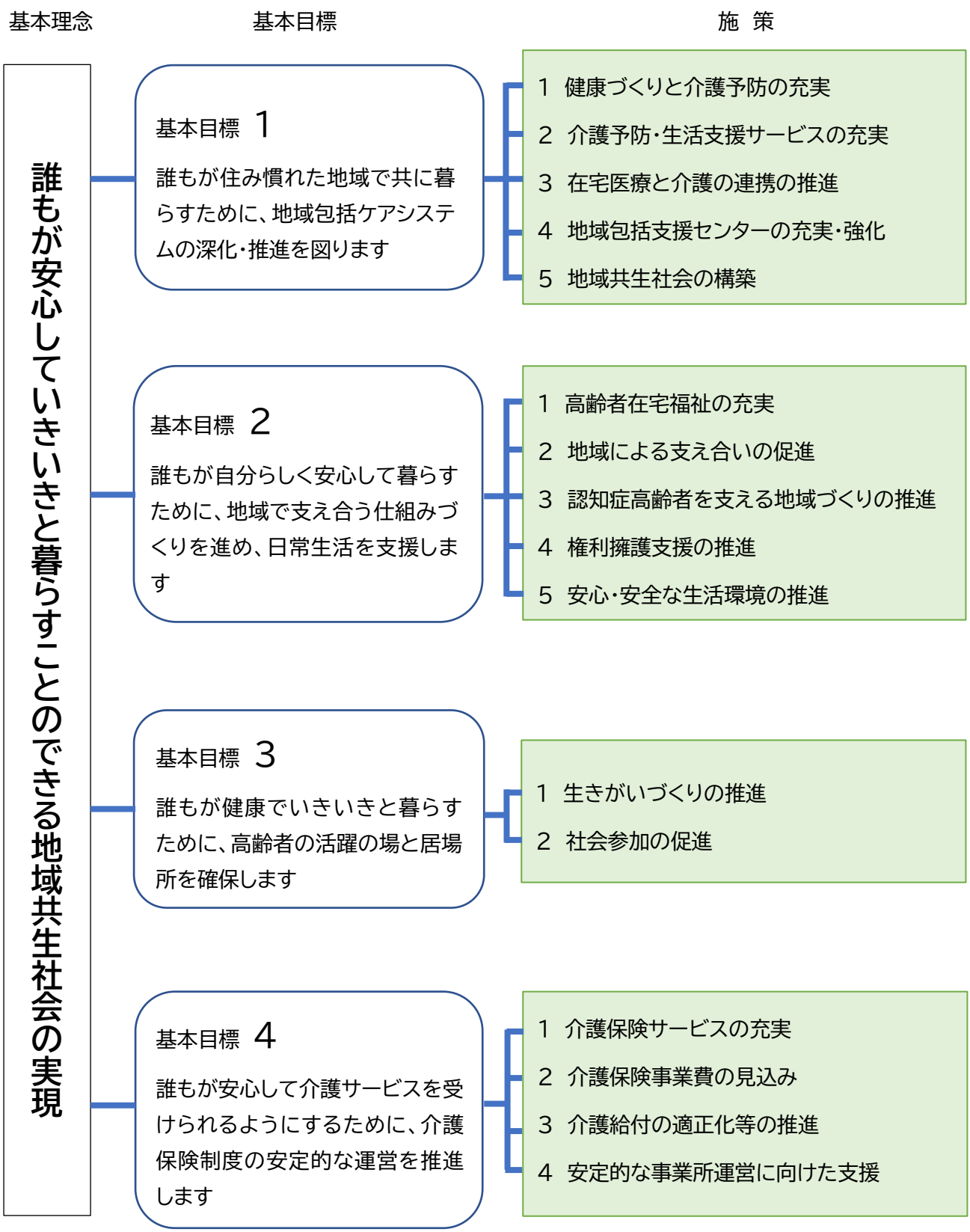
基本理念
基本目標
施　策
誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現
基本目標 1
誰もが住み慣れた地域で共に暮らすために、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります
1 健康づくりと介護予防の充実
2 介護予防・生活支援サービスの充実
3 在宅医療と介護の連携の推進
4 地域包括支援センターの充実・強化
5 地域共生社会の構築
基本目標 2
誰もが自分らしく安心して暮らすために、地域で支え合う仕組みづくりを進め、日常生活を支援します
1 高齢者在宅福祉の充実
2 地域による支え合いの促進
3 認知症高齢者を支える地域づくりの推進
4 権利擁護支援の推進
5 安心・安全な生活環境の推進
基本目標 3
誰もが健康でいきいきと暮らすために、高齢者の活躍の場と居場所を確保します
1 生きがいづくりの推進
2 社会参加の促進
基本目標 4
誰もが安心して介護サービスを受けられるようにするために、介護保険制度の安定的な運営を推進します
1 介護保険サービスの充実
2 介護保険事業費の見込み
3 介護給付の適正化等の推進
4 安定的な事業所運営に向けた支援

４　日常生活圏域の設定

（１）日常生活圏域の設定

本市では、第8期計画において、地理的条件、高齢者人口、交通事情その他社会的条件、介護事業所の整備状況等を勘案して、日常生活圏域を「西部地区」、「北部地区」、「東部地区」、「南部地区」の4地区に設定し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

本計画においても、高齢者人口の推移・介護事業所の整備状況・地域包括支援センターの機能強化等を勘案し、第8期計画を踏襲し、4地区の日常生活圏域を設定します。

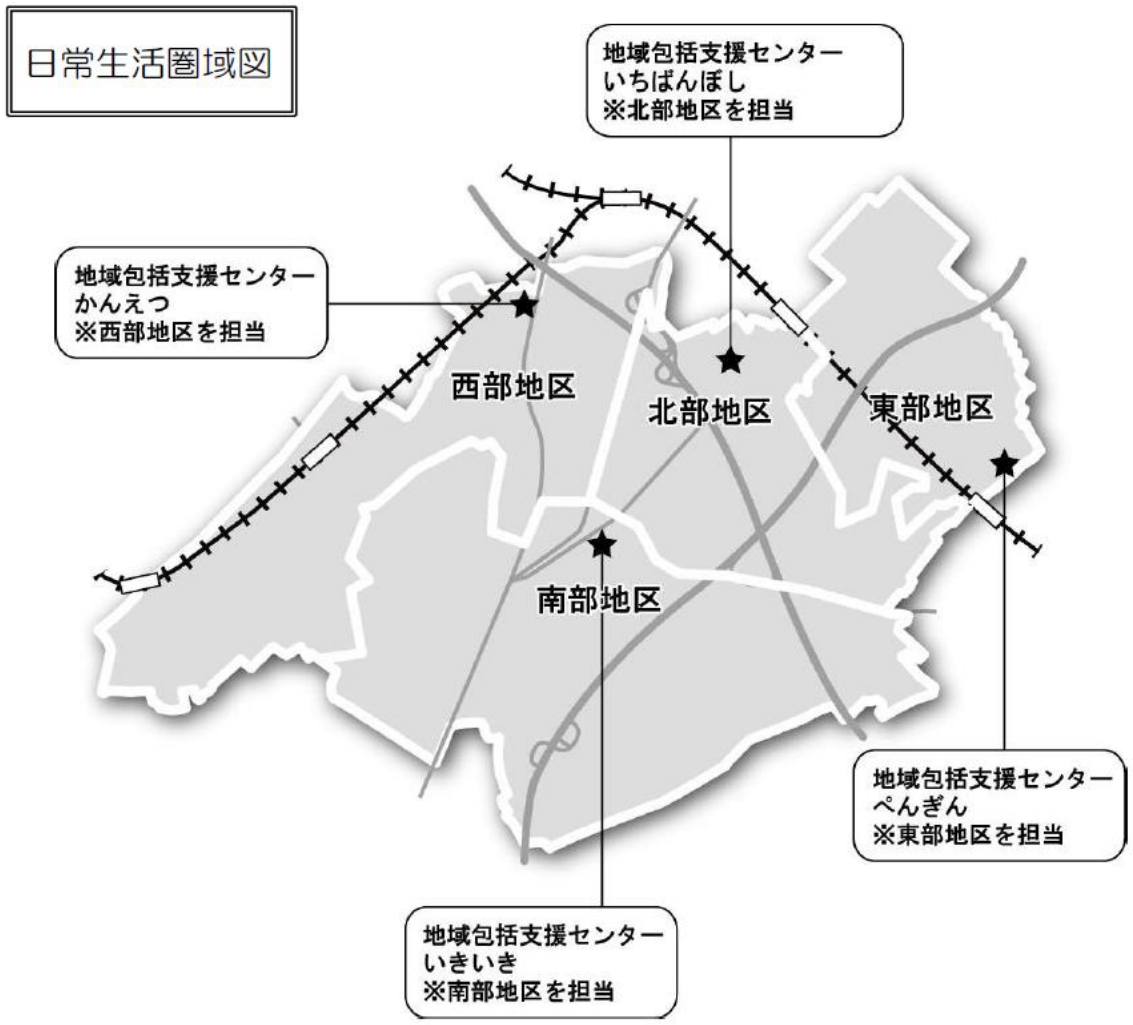

（２）日常生活圏域と担当する地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援するための機関として設置されています。

■地域包括支援センターの担当圏域

センター名	日常生活圏域	担当地区
地域包括支援センター かんえつ	西部地区	脚折の一部（脚折才道木・脚折第一・脚折蔵の前・脚折第二・脚折山田自治会区域）、脚折町一・二・三・四・六丁目、下新田、羽折町、中新田、新町、上新田、町屋
地域包括支援センター いちばんぼし	北部地区	脚折の一部（池の台・共栄西・県営鶴ヶ島すねおり団地・星和若葉台・共栄中央第一・共栄ニュータウン自治会区域）、脚折町五丁目、共栄町、藤金、上広谷の一部（上広谷第二・上広谷第三・共栄東・若葉西自治会区域）、鶴ヶ丘
地域包括支援センター ぺんぎん	東部地区	上広谷の一部（上広谷第一東南・上広谷第一西・上広谷第一北・旭・上広谷中央自治会区域）、五味ヶ谷、富士見
地域包括支援センター いきいき	南部地区	高倉、三ツ木、三ツ木新町、柳戸町、三ツ木新田、太田ヶ谷、松ヶ丘、南町

第５章　施策の展開

基本目標１

誰もが住み慣れた地域で共に暮らすために、
地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります

1　健康づくりと介護予防の充実

（1）健康づくりとフレイル予防の推進

豊かで充実した人生を送るには、心身ともに健康な期間である「健康寿命」を延ばすことが大切になります。そのためには、日頃から「自分の健康は自分で守り、つくる」という生涯を通じた市民一人ひとりの健康づくりの意識と実践が必要です。高齢者の「健康寿命」の延伸のために、個人、地域、行政が一丸となって、健康づくりに取り組むことが重要です。

市では、「第2次鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画」に基づき、高齢者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域全体で支援していきます。

①健康づくりの実践のための取組

【取組概要】

市民の主体的な健康づくりを支援するため、高齢者の特性を踏まえた正しい運動習慣・食生活・口腔の健康などに関する教室、講演会等を開催します。

また、一人でも取り組むことのできるラジオ体操やウォーキングの普及啓発により、毎日気軽に運動する習慣が定着するように取組を推進します。

【第9期の方向性】

健康寿命の延伸に向け、市民の主体的な健康づくりを支援するために市民ボランティアや地域団体とともに事業を推進します。

■ラジオ体操の様子

■ウォーキングマップ冊子

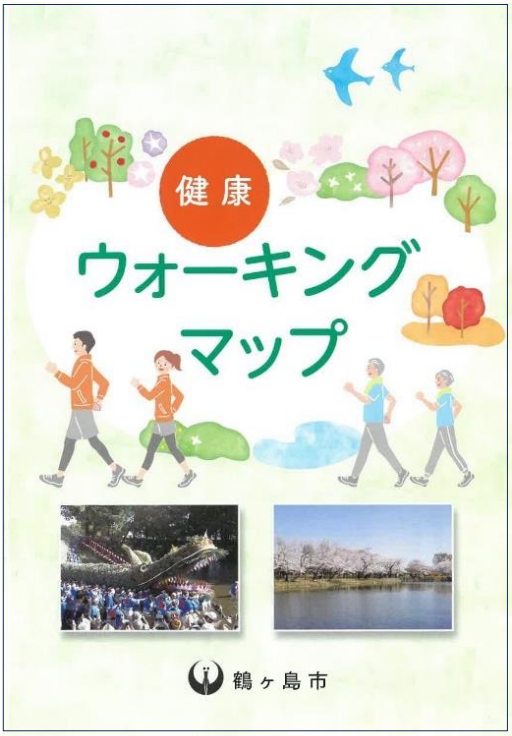

②生活習慣病の早期発見・重症化予防のための取組

【取組概要】

健康診査やがん検診等の受診勧奨を行い、受診者の増加を図るとともに、健診結果から必要な保健指導を行い、疾病予防・重症化予防を図ります。

また、生活習慣病予防を目的とした各種健康講座を実施し、市民の健康意識の向上と生活習慣の改善を図ります。

【第9期の方向性】

効果的な受診勧奨を継続して実施することで、特定健診受診者の増加を促進し、適切な保健事業につなぎ、疾病予防及び重症化予防を図ります。

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の取組

【取組概要】

保健師・管理栄養士・歯科衛生士の専門職が、地域の高齢者の通いの場へ出向き、フレイル予防等の講話や健康相談を行うとともに、健康診査の情報を活用し、フレイル状態にある高齢者に対する個別支援を行います。

また、必要に応じて医療機関や地域包括支援センター、介護予防教室等へつなぐ支援をします。

【第9期の方向性】

高齢者がフレイル予防の重要性を理解し、主体的に取り組めるよう、関係課が連携しながら、フレイルの認知度をさらに上げ、フレイル予防の啓発を推進することにより、市民の健康意識の維持・向上を図ります。

④健康づくりを推進する指導者等の人材育成や活動の支援

【取組概要】

健康づくりやフレイル予防を普及啓発するため、運動や食生活、フレイルに関する指導者やサポーターの人材育成及び活動を支援します。

【第9期の方向性】

つるゴン元気体操の普及を進める介護予防ボランティア「つるフィット」や、食生活改善や食育のリーダーとなる食生活改善推進員、フレイル予防を推進するフレイルサポーターの育成を継続し、地域における健康づくり指導者等の活躍の場や新たな担い手の確保を推進します。

⑤感染症対策にかかる高齢者への支援

【取組概要】

コロナ禍後においても、感染症対策の継続を推奨するとともに、予防接種についての情報提供及び接種しやすい環境づくりを推進します。

【第9期の方向性】

感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、高齢者インフルエンザワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン及び帯状疱疹ワクチンの接種費用を一部助成することで接種率の向上と感染予防に向けた行動の促進を図ります。

（２）介護予防事業の推進

高齢者が要支援や要介護の状態にならないように、あるいはその重度化の防止や心身の状態の維持ができ、元気に在宅生活を続けていくためには、それぞれの状態に合った介護予防事業の展開が必要です。

市では、心身の状況等に応じた介護予防教室を開催し、心身機能の維持・向上を図るとともに、セルフケアの意識を高める働きかけを行います。

また、自治会館などで市民主体の介護予防活動の場を拡充することにより、人と人とのつながりがある地域づくりを目指すとともに、体操の指導・サポートを行う介護予防ボランティア「つるフィット」を養成し、地域の身近な場所で介護予防を実践できるよう支援します。

①高齢者実態把握事業

【取組概要】

要支援・要介護認定者を除く75歳以上の高齢者に対して、運動、栄養、口腔、もの忘れなどの調査（基本チェックリスト）を実施し、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者の実態を把握します。

また、調査の結果をもとに介護予防事業につなぐとともに、必要とされる介護予防サービス等の整備を推進します。

【第9期の方向性】

令和3年度に引き続き、令和6年度も調査を行い、リスクの高い高齢者等を必要な支援につなげていくとともに、第10期介護保険事業計画の策定の基礎資料とします。

②介護予防普及啓発事業

【取組概要】

介護予防に関する情報や知識の普及啓発のため、各種介護予防教室を継続的に開催し、市民の介護予防への理解の促進を図ります。

元気な高齢者には、運動機能や認知機能の維持・向上を目指し、体操教室（はつらつ元気体操クラブ）や認知症予防脳トレ教室等を開催するとともに、シルバーeスポーツの普及啓発に取り組んでいます。

また、運動機能や口腔機能が低下した高齢者には、機能向上などを図るため、体操教室（こつこつ貯筋体操教室）や活動性を高めながら意欲の向上や脳の活性化につながるプログラムを実施する教室（ますます元気教室）を開催します。

【第9期の方向性】

高齢者の運動機能や認知機能の維持・向上を図るため、各教室の実施内容の充実や開催期間の見直しを行い、高齢者への介護予防の普及啓発を図ります。

また、市民の活動を中心とした通いの場へつなげる取組を推進します。

ア 元気な高齢者向け介護予防教室

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	533	589	645	725	725	725

イ 機能低下が認められる高齢者向け介護予防教室

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	92	72	130	130	130	130

介護予防教室の様子

■はつらつ元気体操クラブ

■こつこつ貯筋体操教室

■ますます元気教室

■認知症予防脳トレ教室

③地域介護予防活動支援事業

【取組概要】

市民センターや自治会館など地域の身近な場所で「市民主体の介護予防活動」を実施する自主グループの立ち上げを支援します。

また、介護予防に取り組みやすい環境を整えるため、通いの場への参加意識の向上を図り、介護予防ボランティア「つるフィット」を養成し派遣するなど、地域の身近な場所で介護予防活動ができるよう支援します。

さらに、自立支援と重度化防止の取組を推進するため、関係機関等と連携して提供体制の強化を図ります。

【第9期の方向性】

介護予防ボランティア「つるフィット」の継続的な養成に取り組むとともに、地域の自治会に対し、事業の継続及び拡大の理解を図ることで身近な地域に通いの場を増やし、高齢者の体力の維持・向上が図れる環境づくりを推進します。

また、リハビリテーション職を通いの場に派遣し、体力テストやつるゴン元気体操の指導を継続的に実施します。

ア 市民主体の介護予防活動の場の支援

単位：箇所

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動の場	35	35	32	36	40	44

イ 介護予防ボランティア「つるフィット」の養成

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成人数	7	10	6	10	10	10

ウ 介護予防ボランティア「つるフィット」の派遣

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	67	72	60	67	74	81
派遣延べ人数	959	1,964	2,200	2,400	2,600	2,800

④地域リハビリテーション活動支援事業

【取組概要】

身体機能等が低下している高齢者の居宅等に、介護支援専門員とともにリハビリテーション職等の専門職を派遣し、今後の支援の方向性について助言等を行います。

【第9期の方向性】

自立支援・重度化防止に向けて、専門職による個別支援に加え、地域支援を図る取組を強化します。

単位：回

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数	6	1	1	12	14	16

2　介護予防・生活支援サービスの充実

（1）介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者等の多様なニーズに対応するため、専門的なサービスに加え、基準緩和型サービス等の多様な主体によるサービスを総合的に提供し、地域に根差した支援体制の整備を目指します。

また、短期間集中的にケアを行うことにより課題を解決し、通常の生活に戻れるよう支援していきます。

①訪問型サービス（第１号訪問事業）

【取組概要】

自立生活あるいは社会参加の促進を目標とし、居宅において、掃除、洗濯等の日常生活上の援助を受けるサービスです。本市においては、介護予防訪問介護相当サービスのほか、基準緩和型訪問サービスや短期集中型訪問サービスを実施します。

【第9期の方向性】

基準緩和型や短期集中型訪問サービスの周知を図るとともに、実施可能な事業所との調整や対象者の適正な抽出・選定を図り、効果的な事業実施を推進します。

ア 介護予防訪問介護相当サービス

単位：回

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	6,406	7,045	7,238	7,530	7,832	8,112

イ 基準緩和型訪問サービス

単位：回

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	7	73	132	360	540	720

ウ 短期集中型訪問サービス

単位：回

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	24	12	15	48	60	72

②通所型サービス（第１号通所事業）

【取組概要】

身体機能及び生活機能の改善を目標とし、通所介護施設において、機能訓練や日常生活上の支援を提供するサービスです。本市においては、介護予防通所介護相当サービスや短期集中型通所サービスを実施します。

【第9期の方向性】

事業の実施にあたっては、サービス提供事業者との調整を図りながら、効果的な事業実施を推進します。

ア 介護予防通所介護相当サービス

単位：回

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	16,506	17,822	20,120	24,455	25,326	26,977

イ 短期集中型通所サービス

単位：回

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	0	0	0	0	0	960

③介護予防マネジメント（第１号介護予防支援事業）

【取組概要】

事業対象者や要支援者に対し、一人ひとりの状況にあわせ地域において自立した生活を送ることができるよう、ケアプランを作成し支援します。

【第9期の方向性】

高齢者の自立支援に向けたケアプランを作成できるよう、介護支援専門員の資質の向上を図ります。

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランを作成している人数	2,124	2,299	2,600	2,860	3,146	3,531

3　在宅医療と介護の連携の推進

（1）在宅医療と介護の連携の推進

高齢者の多くは基礎疾患を抱えており、日常的に医療機関にかかっている方がほとんどです。心身機能が低下し、日常生活において介護サービスが必要になることも多く、高齢化の進展により、医療と介護の両方の支援を受ける方が増加していくことが見込まれます。

在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる場面（①日常の療養支援、②入退院の支援、③急変時の対応、④看取り）を意識した取組が必要です。その場面で、在宅医療と介護がそれぞれの役割を分担しつつ、緊密に連携して高齢者とその家族を支え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、包括的、継続的に在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な取組を推進します。

■在宅医療と介護連携イメージ

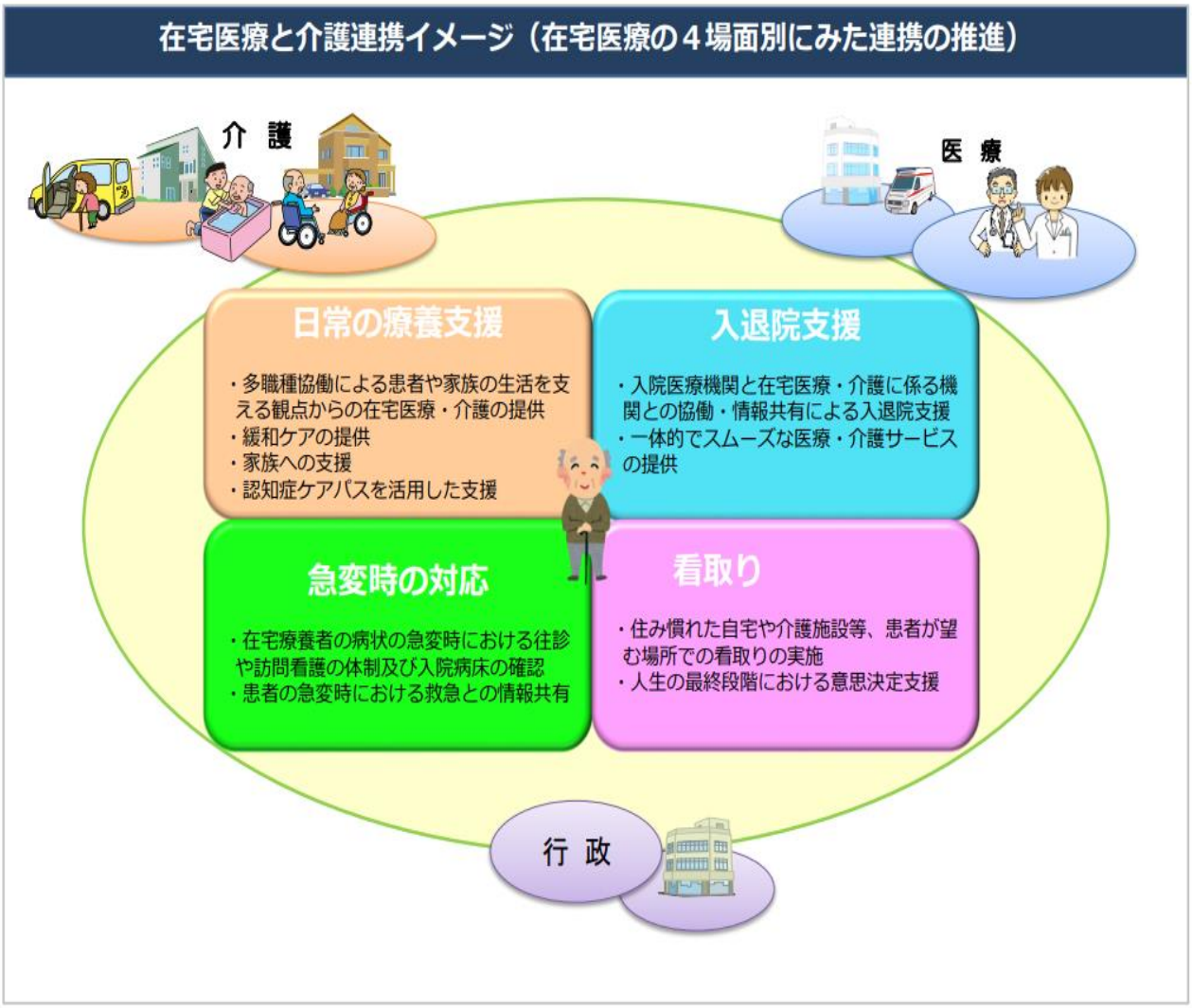

出典：在宅医療・介護連携推進事業の手引き

①在宅医療・介護の体制の整備

【取組概要】

本市、坂戸市及び坂戸鶴ヶ島医師会で設置している坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム推進協議会※において、地域包括ケアシステムの構築に向けての課題の抽出や取組について検討します。

また、在宅医療介護連携推進拠点である「在宅医療相談室」において、家族や関係専門職を含めた相談支援を行います。

※坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム推進協議会：地域包括ケアシステムの充実に向け、鶴ヶ島市・坂戸市・坂戸鶴ヶ島医師会が連携し、市民や関係機関をメンバーとして在宅医療及び介護の包括的な提供体制の整備、介護予防や生活支援のあり方、認知症施策等を議論する協議会

【第9期の方向性】

高齢者に加えて若い世代にも認知症や在宅医療の正しい知識を普及啓発するとともに、「在宅医療相談室」や「正しい服薬、介護予防などの専門職による出前講座」を周知し、利用促進を図ります。

単位：回、件

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療・介護関係者の研修実施回数	2	2	2	2	2	2
在宅医療相談室　相談件数	101	97	100	105	110	115

②在宅医療・介護連携に関する関係機関との連携

【取組概要】

入院の際、早い段階で病院関係者と在宅関係者が患者の情報を共有し、双方が緊密に連携して支援を行うことにより、早期退院と退院後の円滑な生活を送ることができるよう、入退院支援に関して、病院関係者と在宅関係者が合意したルールをマニュアル化し、在宅医療や介護が滞りなく実施されるツールの一つとして活用します。

【第9期の方向性】

令和3年度に定めた医療と介護をつなぐ方法などについて、様々な機会や媒体を活用して介護保険サービス事業所等に周知・啓発を行うとともに、医療機関との情報交換を実施します。

また、市民に向けては、もしもの時に備えて「通院・入院時あんしんセット」の普及啓発を行います。

■私の意思表示手帳、通院・入院時あんしんセット

出典：一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会

③人生会議（ＡＣＰ）の普及啓発

【取組概要】

人生の終末期における医療やケアの内容について、事前に家族や医師など信頼できる人たちと話し合う「人生会議（ACP）」を、様々な機会・媒体により普及啓発します。

【第9期の方向性】

地域の医師が講師となり、通いの場等で人生会議（ACP）の普及啓発を行う事業を実施します。

４　地域包括支援センターの充実・強化

（１）地域包括支援センターの機能強化の推進

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした、地域包括ケアシステムの中核的役割を担う機関です。

その機能を適切に発揮して、地域の多様なニーズに対応できるよう、運営体制の充実・強化を図ります。

①相談支援体制の充実

【取組概要】

地域の高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、介護保険サービスや社会資源が適切に利用できるよう支援します。支援にあたっては、多様化・複雑化している課題に適切に対応できるよう、関係機関と連携します。

【第9期の方向性】

専門職ならではの機能を十分発揮しながら、相談の件数増加、多様化・複雑化する相談支援や地域づくりに対応できる職員の配置及び資質向上を図ります。

単位：件

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	2,806	3,318	3,418	3,521	3,627	3,736

②関係機関との連携強化

【取組概要】

地域の介護支援専門員の支援に取り組み、個別の相談に対応するほか、研修を企画・開催するなどして、地域全体のケアマネジメントのレベルアップを目指します。

また、医療機関を含む関係機関やボランティアなどの地域の多様な主体と連携し、包括的・継続的なケア体制の構築を進めます。

【第9期の方向性】

介護支援専門員等のニーズに合った研修を実施するとともに、介護支援専門員や関係機関とのネットワークの深化を図ります。

③地域包括支援センター業務の点検・評価

【取組概要】

国の評価指標等を用いて、業務の状況を定期的に把握・評価し、業務の質の向上のために必要な改善を図ります。

【第9期の方向性】

国の事業評価を継続し、業務の質の向上に努めます。

（２）地域ケア会議の開催

【取組概要】

自立支援に向けた適切な支援について検討する「自立支援型地域ケア会議」、問題の解決が困難な高齢者の支援方針について検討する「支援困難型地域ケア会議」を開催します。

会議の開催にあたっては、地域の医療・介護等に関わる多職種が連携・協働して取り組み、自立支援・重度化防止に資する支援の視点を養い、ケアマネジメントの実践力の向上を図ります。

また、会議の機能充実を図り、個別支援を出発点として、地域課題の発見・解決につなげます。

【第9期の方向性】

「自立支援」の理念と会議の趣旨・開催ルールについて、地域の介護支援専門員を含む会議の参加者と共有するとともに、効果的な地域課題の解決を進めます。

単位：回

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（自立支援型）	10	12	12	12	12	12
開催回数（支援困難型）	9	7	10	11	12	13

５　地域共生社会の構築

（１）包括的支援体制の構築

【取組概要】

いわゆる「社会的孤立」や「8050問題（80歳代の高齢者が50歳代の引きこもりの子どもの生活を支える問題）」、「ダブルケア（同じ世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯の増加等、福祉に関するニーズの複雑化・複合化に対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野を包括的に支援する体制を整備します。

【第9期の方向性】

高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野に携わる関係課と本市の現状を整理・共有し、包括的な相談支援体制の構築を図ります。

■包括的な支援体制のイメージ

イラスト：フルタハナコ

出典：第３次鶴ヶ島市地域福祉計画

基本目標２

誰もが自分らしく安心して暮らすために、
地域で支え合う仕組みづくりを進め、
日常生活を支援します

1　高齢者在宅福祉の充実

（1）在宅福祉サービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、また寝たきりなどの予防や悪化を防止するために、生活支援、介護予防及び介護支援などの必要なサービスを市独自の事業として提供します。

また、これらのサービスは、「鶴ヶ島市の高齢者ガイドブック」を作成して周知を図ります。

①緊急時通報システム

【取組概要】

疾病等が原因で緊急時の対応が困難なひとり暮らし高齢者等の急病や事故等に対応するため、緊急通報装置を設置し、市、地域包括支援センター、消防署、業務委託業者等の関係機関の連携により、速やかに救助・援助活動を行います。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。また、ICTの発展・普及により様々な機器が開発されているため、より安心かつ迅速に通報できる方法等の調査・研究を進めます。

単位：件

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置件数	122	113	113	118	120	122

②高齢者等ごみ戸別収集サービス

【取組概要】

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び障害のある方が居住している世帯で、他の福祉サービスでの対応や近隣住民等の協力が得られず、家庭から排出されるごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な場合に、戸別に訪問し、ごみを収集します。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：世帯

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用世帯数	26	27	27	28	29	30

③移送支援サービス

【取組概要】

寝たきり等により、家族による移送または一般の交通機関による移送が困難な在宅の高齢者等に対し、専用の移送用車両による外出を支援します。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	22	19	19	19	22	23

④訪問理美容サービス

【取組概要】

寝たきり等により、理美容店に出向くことが困難な高齢者等の自宅に、理美容師が訪問し、カットのサービスを提供します。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	21	27	30	32	34	36

⑤配食サービス

【取組概要】

身体的・精神的な事情により、自ら食事の支度を行うことが困難であり、栄養改善が必要と認められる方に、安否確認を含めた配食サービスを行います。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。また、対象者の範囲等を拡充し、今まで以上に在宅生活を安心して送ることができるよう支援します。

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	22	23	28	40	40	40

⑥生活・介護支援ショートステイ

【取組概要】

要介護認定で「非該当」と判定された方及び要介護認定に反映されない心身の状況がある方（生活支援ショートステイ）並びに要介護認定のある方で、介護保険制度の法定給付以外に緊急一時的に入所が必要とされる特別な状況がある方（介護支援ショートステイ）には、介護老人福祉施設などへの入所を支援します。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入所者数	0	2	2	2	2	2

⑦高齢者補聴器購入費の一部助成

【取組概要】

聴力の低下により日常生活に支障を来している高齢者に対し、補聴器の購入費の一部を助成することにより、コミュニケーション能力の向上を図り、認知症予防及びフレイル予防に有効な社会参加を促進し、高齢者の生活の質の向上を図ります。

【第9期の方向性】

「聞こえ」に関する学習会等の開催や関係機関との連携により、事業の周知及び利用促進を図ります。

単位：件

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数	―	―	―	40	40	40

（２）介護者（ケアラー）への支援

高齢者を介護する家族の中には、自分の介護方法が適切なものなのか、また、より良いものとするにはどうしたら良いのか等、様々な不安や疑問を抱えている方がいます。また、自分が介護を行わなければならないという使命感から、介護サービスを利用せずに、自ら抱え込んでしまう方もいます。

在宅介護実態調査によると、主な介護者の年齢は60代以上が6割以上を占めており、老々介護の実態がうかがえることから、家族介護者の負担軽減や介護者自身の介護予防等も重要な課題となっています。

引き続き、家族介護教室を開催して介護知識・技術の普及を図るとともに、介護負担の軽減となる取組を推進します。

①介護者（ケアラー）支援の推進

【取組概要】

埼玉県ケアラー支援条例に基づき、埼玉県や関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、介護者（ケアラー）が孤立することのないよう、地域全体で総合的な支援を推進します。

【第9期の方向性】

ケアラーが孤立することのないよう、ケアラー同士の交流の場を周知し、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

また、ヤングケアラーについて、多機関の連携により早期発見・早期対応を図るとともに、周知啓発や見守り活動の充実を図ります。

②家族介護教室

【取組概要】

高齢者の状態の維持・改善を図るための適切な介護知識・技術を習得する教室の開催や、外部サービスの適切な利用方法の周知啓発を行い、介護者の負担の軽減を図ります。

【第9期の方向性】

家族介護者支援を担うことができる地域資源（介護保険サービス事業所等）と連携しながら、家族介護者のニーズに合った教室を実施します。

単位：回

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	2	4	3	8	8	8

③徘徊高齢者見守りシール配付事業

【取組概要】

認知症などにより徘徊行動のある高齢者等（若年性認知症の方や高次脳機能障害の方を含む）に対し、QRコードが印刷された見守りシールを配付します。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	14	18	19	20	23	25

④紙おむつ給付事業（特別給付費）

【取組概要】

在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者で常時失禁の状態にある方を対象に紙おむつの購入費用の一部を助成します。

【第9期の方向性】

高齢者に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	75	76	67	77	87	97

⑤家族介護慰労金の支給

【取組概要】

要介護4・5の状態となった高齢者を介護保険の制度を利用せず、1年間介護した家族の方に慰労金を支給します。

【第9期の方向性】

高齢者及びその家族に情報を提供し、引き続き、事業を継続していきます。

単位：件

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給件数	1	4	3	5	6	7

２　地域による支え合いの促進

（１）生活支援体制整備の推進

【取組概要】

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中においても、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、市、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター（地域包括支援センター）の連携により、包括的支援体制の構築に向けた調整や地域課題の解決のための資源開発などを行い、個別支援から地域支援まで一体的な取組を推進します。

【第9期の方向性】

市、社会福祉協議会、生活支援コーディネーターが連携し、様々な地域団体の参加のもと、地域の課題を共有して、その解決に向けた会議の場である協議会を開催し、地域の社会資源の発掘や創出、マッチングなどの取組を進めます。

単位：回

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第１層生活支援体制推進協議会開催回数	1	1	1	1	1	1
第２層生活支援体制推進協議会開催回数	1	5	4	4	4	4

（２）多様な主体による支え合い活動の促進

①社会福祉協議会の支援

【取組概要】

住民参加型在宅福祉サービスの支援や福祉教育活動の支援など、今後も市と社会福祉協議会との連携を一層密にし、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な組織として重要な役割を果たし、機能を強化していくことを支援します。

【第9期の方向性】

地域福祉の推進には、社会福祉協議会との連携が必要不可欠であるため、安定した事業運営ができるよう、引き続き、社会福祉協議会を支援します。

②自治会・地域支え合い協議会等の支援

【取組概要】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、自治会や地域支え合い協議会等が主体となった助け合いの仕組みづくりを支援します。

【第9期の方向性】

役員の負担軽減のための自治会回覧の電子化などの研究や、人材発掘につなげるための時代の流れに沿った新たな取組を示していきます。

③企業・事業所等との連携

【取組概要】

市内の企業・事業所等が自らの専門性を生かし、社会貢献に向けた取組を推進することで、地域の高齢者や介護者がいきいきと安心して暮らしていくことができる地域づくりを推進します。

【第9期の方向性】

介護保険サービス事業所等と地域課題を共有し、地域の交流の場の創出や家族介護教室の開催など、事業所が持つ専門性を生かした取組を進めます。

（３）高齢者等の見守りの推進

【取組概要】

公共機関、市民、事業者等が、日頃の生活や仕事の中で高齢者等の見守りや声かけを行い、気がかりな高齢者等がいた時は、地域包括支援センター等へ報告する「鶴ヶ島市見守りネットワーク」の取組を推進します。

このネットワークは、消費生活センター等と連携を図り、「消費者安全確保地域協議会」の機能を併せ持つことにより、悪徳商法や契約トラブルなどに対して、市民が安心して豊かに暮らせるよう、様々な相談に対応するとともに、被害を未然に防ぐために、講座の開催など啓発活動にも取り組みます。

【第9期の方向性】

連携する協力機関の拡大を図るとともに、ネットワークの推進に資する研修の充実を図ります。

（４）地域福祉活動の担い手の育成

【取組概要】

高齢者自らが地域福祉活動の担い手となり、いきいきと楽しく充実した生活を送ることができる地域社会の実現に向け支援に努めます。

【第9期の方向性】

関係機関や様々な地域団体と協力しながらサービスの開発を進め、地域福祉活動の担い手の育成に努めます。

３　認知症高齢者を支える地域づくりの推進

後期高齢者の増加等に伴い、今後、認知症高齢者は増加していくことが予想されており、認知症予防と合わせて、認知症になっても安心して暮らしていくことができる地域づくりを推進していくことが重要です。

国では「認知症施策推進大綱」を策定し、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる社会を目指すために、認知症の人や家族の視点を重視しながら認知症施策を推進していくこととしています。令和5年には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした認知症基本法が公布されています。

本市においても、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを展開していくため、地域の実情に応じた認知症施策の推進を図ります。

（１）認知症等に対する理解の促進

認知症の方が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で暮らしていけるように、認知症講演会、介護予防教室、地域の通いの場等において、認知症に関する情報の提供を積極的に行います。また、地域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き行います。

①認知症等の正しい知識の普及啓発

【取組概要】

認知症に対する偏見を無くすとともに、認知症の初期の段階から適切な診断や対応が行えるよう、正しい知識の普及啓発や地域で支えていく環境づくりを推進します。

また、併せて若年性認知症や脳卒中の後遺症等による高次脳機能障害に対し、関係課が連携し知識の普及啓発や支援に取り組みます。

【第9期の方向性】

認知症が心配になったときや診断されたとき、症状の変化に合わせてどのようなサービスや支援があるのかを分かりやすくまとめた「認知症ケアパス」を作成し、幅広い世代の市民に対して普及啓発を推進します。

また、埼玉県や関係課等と連携し、若年性認知症や高次脳機能障害のある人の支援を行います。

②認知症サポーターの養成

【取組概要】

地域住民や企業、学校、商店などに、認知症についての正しい知識・理解の普及を図り、認知症の方とその家族を地域で支えるため、認知症サポーターの養成を行います。

【第9期の方向性】

認知症サポーター養成講座等を実施するとともに、認知症サポーターが活躍できる場所へつなぐ取組を行います。

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座受講者数	431	430	430	430	430	430
認知症サポーターフォローアップ講座受講者数	0	43	20	25	25	30
認知症ステップアップ講座受講者数	―	―	―	5	5	5

（２）認知症予防に向けた取組

認知症予防とは、認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味です。認知症高齢者を早期に発見し、早期治療につなげる地域の見守り体制の充実や「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

①認知症予防活動の推進

【取組概要】

認知症の予防には、適度な運動習慣やバランスのとれた食事、社会参加による孤立の解消等が効果があると考えられています。身近な地域に通いの場を増やし、認知症高齢者等を支える地域のネットワーク体制の強化を図ります。

【第9期の方向性】

コロナ禍により休止している地域の通いの場やオレンジカフェの再開支援を行います。

また、介護保険サービス事業所等によるオレンジカフェ開催協力を調整し、認知症の正しい知識の普及啓発を図り、見守りや相談体制を強化します。

②認知症地域支援推進員の配置

【取組概要】

「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置し、医療機関や介護保険サービス事業所、地域団体と連携するとともに、認知症の方やその家族を支援する相談業務やオレンジカフェの運営支援、認知症に関する普及啓発など、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進します。

【第9期の方向性】

医療機関や介護保険サービス事業所等との連携を促進しながら、地域の実情に応じた支援や相談会を実施します。

③認知症初期集中支援チームの設置

【取組概要】

認知症または認知症が疑われる方やその家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援を行うため、認知症サポート医・社会福祉士等の専門職による「認知症初期集中支援チーム」において、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぎます。

【第9期の方向性】

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を実施する際の事務手続きを見直し、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぎます。

（３）認知症高齢者への支援体制づくり

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、できないことに目を向けるのではなく、できることやできる可能性のあることに目を向けながら、その人らしく生活できるように支援していく体制を構築し、認知症の方（若年性認知症の方や高次脳機能障害の方を含む）やその家族等の負担の軽減を図ります。

①オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催

【取組概要】

認知症の方やその家族、地域住民、専門職などが集い、交流や情報交換ができる場であるオレンジカフェ（認知症カフェ）の開催や運営を支援します。

【第9期の方向性】

オレンジカフェを市内全域にバランスよく設置できるよう、企業や介護保険サービス事業所等と調整し、新規の開催会場の確保に努めます。

また、認知症サポーターが活躍できる仕組みづくりを進めます。

単位：箇所

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数	8	7	7	11	15	19

②チームオレンジの設置

【取組概要】

認知症の方やその家族が必要とする支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組み（チームオレンジ）の設置に向けた取組を推進します。

【第9期の方向性】

認知症サポーターのスキルアップを図りながら、チームオレンジコーディネーターを中心に、認知症サポーターが地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを令和7年度末までに進めます。

（４）認知症対応型グループホームへの入居支援

認知症になっても地域で安心して暮らしていくことができるよう、認知症対応型共同生活介護事業者に対して家賃等を助成することにより、生活保護受給者を含めた低所得者の住まいの確保と施設の安定的な運営を図ります。

①認知症グループホーム家賃等助成事業

【取組概要】

認知症対応型共同生活介護においては、居住費（家賃・光熱水費等）や食糧費は介護報酬に含まれておらず、利用者から徴収しているため、当該費用の負担が困難な低所得者に対して負担軽減を行っている事業者を対象に助成を行います。

【第9期の方向性】

第9期計画から開始する新規事業（地域支援事業における任意事業の一つ）であり、制度の周知及び利用促進を図ります。

４　権利擁護支援の推進

（１）高齢者虐待の防止

①虐待の早期発見・早期対応

【取組概要】

市民に対し高齢者虐待に関する知識の普及啓発を行い、早期発見に向け、地域全体で見守る体制づくりに努めます。

また、虐待が発生した場合に、速やかに対応できるよう、他機関との連携を図ります。

【第9期の方向性】

虐待の未然防止や早期発見のため、「鶴ヶ島市見守りネットワーク」による見守り体制の充実や研修会を開催します。また、施設設置権者による施設監査等の機会を捉えて、施設内研修の実施状況等を確認します。

虐待が発生した際には、介護保険サービス事業所や警察等と連携し、迅速かつ適切に対応していきます。

②養護者支援

【取組概要】

高齢者虐待防止に向けては、高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家族全体の状況からその家族が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者、親族等に対する支援を関係機関の連携により推進します。

【第9期の方向性】

養護者による虐待防止に向けて、虐待に関する知識や介護技術の普及啓発を図るとともに、養護者の負担軽減等に努めます。

（２）成年後見制度の利用促進

高齢化や核家族化が進んでいる中で、判断能力が不十分な高齢者等が多岐にわたる支援を受けながら、住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしく安心して暮らすことができる取組を行います。

令和3年度に「鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきました。その上で、新たな基本計画を定め、更なる事業の推進を図ります。

◆第二期鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画◆

1　成年後見制度利用促進基本計画の目的

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でなくなった場合でも、本人の意思決定を重視した身上保護や財産保護のもと、個人の尊厳にふさわしい生活を保障し、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進することを目的とします。

2　成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第１項において、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本計画はこれに位置づけられます。

3　現状と課題

鶴ヶ島市では、令和３年度から令和５年度までを計画期間とする鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。この計画に基づき成年後見制度利用促進協議会及び中核機関を設置し、成年後見制度の広報活動、地域ネットワークの整備に向けた研修会などの取り組みを行ってきました。取り組みを通じて相談件数の増加や地域の専門職などとの関係性の構築が進んだ一方、成年後見制度の認知度はまだ低く、制度を利用するメリットを理解していない方が多くいるものと推察されます。

国においては、令和４年度から令和８年度までを計画期間とする第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、利用促進の取り組みを更に進めることが示されました。

国の計画や市の取組の進捗状況等を踏まえ、任意後見制度を含めた成年後見制度の普及啓発や地域連携ネットワークの更なる推進に取り組んでいく必要があります。

出典　第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（厚生労働省）

４　施策展開

（１）地域連携ネットワークづくり

ア　地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を必要とする方を含めた全ての人が、自分らしく日常生活を送り地域社会に参加できるよう、地域住民や福祉、行政、司法、民間団体など、多様な分野や主体が連携する仕組み（地域連携ネットワーク）を整備していく必要があります。

令和３年度から５年度までの間は、研修会や学習会、専門職との情報交換会を行いました。今後も権利擁護支援を行う支援者、中核機関、協議会が連携し、権利擁護支援を行います。

イ　意思決定支援の促進

意思決定支援は権利擁護支援における重要な要素です。後見人のみならず、日常的に本人に関わる様々な関係者がチームとなり、意思決定支援を理解し、実践することが重要です。研修などを通じ、幅広い関係者に対して継続的な普及啓発に取り組みます。

（２）中核機関の強化

ア　中核機関・協議会の運営

中核機関は、鶴ヶ島市から鶴ヶ島市社会福祉協議会へ業務委託し、令和３年１０月１日に社会福祉協議会権利擁護支援センター内に設置しました。

成年後見制度利用促進協議会は、令和３年４月１日より専門職や学識経験者などで構成し、会議を行ってきました。中核機関・協議会が連携し、意見を出し合いながら鶴ヶ島市の権利擁護支援の更なる普及に努めます。

イ　広報機能

・成年後見制度の普及啓発

市民アンケート調査（※）の結果により、成年後見制度の認知度が低下したことから、広報について更なる取り組みが必要です。パンフレットの活用や研修会等を開催し、積極的に普及啓発を行います。

■数値目標

	区　分	現 状 値	目 標 値
成年後見制度の認知度	高齢者	（令和４年）２４．０％	（令和７年）３５．０％
	障害者	（令和５年）３２．９％	（令和８年）３５．０％

※高齢者…介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
障害者…障害者福祉についての市民意識調査

・任意後見制度の利用促進

高齢化の進展や少子化に伴い、単身世帯が増加しています。また、身寄りがない、地域との関わりが薄いなど地域社会から孤立する人が増えていることから、あらかじめ自ら人生設計をし、本人の意思が反映できる任意後見制度の活用が必要となってきます。任意後見制度が多くの人に認知されるよう普及啓発に取り組みます。

ウ　相談機能

中核機関が設置され、相談窓口が明確となったことで、多くの相談が入っています。引き続き専門職を配置し、幅広く相談が受けられるよう取り組みます。

エ　利用促進機能

・受任者調整機能

令和５年度まで、受任者となる専門職との関係づくりなどを段階的に取り組みました。市長申立てのケースや中核機関に相談があったケース、鶴ヶ島市社会福祉協議会の法人後見から市民後見人等への移行などを想定し、受任者調整を行います。

・市民後見人の養成・活動

鶴ヶ島市では令和５年４月１日現在、３９名の市民後見人養成講座の修了者が、鶴ヶ島市社会福祉協議会の法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活動しています。今後は、継続して養成を行いながら、家庭裁判所から市民後見人として選任され、活動できるよう取り組みます。また、養成講座修了者の活動の場が更に広がるよう検討します。

■数値目標

	現 状 値	目 標 値
市民後見人の活動人数（累計）	令和５年度	令和８年度
	０名	３名

・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業等の利用者が、成年後見制度にスムーズに移行できるよう支援します。

オ　後見人支援機能

現在、中核機関において成年後見人等からの相談を受けています。今後、市民後見人の活動も見込まれることから、後見人が相談しやすい環境を作るなど、後見人を支援します。

（３）成年後見制度利用支援事業の推進

ア　市長申立ての実施

成年後見人等が必要な状況で、本人申立てする判断能力がない、申立て可能な親族がいない、申立て可能な親族がいても関与を拒否する、その他市長が認めたものなど、申立てが困難と考えられる様々なケースに対し、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

イ　報酬助成の実施

成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な場合、その費用を助成します。助成対象者を市長申立て以外の利用者や後見監督人に拡大し、多くの人が成年後見制度を利用できるよう支援します。

５　安心・安全な生活環境の推進

（１）高齢者のための居住環境の確保

高齢者の住み慣れた地域での生活の継続を基本とし、介護サービスの必要性など本人の状況に応じて、様々な形態の住まいが提供できるよう、各種社会資源を活用し、住まいの確保・環境づくりを図ります。

①養護老人ホームへの入所措置

【取組概要】

65歳以上で、日常生活を営むのに支障があり、心身の状況、その置かれている環境上の理由や経済的な理由などを総合的に勘案し、養護老人ホームへの入所措置を行います。

【第9期の方向性】

引き続き、利用希望者の心身や生活の状況に応じ、入所措置を行います。

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	4	4	3	2	2	2

②有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況

【取組概要】

有料老人ホームは、老人福祉法に規定された届出制の施設で、食事その他の日常生活上必要なサービスを提供します。事業者が介護保険サービスを提供する「介護付有料老人ホーム」と、必要に応じて入居者自身が外部のサービス事業者と契約して介護保険サービスを提供してもらう「住宅型有料老人ホーム」があります。

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定された登録制の住宅で、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリー等の設備のほか、安否確認や生活相談等の介護・医療・生活支援に関するサービスを提供することにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。

事業者による届出・登録の推進により、高齢者が安心して暮らせる住まいの普及を目指します。

また、施設を所管する埼玉県との情報連携を強化して、施設の適切な設置及び運営に努めます。

【第9期の方向性】

引き続き、埼玉県との情報連携を図り、事業者の適正な届出・登録が行われるように努めます。

■設置状況及び予定

施設の種類	現況	設置予定		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護付有料老人ホーム	8か所 （定員526人）	－	－	－
住宅型有料老人ホーム	4か所 （定員250人）	－	－	－
サービス付き高齢者向け住宅	4か所 （戸数175戸）	－	－	－

（2）つるバス・つるワゴンの利用促進

【取組概要】

市内の公共交通である「つるバス・つるワゴン」を無料で利用することができる特別乗車証を交付し、高齢者の外出を支援します。

【第9期の方向性】

事業の周知啓発及び必要に応じて利便性の向上に向けた検討を行います。

また、特別乗車証を提示することで各種サービスを受けることができる外出応援ショップの登録店舗の拡大を図ります。

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規発行数	728	827	760	700	650	600

（3）防災対策の推進

①避難行動要支援者対策の推進

【取組概要】

災害が発生または発生するおそれのある場合に、自力で安全な場所へ避難することが困難な高齢者等を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、該当者の同意を得て、避難支援関係者に名簿情報を提供します。

また、災害時等の避難支援をより実効性のあるものとするため、関係課及び関係者・関係団体、自主防災組織の連携により、「個別計画」の作成を推進します。

【第9期の方向性】

関係課と連携を図り、「避難行動要支援者名簿」の適宜作成・更新を進めるとともに、「個別計画」の作成を推進します。

②福祉避難所対策の推進

【取組概要】

災害時に福祉避難所を円滑に開設できるよう、関係課・関係団体と連携し、開設訓練等を実施します。

また、社会福祉施設と協定を締結している「災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定」について、協定先の拡大を図ります。

【第9期の方向性】

災害時において速やかに福祉避難所を開設できるよう、開設訓練を実施するとともに、協定先の拡大を図ります。

（４）高齢者にやさしいまちづくりの推進（バリアフリー等）

高齢者等が気軽に出かけられるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

①公共施設などのバリアフリー化の促進

【取組概要】

公共施設など高齢者等が利用する施設の段差解消など、安全で安心なバリアフリー化を促進します。

【第9期の方向性】

必要に応じて、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例等に基づき、施設の改修を行います。

②バリアフリー意識の啓発

【取組概要】

バリアフリー化の実現のためには、駅や歩道のバリアフリー化だけではなく、高齢者等に対する理解や手助けをはじめ、自動車や自転車の違法駐車、不法放置等個人の意識に関わることが多いため、バリアフリー意識の啓発を進めます。

【第9期の方向性】

引き続き、市民のバリアフリーに対する意識向上のための取組を推進します。

基本目標３

誰もが健康でいきいきと暮らすために、
高齢者の活躍の場と居場所を確保します

1　生きがいづくりの推進

高齢者が地域でいきいきと生活することができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。特に、コロナ禍で自粛されてきた各種活動の再開、活性化を支援します。

また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理及び各種活動の場を確保することにも取り組みます。

（1）老人クラブへの支援

【取組概要】

高齢者の生きがいづくりや交流活動の場として大きな役割を担っている老人クラブの活動を支援します。

【第9期の方向性】

コロナ禍前と同等の活動が行えるよう、活動の再開支援を継続し、老人クラブ数を維持できるように地域に働きかけるとともに、加入促進を図ります。

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数	1,120	997	881	881	890	900

（2）高齢者の生涯学習活動の支援

【取組概要】

高齢者の学習活動を支援するため、老人福祉センターで開催される講座やサークル活動、また「わかば大学塾」や「シニアパソコンカレッジ」をはじめとした生涯学習事業等の情報提供を行います。

【第9期の方向性】

今後も、継続的に講座が開催できるよう支援していきます。

また、シルバーeスポーツ・デジタル支援員を養成し、地域に派遣することで、高齢者のデジタルデバイド（情報格差）の解消に努めます。

（３）高齢者の健康づくり・スポーツ・レクリエーション活動の推進

【取組概要】

高齢者の健康づくりとして、ラジオ体操、健康ウォーキング、シルバーeスポーツ、軽スポーツ、運動教室などが行われていますが、興味・関心のある活動に参加できるよう、引き続き各種事業の啓発を行います。

また、運動教室などが、身近な地域で気軽に開催できるよう、市民の運動指導者の育成も行います。

【第9期の方向性】

ラジオ体操や健康ウォーキングは誰でも気軽に取り組める活動であることから、引き続き、普及啓発を行います。

また、シルバーeスポーツは、身体機能が低下した方でも気軽に取り組めることから、老人福祉センターや市民センター等において普及啓発を図ります。

■シルバーｅスポーツの普及啓発活動の様子

（４）老人福祉センターの運営

【取組概要】

高齢者が健康で明るい生活を営むことができるよう、健康増進、教養の向上、語らいやレクリエーションを通じた生きがいや仲間づくりを支援します。

【第9期の方向性】

コロナ禍前と同等の事業ができるよう支援します。

また、複合施設（旧西中学校）への移転を予定しており、移転に向けた施設機能の検討を行います。

単位：人

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	31,495	41,212	41,000	41,000	41,000	41,000

2　社会参加の促進

高齢者が生きがいを持ち、いきいきと暮らせる社会を実現するために、高齢者が培った知識や経験、能力を地域において発揮できる機会の充実に取り組み、地域住民がともに支え合う地域づくりを推進し、高齢者の社会参加の促進に努めます。

（１）高齢者の就労促進

①高齢者への就労支援の充実

【取組概要】

シルバー人材センターと公共職業安定所（ハローワーク）、ふるさとハローワーク等が連携することにより、高齢者の雇用・就労支援の充実を図ります。

【第9期の方向性】

国の法令改正により定年延長等で高齢者の就労の選択肢が増えていることから、今後も高齢者の相談の場を周知していきます。

②シルバー人材センターの活動支援

【取組概要】

高齢者が生きがいを持ちつつ、豊かな知識や経験、能力を生かし、就労機会の確保と社会奉仕活動等への参加促進を目的として設立されているシルバー人材センターの活動を支援します。

また、高齢者等の家事援助活動による「話し相手」、「掃除」、「洗濯」など、高齢社会の相互扶助活動を支援し、介護保険サービスや在宅福祉サービスとの連携を図ります。

【第9期の方向性】

啓発・広報活動等の充実や新たな職域（職種）の開拓支援等により、会員数と業務受託件数の増加を図ることで、高齢者の就労機会の促進や交流の場の確保につなげます。

また、シルバー人材センターと連携し、基準緩和型訪問サービスAの従事者やシルバーeスポーツ・デジタル支援員を養成し、活躍の場の確保に努めます。

（２）地域活動への参加促進

①地域活動団体等の支援

【取組概要】

地域で主体的に活動している各種団体に対し、活動の周知や活動機会の提供、連携した取組の推進など、活動の活性化を支援します。

【第9期の方向性】

地域活動団体等の活動状況やニーズの把握に努め、状況に応じた支援の充実を図ります。

②まちづくりポイントの発行対象事業の参加促進

【取組概要】

社会貢献活動や地域活動への参加を促進することを目的に、市主催事業や市と市民との協働事業に参加した方に対し、まちづくりポイントを発行します。

【第9期の方向性】

引き続き、まちづくりポイントの発行を通じて社会貢献活動や地域活動への参加を促進します。

③ボランティア活動の推進

【取組概要】

ボランティア活動に関する情報提供や各種講座・研修の開催等を通じて、気軽にボランティアに参加することができる環境づくりを推進するとともに、ボランティアを受け入れる施設等の拡充に努めます。

【第9期の方向性】

ボランティアニーズを把握しながら、ボランティア活動に参加を希望する方と活動団体のマッチングや有償ボランティアの仕組みづくりを推進します。

④シルバーｅスポーツ・デジタル支援員の養成及び地域への派遣

【取組概要】

シルバー人材センターと連携し、シルバーeスポーツの普及及びスマホよろず相談に対応するデジタル支援員を養成するとともに、市民センターや老人福祉センターなど、地域に派遣することにより、高齢者の活躍の場を広げます。

【第9期の方向性】

事業を周知しながらデジタル支援員を養成するとともに、派遣の場の拡充に努めます。

単位：回

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数	―	―	135	243	243	243

（３）居場所づくりの充実

【取組概要】

地域の身近な場所で介護予防や趣味の活動、食事等の交流ができる「通いの場」を設置運営する団体や個人に対して支援し、その充実を図ります。

【第9期の方向性】

通いの場について周知し、設置運営に協力いただける団体・個人を募りながら、より身近な場所で集い、交流できる拠点の拡充に努めます。

（４）市民センターの利用促進

【取組概要】

市民センターを拠点として活動するサークルなどの主体的な活動を支援し、その活性化を図ることで、多くの人の仲間づくり、居場所づくりを促進します。

【第9期の方向性】

市民センターの利便性の向上を図り、より活動しやすい環境づくりに努めることで、利用を促進します。

基本目標４

誰もが安心して介護サービスを受けられるようにするために、介護保険制度の安定的な運営を推進します

1　介護保険サービスの充実

（1）居宅サービス

【取組概要】

要介護等認定者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアプランに基づいた居宅サービスを提供しています。

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の身体介護や調理、清掃などの生活援助を行うサービスです。

単位：回/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	8,709	8,304	8,421	8,456	8,707	9,054

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきりなどで入浴が困難な方の居宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

単位：回/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	137	137	86	86	90	90
予防給付	0	0	0	0	0	0

③訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師などが居宅を訪問し、療養生活の支援または必要な診療補助を行うサービスです。

単位：回/月

	実績値(令和5年度は見込み)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	1,770	1,864	2,074	2,157	2,232	2,318
予防給付	218	214	312	312	326	344

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、身体機能の維持・改善を図るためのリハビリテーションを行うサービスです。

単位：回/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	576	496	487	487	513	526
予防給付	69	86	93	93	93	108

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	353	380	414	430	442	458
予防給付	29	37	40	42	44	46

⑥通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通ってもらい、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

単位：回/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	4,253	4,285	4,815	5,108	5,266	5,500

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	1,470	1,512	1,562	1,594	1,649	1,712
予防給付	77	77	81	85	89	94

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所してもらい、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

単位：日/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	479	552	653	663	676	703
予防給付	8	4	5	5	5	5

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（療養型ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所してもらい、医療、看護、機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。

単位：日/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	59	90	138	147	147	156
予防給付	0	0	0	0	0	0

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立、介護者の負担の軽減や機能訓練のため、車いすや介護ベッド等の福祉用具を貸し出すサービスです。

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	742	760	789	806	833	870
予防給付	247	265	291	310	323	339

⑪特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

住み慣れた住宅で、自立した生活ができるよう、腰かけ便座や入浴補助用具等を購入した場合、その費用の一部を支給するサービスです。（上限額は10万円）

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	15	12	13	14	16	16
予防給付	6	5	6	7	9	9

⑫住宅改修・介護予防住宅改修

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、自宅の手すりの取り付け、段差の解消、スロープの設置など、小規模な住宅改修費の一部を支給するサービスです。（上限額は20万円）

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	9	11	13	14	15	13
予防給付	6	6	7	8	8	9

⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している方に対して、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や、機能訓練及び療養生活の支援を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	110	117	146	161	172	181
予防給付	24	20	17	17	18	18

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護者等に対して指定居宅サービス等が適切に利用できるよう、心身の状態や置かれている環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確実に行われるよう、指定居宅サービス事業者等との連携調整等を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	1,064	1,074	1,093	1,115	1,153	1,204
予防給付	306	323	365	386	403	423

（２）地域密着型サービス

【取組概要】

要介護等認定者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、基本的には当該市町村に居住する住民のみが利用可能となります。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	32	32	31	31	33	34

②夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回訪問、または随時通報により訪問介護員が居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援を行うサービスです。

なお、第9期計画において、夜間対応型訪問介護を計画していないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

③地域密着型通所介護（デイサービス）

小規模なデイサービスセンターに通ってもらい、食事、入浴、生活訓練などの支援や機能訓練を行うサービスです。

単位：回/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	1,623	1,650	1,498	1,442	1,582	1,646

④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症の利用者が、食事、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を受けることのできる認知症に特化したデイサービスです。

なお、第9期計画において、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護を計画していないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な施設で、通い、訪問、短期間の泊まりを組み合わせて、介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	50	47	52	52	54	58
予防給付	3	4	3	3	3	3

⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の利用者が共同で生活し、介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	68	64	65	67	71	72
予防給付	0	0	0	0	0	0

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）

小規模な有料老人ホーム等において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や、機能訓練及び療養生活の支援を行うサービスです。

なお、第9期計画において、地域密着型特定施設入居者生活介護を計画していないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

小規模な特別養護老人ホームにおいて、常に介護が必要な方が、食事、入浴、排せつ等の日常生活の介護や健康管理が受けられるサービスです。

なお、第9期計画において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を計画していないため、必要利用定員及びサービス量は見込みません。

⑨看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い利用者の状態に対し「通い」、「訪問（介護・看護）」、「宿泊」を組み合わせて、多様な療養支援を行うサービスです。

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	23	21	22	23	24	25

（３）施設サービス

【取組概要】

施設サービスには、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護医療院」の３種類があり、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練サービスを提供しています。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅での生活が困難な方に対し、食事、入浴、排せつ等の介護サービスを提供する施設です。

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	266	269	265	274	296	308

②介護老人保健施設

病気の状態が安定している方に対し、在宅復帰するためのリハビリテーション、看護を中心とした医療ケア、日常の生活支援などを行う施設です。

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	115	118	132	137	147	155

③介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

単位：人/月

	実績値（令和5年度は見込み）			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	4	7	7	8	8	9

（４）サービス基盤の整備

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、これまでのサービス基盤の整備により一定程度確保されており、新たな施設整備は行わないものとします。

一方、市内に2つある小規模多機能型居宅介護の利用率は常に90%を超えており、また、看護小規模多機能型居宅介護は市内に1施設のみで、新たな利用希望者へのサービス提供が難しい状況となっています。今後、ますます医療・介護双方のニーズを有する要介護認定者が増加することが見込まれるため、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、それぞれ1施設（サテライト型でも可）の整備を進めることとします。

その他のサービス基盤については、埼玉県において事業登録等を行ったものを除き、サービス基盤の整備は行いませんが、給付実績や利用ニーズ等を勘案し、第10期計画に向けて整備の方向性を検討します。

施設等の種類	現況		計画値					
			令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	施設数（か所）	定員数（人）	施設数（か所）	定員数（人）	施設数（か所）	定員数（人）	施設数（か所）	定員数（人）
介護老人福祉施設	4	400	－	－	－	－	－	－
介護老人保健施設	1	108	－	－	－	－	－	－
介護医療院	0	0	－	－	－	－	－	－
特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）	9	578	－	－	－	－	－	－
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	4	72	－	－	－	－	－	－
小規模多機能型居宅介護	2	58	－	－	－	－	1	29 ※18
看護小規模多機能型居宅介護	1	29	－	－	－	－	1	29 ※18
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	－	－	－	－	－	－	－

※サテライト型事業所の場合の定員数

2　介護保険事業費の見込み

（1）給付費

①介護サービス給付費

単位：千円

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅サービス（a）	**1,802,430**	**1,875,564**	**1,953,592**
訪問介護	275,469	284,297	295,575
訪問入浴介護	13,308	13,945	13,945
訪問看護	124,963	129,391	134,225
訪問リハビリテーション	18,060	19,017	19,503
居宅療養管理指導	83,388	85,833	88,958
通所介護	457,629	471,718	492,435
通所リハビリテーション	171,145	176,928	183,525
短期入所生活介護	72,556	73,955	76,966
短期入所療養介護（老健）	20,446	20,472	21,597
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	146,634	151,106	157,664
特定福祉用具購入	5,879	6,887	6,887
住宅改修	12,972	13,978	11,966
特定施設入居者生活介護	399,981	428,037	450,346
地域密着型サービス（b）	**632,824**	**670,172**	**694,469**
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	61,375	63,724	66,007
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	135,377	147,900	153,367
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	130,343	134,502	144,750
認知症対応型共同生活介護	223,731	237,485	240,938
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	81,998	86,561	89,407
施設サービス（c）	**1,430,099**	**1,540,998**	**1,614,362**
介護老人福祉施設	913,711	988,295	1,029,474
介護老人保健施設	481,645	517,916	545,696
介護医療院	34,743	34,787	39,192
居宅介護支援（d）	**201,351**	**208,163**	**217,222**
介護給付費（a＋b＋c＋d）	**4,066,704**	**4,294,897**	**4,479,645**

②介護予防サービス給付費

単位：千円

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅サービス（ａ）	**114,827**	**120,902**	**127,198**
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	15,130	15,820	16,709
介護予防訪問リハビリテーション	3,245	3,249	3,789
介護予防宅療養管理指導	6,331	6,628	6,952
介護予防通所リハビリテーション	38,064	39,935	42,270
介護予防短期入所生活介護	482	483	483
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	22,395	23,338	24,536
特定介護予防福祉用具購入	2,465	3,180	3,180
介護予防住宅改修	9,083	9,418	10,428
介護予防特定施設入居者生活介護	17,632	18,851	18,851
地域密着型サービス（ｂ）	**3,067**	**3,070**	**3,070**
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,067	3,070	3,070
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援（ｃ）	**22,204**	**23,211**	**24,362**
予防給付費（ａ＋ｂ＋ｃ）	**140,098**	**147,183**	**154,630**

（２）地域支援事業費

単位：千円

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護予防・日常生活支援総合事業費（ａ）	196,369	207,510	226,488
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業（ｂ）	127,215	130,920	131,339
包括的支援事業（社会保障充実分）（ｃ）	11,033	10,949	12,186
地域支援事業費（ａ＋ｂ＋ｃ）	**334,617**	**349,379**	**370,013**

（３）特別給付費（市独自事業）

単位：千円

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
紙おむつ給付事業	5,386	5,925	6,518

（４）標準給付費等の見込み

単位：円

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	合計
標準給付費見込み額（Ａ）	4,423,335,802	4,666,988,281	4,868,790,325	13,959,114,408
総給付費	4,206,802,000	4,442,080,000	4,634,275,000	13,283,157,000
特定入所者介護サービス費等給付費	96,745,376	100,168,348	104,503,280	301,417,004
高額介護サービス費等給付費	99,864,066	103,755,268	108,122,845	311,742,179
高額医療合算介護サービス費等給付費	17,000,000	17,950,985	18,727,840	53,678,825
算定対象審査支払手数料	2,924,360	3,033,680	3,161,360	9,119,400
地域支援事業費（Ｂ）	334,617,000	349,379,000	370,013,000	1,054,009,000
特別給付費（市独自事業）（Ｃ）	5,386,000	5,925,000	6,518,000	17,829,000
合計（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）	**4,763,338,802**	**5,022,292,281**	**5,245,321,325**	**15,030,952,408**

（５）介護保険財政の仕組み

①保険給付費の負担割合

	国	県	市	第１号被保険者	第２号被保険者
施設等給付費	20%	17.5%	12.5%	23%※	27%
施設等給付費・特別給付費を除く保険給付費	25%	12.5%	12.5%	23%※	27%
特別給付費	―	―	―	100%	―

※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

②地域支援事業費の負担割合

	国	県	市	第１号被保険者	第２号被保険者
介護予防・日常生活支援総合事業	25%	12.5%	12.5%	23%※	27%
包括的支援事業、任意事業	38.5%	19.25%	19.25%	23%	―

※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

（６）介護保険料の段階設定等

第9期計画期間における介護保険料の所得段階を16段階とし、各段階の保険料率を以下のとおり設定します。

段階	保険料率	対象者
第１段階	0.285	生活保護受給者及び市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 市民非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が80.9万円以下の者
第２段階	0.485	市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の者
第３段階	0.685	市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える者
第４段階	0.85	世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80.9万円以下の者
第５段階	1.00	世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80.9万円を超える者
第６段階	1.15	本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満の者
第７段階	1.25	本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者
第８段階	1.35	本人市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者
第９段階	1.45	本人市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の者
第10段階	1.55	本人市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の者
第11段階	1.65	本人市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の者
第12段階	1.75	本人市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の者
第13段階	1.85	本人市民税課税で合計所得金額が720万円以上800万円未満の者
第14段階	1.95	本人市民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満の者
第15段階	2.05	本人市民税課税で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の者
第16段階	2.15	本人市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の者

※第 1･4･5 段階の「対象者」欄における「80.9 万円」は令和 7 年から令和 8 年度の適用となります（介護保険法施行令の一部改正による）。令和 6 年度は「80 万円」と読み替えてください。

（7）介護保険料基準額

第9期計画期間における介護保険料基準額（第5段階）は、次のとおりとなります。

単位：円

第９期介護保険料基準額	月額	年額
	4,850	58,200

（８）将来的な保険料水準等の見込み

サービスの種類ごとの見込み量及びそのために必要な保険料水準について、令和22年度までの中長期的な推計は以下のとおりです。

①介護サービス給付費の推計

単位：千円

	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅サービス（ａ）	**2,323,833**	**2,657,028**	**2,689,205**
訪問介護	352,928	404,844	410,235
訪問入浴介護	17,808	20,297	20,297
訪問看護	161,392	183,198	183,996
訪問リハビリテーション	24,492	27,829	28,839
居宅療養管理指導	106,270	121,403	123,069
通所介護	567,381	646,271	645,435
通所リハビリテーション	223,886	253,913	255,522
短期入所生活介護	93,524	107,536	110,920
短期入所療養介護（老健）	24,575	29,805	30,929
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	191,683	219,074	221,699
特定福祉用具購入	6,803	7,888	8,275
住宅改修	15,383	18,532	18,532
特定施設入居者生活介護	537,708	616,438	631,457
地域密着型サービス（ｂ）	**831,849**	**960,173**	**969,923**
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	80,539	95,072	98,740
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	187,266	211,974	211,380
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	172,889	199,487	198,784
認知症対応型共同生活介護	287,717	334,843	338,569
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	103,438	118,797	122,450
施設サービス（ｃ）	**1,835,428**	**2,140,666**	**2,233,675**
介護老人福祉施設	1,117,796	1,296,352	1,358,888
介護老人保健施設	660,970	774,588	800,655
介護医療院	56,662	69,726	74,132
居宅介護支援（ｄ）	**262,321**	**297,399**	**297,034**
介護給付費（ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ）	**5,253,431**	**6,055,266**	**6,189,837**

②介護予防サービス給付費の推計

単位：千円

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
居宅サービス（ａ）	**146,145**	**162,712**	**153,132**
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	19,275	20,951	20,061
介護予防訪問リハビリテーション	4,604	5,144	4,604
介護予防宅療養管理指導	8,303	9,076	8,626
介護予防通所リハビリテーション	49,847	55,028	52,631
介護予防短期入所生活介護	483	965	483
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	28,878	31,727	30,195
特定介護予防福祉用具購入	2,783	3,101	3,101
介護予防住宅改修	10,428	12,782	11,438
介護予防特定施設入居者生活介護	21,544	23,938	21,993
地域密着型サービス（ｂ）	**4,094**	**5,117**	**4,094**
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,094	5,117	4,094
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援（ｃ）	**28,854**	**31,559**	**29,945**
予防給付費（ａ＋ｂ＋ｃ）	**179,093**	**199,388**	**187,171**

③標準給付費等の推計

単位：円

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
標準給付費見込み額（Ａ）	5,707,411,428	6,567,307,372	6,691,793,445
総給付費	5,432,524,000	6,254,654,000	6,377,008,000
特定入所者介護サービス費等給付費	123,222,748	141,870,638	144,645,923
高額介護サービス費等給付費	125,956,920	141,295,328	140,190,442
高額医療合算介護サービス費等給付費	21,958,240	25,281,286	25,775,840
算定対象審査支払手数料	3,749,520	4,206,120	4,173,240
地域支援事業費（Ｂ）	410,848,747	449,447,765	437,093,821
特別給付費（市独自事業）（Ｃ）	7,821,600	9,385,920	8,473,400
合計（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）	**6,126,081,775**	**7,026,141,057**	**7,137,360,666**

④保険料基準額の推計

単位：円

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
保険料基準額（月額）	6,254	6,992	7,442

３　介護給付の適正化等の推進

（１）介護給付適正化対策事業

介護給付の適正化は、利用者が必要とする介護サービスを、事業者が適切に提供するよう促すものです。適切な介護サービスの提供と、その結果として不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を図るものとなります。

これまで介護給付適正化については、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」、「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」を主要5事業として位置づけて、各保険者はその実施に取り組んできましたが、第9期計画期間からは、3つの事業に再編することとなりました。

本市においては、再編後の「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」及び「医療情報との突合・縦覧点検」の3事業全てを実施することとしますが、今回の再編で費用対効果が見込みづらいとの理由から任意事業となった「介護給付費通知」は、本市では実施しないこととします。

①要介護認定の適正化

【取組概要】

公正・公平な要介護認定の実施のため、すべての認定調査票の内容を市職員が点検します。

【第9期の方向性】

引き続き、すべての認定調査票の内容を市職員が点検します。また、認定調査員の資質向上のため、埼玉県等が実施する研修会への参加を推進し、認定調査の平準化を図ります。

単位：件/年

	実績値（R5は見込み）			計画値		
	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
点検件数	2,324	2,457	2,790	全件	全件	全件

②ケアプラン点検

ア ケアプランの点検

【取組概要】

介護支援専門員が作成したケアプランが適切なものであるかを介護支援専門員とともに検証し、ケアマネジメントが適切かつ効果的に行われているかを評価及び指導します。

【第9期の方向性】

点検後にケアプランの見直しに至ったケースを分析し、必要に応じて居宅介護支援事業所の介護支援専門員と情報を共有しながら、ケアプランの質を高めていきます。

単位：件/年

	実績値(R5は見込み)			計画値		
	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ケアプラン点検件数	75	91	70	80	80	80

イ 住宅改修の点検

【取組概要】

事前申請の書類確認の段階において、介護支援専門員等から詳細な内容を確認することにより、不適切な工事が実施されないようにします。

また、適切な工事であるかの判断が困難なケースや解釈に疑義が生じたケースについては、事前訪問調査や事後確認を実施します。

【第9期の方向性】

不適切な事案及び疑義が生じる事案については、引き続き訪問調査を行い、状況により専門部署と連携を行います。

単位：件/年

	実績値(R5は見込み)			計画値		
	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問件数	1	1	1	適宜	適宜	適宜

ウ 福祉用具購入・貸与調査

【取組概要】

福祉用具の購入については、ケアプランチェックや住宅改修との関連性を確認することにより、不適切な購入がないか確認します。

また、軽度対象者への対象外品目の貸与については、事前に「利用意向調査書」の提出を求め、利用者の状態を1年に1回は訪問調査等により確認し、その適否を判断します。

【第9期の方向性】

原則、訪問調査としつつ、状態の変わらない方の更新申請等は、認定調査書や介護支援専門員等からの聞き取りにより判断することで対応します。

単位：件/年

	実績値(R5は見込み)			計画値		
	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問件数	21	22	20	15	15	15

③医療情報との突合・縦覧点検

【取組概要】

後期高齢者医療保険と国民健康保険の入院情報等と介護保険給付情報を突合し、日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。また、受給者ごとに複数月にまたがる支払い情報を確認し、提供されたサービスの整合性を確認します。

【第9期の方向性】

マニュアルを作成するとともに、点検日を設定し、定期的な点検を継続できるようにします。

単位：件/年

	実績値(R5は見込み)			計画値		
	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
医療突合件数	4,762	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
縦覧点検件数	1,407	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

（２）介護保険事業の円滑な運営

①適切な要介護（要支援）認定の実施

【取組概要】

要介護(要支援)認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査票と主治医の意見書により、鶴ヶ島市介護認定審査会で審査・判定します。

認定調査員及び審査会委員に対して十分な研修・指導を行い、公正公平な認定調査と審査会運営に努めるとともに、体制の整備を図ります。

【第9期の方向性】

適正な認定結果が得られるよう、引き続き、認定調査員や審査会委員の研修などにより、公正公平な認定調査と審査会運営に努めます。

②介護サービス等の情報提供

【取組概要】

介護を必要とする方が円滑に事業者を選択し、必要なサービスを受けることができるよう、介護サービスに関するパンフレットの配布や市のホームページへの掲載など、様々な方法で情報提供に努めていきます。

また、埼玉県等との連携により、介護サービス情報を利用者が活用できるように提供していきます。

さらに、地域包括支援センターの業務内容、地域支援事業及び地域で行われている生活支援サービス等に関する情報提供も行っていきます。

【第9期の方向性】

引き続き、窓口及び市ホームページなど多様な機会・媒体を通じて、介護保険制度や高齢者福祉サービスに関する情報提供を継続的に行います。

③事業所の指導監督に関する取組等

【取組概要】

利用者に適切な介護サービスが提供できるよう、市が指定する居宅介護支援事業者及び地域密着型サービス事業者等に対して、資質の向上を目的に定期的に集団指導、運営指導を実施します。

【第9期の方向性】

引き続き、定期的な集団指導及び運営指導を行い、事業所職員の資質向上及び不適切な給付の防止につなげます。

４　安定的な事業所運営に向けた支援

（１）介護人材の確保に向けた支援

【取組概要】

埼玉県や介護事業所等と連携し、介護事業者と就職希望者とをつなぐ機会の充実や従事者が働きやすい環境づくりを促進し、市内で介護に従事する人材の確保及び育成に努めます。

また、介護職に対する理解を促すための広報・啓発や介護体験機会の創出等を通じて、介護を仕事にしたいと希望する人を増やすための取組を推進します。

【第9期の方向性】

引き続き埼玉県や関係機関と連携し、介護の仕事相談会や研修の実施、介護事業所との交流会等により、市内で働きたいと思える環境づくりや支援を推進します。

（２）事業継続に向けた支援

【取組概要】

感染症や自然災害が発生した場合でも、介護サービスが安定的・継続的に提供できるよう、関係課や埼玉県、関係団体と連携して介護事業所の感染防止対策を支援するとともに、災害や感染症の発生時に備えた平時からの事前準備、災害・感染症発生時の関係機関・事業者間の連携体制の構築を図ります。

【第9期の方向性】

各事業所が策定する業務継続計画（BCP）の運用・見直しや研修・訓練の実施に関する情報提供等の支援を行います。

（３）業務効率化等の支援

【取組概要】

介護現場におけるICTの活用に向けた支援や文書に係る負担軽減など、業務の効率化を推進します。

【第9期の方向性】

介護現場のニーズ等の把握に努め、ニーズに応じた支援内容を検討します。

第６章　計画の推進

１　関係機関・団体等との連携

（１）庁内関係課における連携

本計画で定めた施策は、高齢者福祉部門に加え、他の部門にわたっています。庁内関係課が緊密に連携し、一体となって施策を推進していきます。

（２）関係機関との連携

本計画で定めた施策を推進するためには、サービスの提供主体でもある介護保険サービス事業所や保健・医療・福祉の関係機関等との連携が不可欠です。市は高齢者の多様なニーズに対応するため、関係機関等との緊密な連携に努めます。

（３）地域住民等との連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域住民、ボランティア活動を行っている個人・団体、民生委員・児童委員、福祉関係団体等と市が、それぞれの役割を果たしながら連携していく必要があります。地域の方々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するよう、地域全体で福祉を支えていく仕組みづくりを進めます。

2　計画の進捗管理及び評価

国は平成30年度から、保険者が行う高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するため、客観的な指標をもとに、市町村の様々な取組の達成状況を評価するとともに、その達成状況に応じて「保険者機能強化推進交付金」を交付しています。

また、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組のさらなる推進を図るため、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が創設され、保険者には、交付金を活用した高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組が求められています。

本計画の推進にあたっても、PDCAサイクルを活用し、介護保険事業の実施状況や高齢者福祉施策の進捗管理を行うとともに、鶴ヶ島市介護保険運営審議会で課題の検討や評価を行い、施策の一層の充実に努めます。

こうした計画の進捗管理及び評価を、地域包括ケアシステムの深化・推進を念頭に継続して行うことにより、次期計画の策定につなげます。

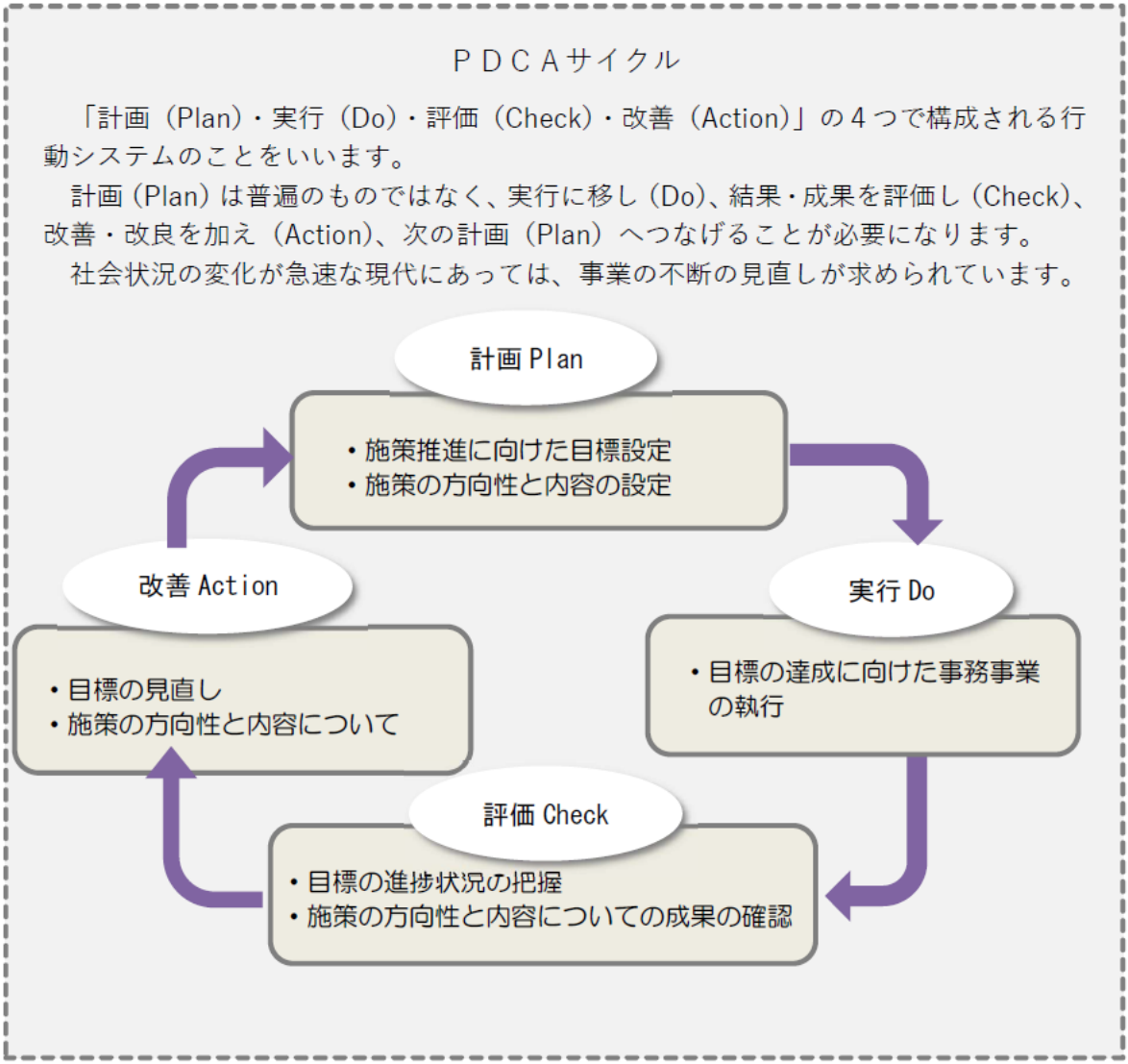

資　料　編

1　鶴ヶ島市介護保険運営審議会委員名簿

任期：令和３年５月１日～令和６年４月３０日

◎：会長　　○：会長職務代理者

区　分	所　属	氏　名	備　考
医療保健関係者	医師 （坂戸鶴ヶ島医師会）	◎小川　郁男	
	歯科医師 （坂戸鶴ヶ島歯科医師会）	○田中　秀世	
	薬剤師 （坂戸鶴ヶ島市薬剤師会）	平塚　大	
介護保険施設等関係者	社会福祉法人稲穂の道	木村　武志	
	医療法人満寿会	小池　真由美	
	社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越会〕	岡野　明和	
社会福祉団体関係者	鶴ヶ島市社会福祉協議会	藤岡　利子	
民生委員	鶴ヶ島市民生委員・児童委員連合協議会	武田　和子	令和4年１１月３０日まで
	鶴ヶ島市民生委員・児童委員連合協議会	宮部　文子	令和５年１月５日から
地域活動団体関係者	特定非営利活動法人トータルファミリーサポートあゆみ	筋野　裕右	
	富士見地区地域支え合い協議会	清水　幸雄	
被保険者代表	公募	今野　利晴	
	公募	佐々木　玲子	

（敬称略）

２　諮問書

鶴介第１１５６号
令和５年８月３日

鶴ヶ島市介護保険運営審議会
会　長　　小　川　郁　男　　様

鶴ヶ島市長　齊　藤　芳　久

鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の策定について（諮問）

このことについて、鶴ヶ島市介護保険条例第１５条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問説明）
老人福祉法第２０条の８第１項及び介護保険法第１１７条第１項の規定に基づき、令和６年度から令和８年度を計画期間とする鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画（以下「第９期計画」という。）を策定します。
第９期計画は、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に加え、現計画の進捗状況や課題、地域特性等を踏まえ策定します。以下の内容について、今年度中にご答申くださるよう諮問いたします。
１　介護保険サービス見込量及び介護保険料率について
２　地域支援事業及び高齢者在宅福祉サービス等について

３　答申書（介護保険サービス見込量及び介護保険料率について）

令和６年１月１８日

鶴ヶ島市長　齊　藤　芳　久　様

鶴ヶ島市介護保険運営審議会
会　長　　小　川　郁　男

鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の策定について（答申）

令和５年８月３日付け鶴介第１１５６号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

１　介護保険サービス見込量及び介護保険料率について

介護保険サービス見込量については、介護報酬改定等の各種データが反映された「地域包括ケア「見える化」システム」により、人口推計や介護保険の給付実績のほか、地域特有の事情を勘案し推計していることが確認されたため、原案のとおり了承します。

介護保険料率については、今般、国が見直しを行った第１号保険料の標準段階数、標準乗率、公費軽減割合の改正状況等を踏まえるとともに、現在保有する介護給付費準備基金の活用を鑑み、以下のとおりとすることが妥当であると判断し了承します。

なお、今後も介護保険サービスの利用動向を注視するとともに、利用者のニーズを把握し、施設整備の在り方を含め第１０期に向けた検討を着実に進めることを希望します。

保険料基準額	月額４，８５０円	年額５８，２００円

段階数	１段階	２段階	３段階	４段階	５段階	６段階	７段階	８段階
保険料率	0.455	0.685	0.69	0.85	1.00	1.15	1.25	1.35
基準所得金額						120 万円未満	120 万円以上 210 万円未満	210 万円以上 320 万円未満
段階数	９段階	１０段階	１１段階	１２段階	１３段階	１４段階	１５段階	１６段階
保険料率	1.45	1.55	1.65	1.75	1.85	1.95	2.05	2.15
基準所得金額	320 万円以上 420 万円未満	420 万円以上 520 万円未満	520 万円以上 620 万円未満	620 万円以上 720 万円未満	720 万円以上 800 万円未満	800 万円以上 900 万円未満	900 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円以上

（注）第１段階から第３段階の保険料率は、公費軽減割合の適用前の数値です。

４　答申書（地域支援事業及び高齢者在宅福祉サービス等について）

令和６年２月１日

鶴ヶ島市長　齊　藤　芳　久　　様

鶴ヶ島市介護保険運営審議会
会　長　　小　川　郁　男

鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の策定について（答申）

令和５年８月３日付け鶴介第１１５６号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

２　地域支援事業及び高齢者在宅福祉サービス等について

地域支援事業及び高齢者在宅福祉サービス等について、地域共生社会の構築や健康づくり・介護予防事業など、鶴ヶ島市の実情や本審議会での議論を踏まえ策定されていることが確認されたため、次の意見を付し、原案のとおり了承します。

鶴ヶ島市では、いわゆる団塊の世代すべてが７５歳以上となる令和７年（２０２５年）を見据え、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきました。

こうした中、令和５年１０月１日現在の市の人口は７０，１０６人、高齢化率は２９．４パーセントとなっており、今後、さらなる人口の減少が見込まれる一方で、高齢者人口はますます増加し、令和９年には高齢化率が３０パーセントを超えるものと推計されています。

また、いわゆる「８０５０問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」に象徴されるように、高齢者を取り巻く問題は、複雑化・複合化してきており、高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野を包括的に支援していくことが求められています。

第９期事業計画期間においては、計画の基本理念である「誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現」を目指し、鶴ヶ島市の実情に合わせ、市民や多様な主体と連携しながら、４つの基本目標に定めた取組を着実に推進していくことを希望します。

ついては、地域支援事業及び高齢者在宅福祉サービス等に対する意見を別紙のとおり付します。

別紙

■地域共生社会の構築について

市民や地域の多様な主体が「我が事」として、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、これまでの既存の制度では対応が難しい「複合的な課題」や「狭間のニーズ」に対して、包括的に支援していく必要があります。

ついては、行政だけではなく、地域と連携した包括的な支援体制を整備することにより、誰一人取り残さない支援に努めていただくことを望みます。

■健康づくり・介護予防事業について

人生１００年時代を迎える中、高齢者が生きがいや役割を持ち、住み慣れた地域で元気に暮らしていくためには、高齢者自身が健康づくりや介護予防に取り組み、心身ともに健康な期間である「健康寿命」を延ばしていく必要があります。

ついては、高齢者が自分に合った健康習慣を見つけ、実践することができるよう、市主催の介護予防事業の充実や情報の発信、介護予防ボランティア「つるフィット」やフレイルサポーター等、地域で活躍する人材の育成を進めるなど、地域と連携した健康づくり・介護予防の取組を積極的に推進していただくことを望みます。

■在宅福祉・家族介護者の支援について

高齢者の在宅生活を支えるために、鶴ヶ島市においては、緊急時通報システムの設置や移送支援などの在宅福祉サービスが提供されていますが、これらのサービスの充実に加え、地域での見守りやニーズに応じた家族介護者の支援を進めていく必要があります。

第９期事業計画期間においては、新たに難聴の高齢者を対象にした補聴器購入費の一部助成や配食サービスの拡充が計画されていますが、これらの事業を着実に推進するとともに、介護者が孤立することがないよう、多様な主体と連携して支援していただくことを望みます。

■認知症施策の推進について

高齢化の進展に伴い、鶴ヶ島市の認知症高齢者数は、令和８年度は約２，２００人、令和１６年度には３，０００人を超えるものと推計されています。認知症予防に加え、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域をつくる必要があります。

ついては、今後とも認知症予防に向けた取組に加え、認知症サポーターの養成等を通じた「正しい知識・理解の普及」、認知症高齢者やその家族、地域住民等が気軽に集い、交流することができる「オレンジカフェ（認知症カフェ）」の取組を市内全域に拡大するなど、認知症高齢者が希望をもって日常生活を過ごせるよう、事業展開していただくことを望みます。

5　鶴ヶ島市介護保険運営審議会開催経過

年度	回	開催日	内　容
令和3年度	第１回	令和３年５月６日（木）	○会長の選任及び職務代理者の指名について ○居宅サービス事業所等の従事者へのワクチン接種について ○新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の実施について
	第２回	令和３年８月５日（木）	○令和２年度介護保険特別会計歳入歳出決算について ・決算概要等について ・「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の自己評価の報告について ○令和３年度介護保険特別会計補正予算（案）について ○令和２年度介護事業者に対する実地指導等の実績について
	第３回	令和３年１１月４日（木）	○令和３年度介護保険特別会計補正予算（案）について
	第４回	令和４年２月３日（木）	○令和３年度介護保険特別会計補正予算（案）について ○令和４年度介護保険特別会計予算（案）について ○令和２年度鶴ヶ島市地域包括支援センターの事業評価について ○令和４年度鶴ヶ島市地域包括支援センター運営方針（案）について ○介護保険事業計画のための地域分析・検討について ○地域密着型サービス事業者（地域密着型通所介護）の指定について
令和4年度	第１回	令和４年５月１２日（木） （書面会議）	○令和４年度介護保険特別会計補正予算（案）について
	第２回	令和４年８月４日（木）	○令和３年度介護保険特別会計歳入歳出決算について ・決算概要等について ・令和３年度鶴ヶ島市地域包括支援センターの事業評価について ・令和３年度高齢者実態把握調査の結果について ・「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の自己評価の報告について ○令和４年度介護保険特別会計補正予算（案）について ○令和３年度介護事業者に対する実地指導等の実績について
	第３回	令和４年１１月１０日（木）	○令和４年度介護保険特別会計補正予算（案）について ○高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画に係るアンケート調査の実施について
	第４回	令和５年２月２日（木）	○令和４年度介護保険特別会計補正予算（案）について ○令和５年度介護保険特別会計予算（案）について ○令和５年度鶴ヶ島市地域包括支援センター運営方針（案）について ○高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画に係るアンケート調査報告書（速報版）について

年度	回	開催日	内　容
令和5年度	第１回	令和５年８月３日（木）	○令和４年度介護保険特別会計歳入歳出決算について ・決算概要等について ・地域包括支援センター運営状況　＜令和４年度実績＞について ・「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の自己評価の報告について ○令和４年度介護事業者に対する運営指導等の実績について ○令和５年度介護保険特別会計補正予算（案）について ○高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の策定について ・計画の策定について（諮問） ・計画の策定スケジュールについて ・関係団体等ヒアリング調査結果について（概要） ・現行計画の施策・事業の進捗評価について
	第２回	令和５年１０月５日（木）	○高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の取組内容について ・計画の基本的な考え方の骨子案について ・構成案及び施策体系案について ・高齢者福祉施策及び地域支援事業の見直しについて ○令和４年度鶴ヶ島市地域包括支援センターの事業評価について
	第３回	令和５年１１月２日（木）	○令和５年度介護保険特別会計補正予算（案）について ○高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の素案概要について ・高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画　施策体系案（取組内容） ・高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画　素案
	第４回	令和５年１２月２１日（木）	○高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画【素案】等について ・高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画【素案】について ・市民コメント制度に基づく意見募集（パブリック・コメント）について ○第９期介護保険事業計画のサービス見込量等について
	第５回	令和６年１月１８日（木）	○第９期介護保険事業計画のサービス見込量及び介護保険料率について ○高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の策定に伴う答申（介護保険サービス見込量及び介護保険料率）について
	第６回	令和６年２月１日（木）	○高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の策定に伴う答申（地域支援事業及び高齢者在宅福祉サービス等）等について ・市民コメント制度に基づく意見募集（パブリック・コメント）の結果について ・高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の策定に伴う答申について ○令和５年度介護保険特別会計補正予算（案）について ○令和６年度介護保険特別会計予算（案）について ○介護保険条例の一部を改正する条例等について ○令和６年度鶴ヶ島市地域包括支援センター運営方針（案）について

鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行日　令和６年３月
発行者　鶴ヶ島市 健康部 介護保険課・健康長寿課
所在地　〒３５０-２２９２　鶴ヶ島市大字三ツ木１６番地１
ＴＥＬ　０４９－２７１－１１１１　　ＦＡＸ　０４９－２７１－１１９０